

越生町立地適正化計画

平成 30 年 3 月

越 生 町

目 次

序 章 背景及び目的	1
1. 背景及び目的	1
2. 計画の前提	2
第 I 章 上位計画及び関連計画・事業	3
1. 上位計画	3
2. 関連計画	13
3. 関連事業	20
第 II 章 都市の概況	21
1. 地勢及び土地利用	21
2. 人口及び世帯	23
3. 市街地の拡がり	25
4. 人口動態	26
5. 公共交通の現況	31
6. 産業	34
7. 市街地整備事業等	39
8. 法規制	44
9. 財政	50
第 III 章 現状及び将来見通しにおけるまちづくり課題	52
1. 将来人口	52
2. 土地利用等	57
3. 法規制	58
4. 公共交通圏域	59
5. 主要施設圏域	63
6. 観光	89
第 IV 章 将来都市構造	91
1. 将来都市構造	91
2. 小さな拠点	93
第 V 章 まちづくりの目標	94
1. まちづくり目標	94
2. 方針と施策	94

第VI章 誘導区域及び誘導施設の設定	96
1. 居住誘導区域の設定	96
2. 都市機能誘導区域の設定	105
第VII章 誘導施策	112
1. 居住誘導区域における誘導施策	113
2. 都市機能誘導区域における誘導施策	114
3. 小さな拠点の形成に向けた取り組み	116
4. 公共交通網の形成	118
第VIII章 計画の推進及び目標値の設定	120
1. 計画の推進	120
2. 目標値の設定	122
第IX章 届出制度	124
1. 居住誘導区域と事前届出	124
2. 都市機能誘導区域・誘導施設と事前届出	125

序章 背景及び目的

1. 背景及び目的

1) 計画の背景と目的

越生町は、埼玉県のほぼ中央に位置し、外秩父山地や町の中央を流れる越辺川等、豊かな自然に囲まれて発展してきました。また、梅、つつじ、やまぶき等の花々は関東でも有数の景色を生み出しており、これらの資源を活かした『ハイキングの里』としても知られています。市街地は、東部の平野を南北に貫く鉄道及び幹線道路の周辺に形成され、昭和50年代以降、人口の増加と共に徐々に拡大してきました。

しかし、町の人口は平成12年頃から減少傾向に転じ、今後も急速な少子高齢化とそれに伴う人口減少が進むと予想されています。そのような中でも、町での住民生活に必要である様々な公共サービスを持続可能とするため、町ではコンパクトシティの形成に向けた取組みを推進します。

推進にあたっては、都市全体の観点から、中心市街地活性化、医療・福祉の充実、空き家対策の推進、公共交通の維持と充実等、まちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それらの関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討することが必要となります。

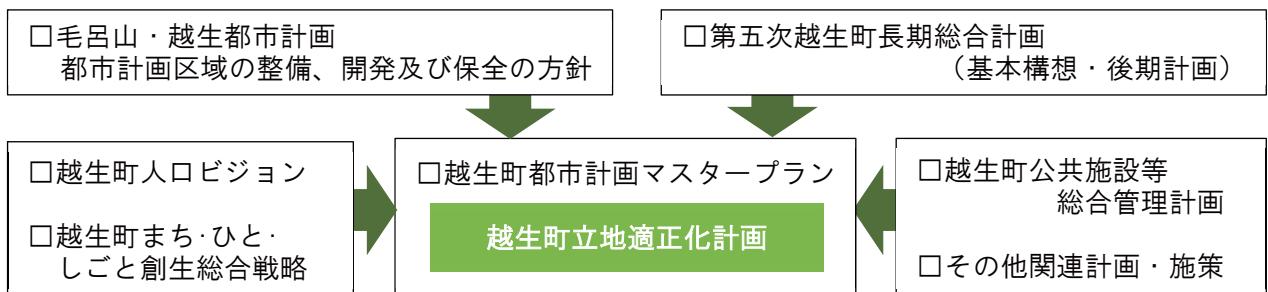
そこで、越生町では、具体的かつ効果的な施策を推進していくため、平成26年8月の都市再生特別措置法の改正により制度化された「立地適正化計画」を策定し、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導を図り、今後も町民が安心して住み続けられる、また、町外の若い世代などの来訪者にとって移住・定住のきっかけとなる、コンパクトなまちづくりを目指します。

2) 計画の位置づけ

越生町立地適正化計画は、埼玉県の「毛呂山・越生都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、越生町の「第五次越生町長期総合計画」及び「越生町都市計画マスタープラン」に即し、その他関連する各分野の計画や事業とも連携を図っていく必要があります。

また、都市再生特別措置法第82条に則り、立地適正化計画は所定の手続きを経て公表されると、越生町都市計画マスタープランの一部とみなされることとなります。

図 計画の位置づけ



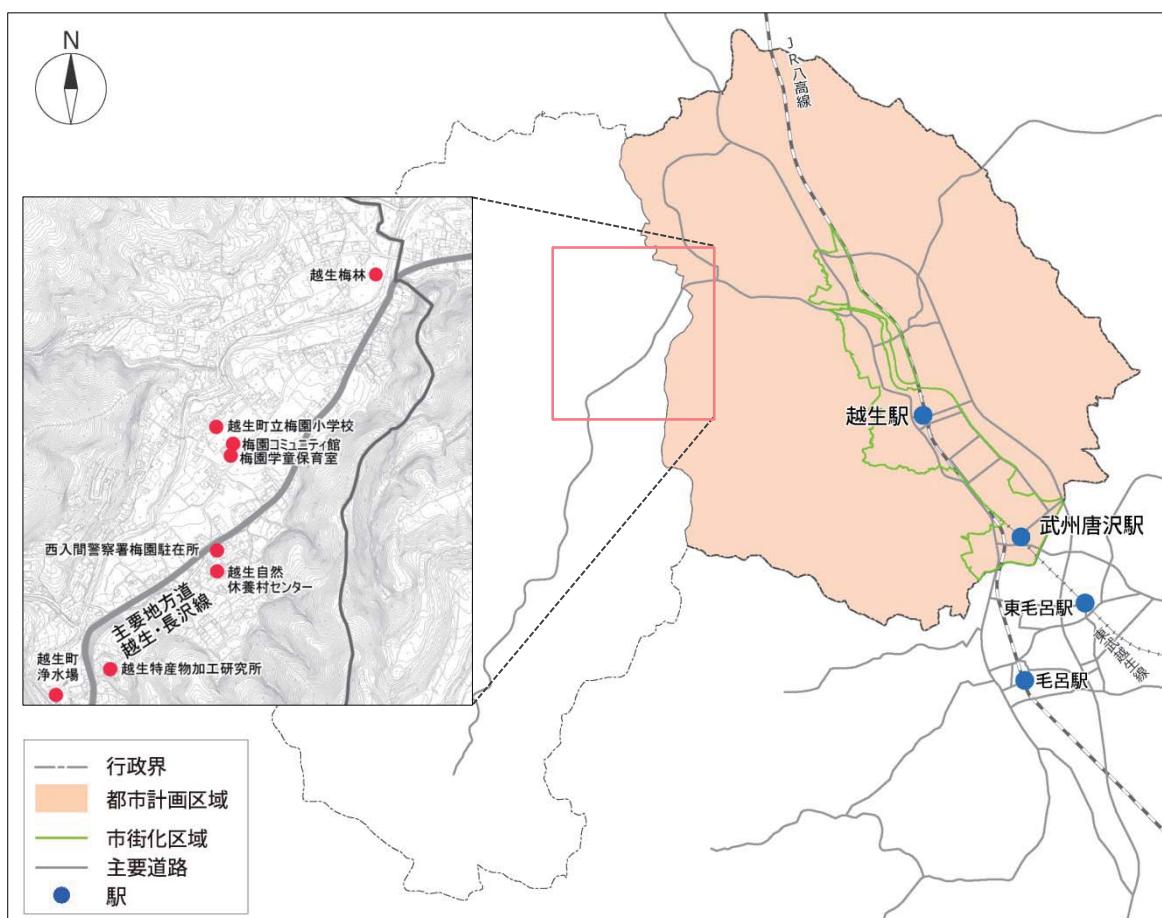
2. 計画の前提

1) 計画対象区域

立地適正化計画の区域は、都市再生特別措置法第 81 条 1 項に基づき、原則、都市計画区域全域とします。

ただし、昭和 30 年に町村合併した旧梅園村の中心である越生自然休養村センター周辺地区については、梅園小学校や梅園コミュニティ館等、多くの公共施設や商店が立地しており、町西部地域の中心集落が形成されています。このことから、生活の拠点として安心して暮らしていくための生活支援サービス施設の維持に向けた検討対象区域に含めることとします。

図 計画対象区域



2) 計画の目標年次

立地適正化計画は、都市構造の再構築など、長期的なまちのあり方を示していく計画であるとともに、平成 27 年の統計データや施設立地状況を踏まえて町の現況分析を行っていることから、計画の始期は平成 30 年度とし、概ね 20 年後の平成 47 年度を目標年次とします。

目標年次 平成 47 年度（2035 年）

第Ⅰ章 上位計画及び関連計画・事業

1. 上位計画

本計画と連携を図るべき計画及び事業について、関連するものを以下にまとめます。

表 上位計画及び関連計画・事業一覧

位置付け	No.	計画名称	目標年次 (策定年次)
上位計画	1	毛呂山・越生都市計画（毛呂山町、越生町、鳩山町） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	平成 47 年
	2	第五次越生町長期総合計画（基本構想・後期計画）	平成 32 年
	3	越生町都市計画マスタープラン 『越生いきいき都市宣言』	平成 32 年
関連計画	1	越生町人口ビジョン	平成 72 年
	2	越生町まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 31 年
	3	埼玉県地域保健医療計画	平成 29 年
	4	越生町地域福祉計画	平成 32 年
	5	越生町子ども・子育て支援事業計画	平成 31 年
	6	越生町公共施設等総合管理計画	平成 66 年
	7	ハイキングのまち宣言に向けての基本計画	（平成 25 年）
関連事業	1	越生駅周辺地区都市再生整備計画	平成 30 年

1) 毛呂山・越生都市計画（毛呂山町、越生町、鳩山町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（平成 26 年 3 月（平成 29 年 1 月変更））

□目標年次：平成 47 年度（概ね 20 年後）

（1）都市づくりの基本理念

○コンパクトなまちの実現

- ・高齢者をはじめ誰もが安心・安全で歩いて暮らせるまちづくりを推進する。
- ・中心市街地に商業・医療・福祉・子育て支援施設など多様な都市機能の集積を図るとともに、ゆとりある質の高い居住環境を形成する。
- ・地域から中心市街地や医療・福祉施設へのアクセス性を高め、生活環境の向上を図り、都市の利便性と田園のゆとりを共存できる都市を守り育てる。
- ・公共交通の利用促進やみどりの創出などにより、低炭素社会の実現を図る。

○地域の個性ある発展

- ・高速道路ネットワークの整備による波及効果や地理的な優位性を活かし、産業の集積を図るとともに、雇用の場を確保し、地域の活力の源となる次世代が暮らしてみたくなるような魅力あるまちづくりを進める。

○都市と自然・田園との共生

- ・田畠・里山を活用しつつ、良好な田園・自然を保全する。

（2）都市計画の目標

【地域毎の市街地像】

○中心拠点…武州長瀬駅や越生駅の周辺は、環境との調和に配慮しながら、商業業務施設、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設など多様な都市機能を集積し、まちの顔となる拠点を形成する。

○生活拠点…毛呂駅や東毛呂駅の周辺、公共交通によるアクセスの利便性が高い目白台周辺、鳩山ニュータウン周辺、今宿交差点周辺は、商業施設、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設などが充実した地域生活を支える拠点を形成する。

○産業拠点…成瀬・大谷地区は、産業を集積する拠点を形成する。

（3）主要な都市計画の決定の方針

① 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

【主要用途の配置の方針】

○住宅地

- ・住宅地は、高齢者をはじめ誰もが安心・安全に歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、公共交通機関及び公共施設、医療・福祉・子育て支援施設、店舗等の生活利便施設の利便性を勘案して配置する。
- ・良好な住居の環境を保護する地域については、住居専用地域を定めるなど、各々の地域の特性に応じた用途を配置する。

○商業業務地

- ・商業地は、経済圏及び生活圏、周辺の土地利用、基盤整備の状況や将来計画等を勘案するとともに、交通ネットワークの形成との関係を考慮して配置する。
- ・本区域の核として、商業業務機能の集積を図る商業地は、主として中心拠点に配置する。

-
- ・生活利便性を確保するための商業地は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給のための店舗等の立地を図る地域等に配置する。

【市街地における住宅建設の方針】

- ・少子高齢化が進む社会においても、全ての県民が安心・安全に暮らせる住まいづくりを進める。特に、高齢者の急激な増加に備えた居住の安定を確保するとともに、身体能力の変化などに対応した住まいづくりを進める。
- ・子育て世代が魅力を感じる住宅となるよう、子育てしやすい住まいづくりを進める。
- ・住宅建設に当たっては、生活支援、子育て支援、医療、教育等の様々な機能が充実し、犯罪や災害が少ない住環境の整備を進める。

【市街地において特に配慮すべき土地利用の方針】

- ・都市機能の集積、増進及び更新を図る地区については、都市基盤の整備状況等を勘案し、土地の高度利用を図る。
- ・人口減少・超高齢社会の同時進行などの社会情勢の変化や、土地利用の動向等へ対応するとともに、目指すべき市街地像の実現に向けた秩序ある土地利用を図るために必要な場合は、適切な用途の見直しを行う。現に空地、空き家等が散在している区域、工場の移転等により空地化が進む区域については、地域の実情に応じて、適切な土地利用が図られるように努める。
- ・特定大規模建築物の立地については、商業地に誘導する。市町村の建設に関する基本構想等に基づき、新たに特定大規模建築物の立地を可能とする都市計画を定める場合は、関係自治体との調整を図る。
- ・良好な居住環境を維持すべき地区、新たな住宅市街地形成に併せて積極的に良好な住環境の実現を図るべき地区、建築物が密集した市街地などで市街地の改善又は建築更新の誘導などにより居住環境の向上を図るべき地区などについては、高度地区や地区計画などを活用し、良好な住環境と街並みの景観の維持、形成を図る。

【その他の土地利用の方針】

- ・土砂災害特別警戒区域その他の溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある区域については、都市計画を活用して、新たな宅地化を抑制するなど、地域の実情に即した方策を講じる。
- ・市街地調整区域内の既存集落や既に都市的土地区域が図られている地区、無秩序な開発により不良な街区の環境が形成されるおそれがある地区、都市機能の維持または増進に著しく寄与する事業が行われる地区においては、居住環境等の維持、改善などを図るため、必要に応じて、地区計画制度の活用に努める。
- ・市街地調整区域内においては、広域的に都市構造に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、特定大規模建築物の立地を抑制する。

② 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

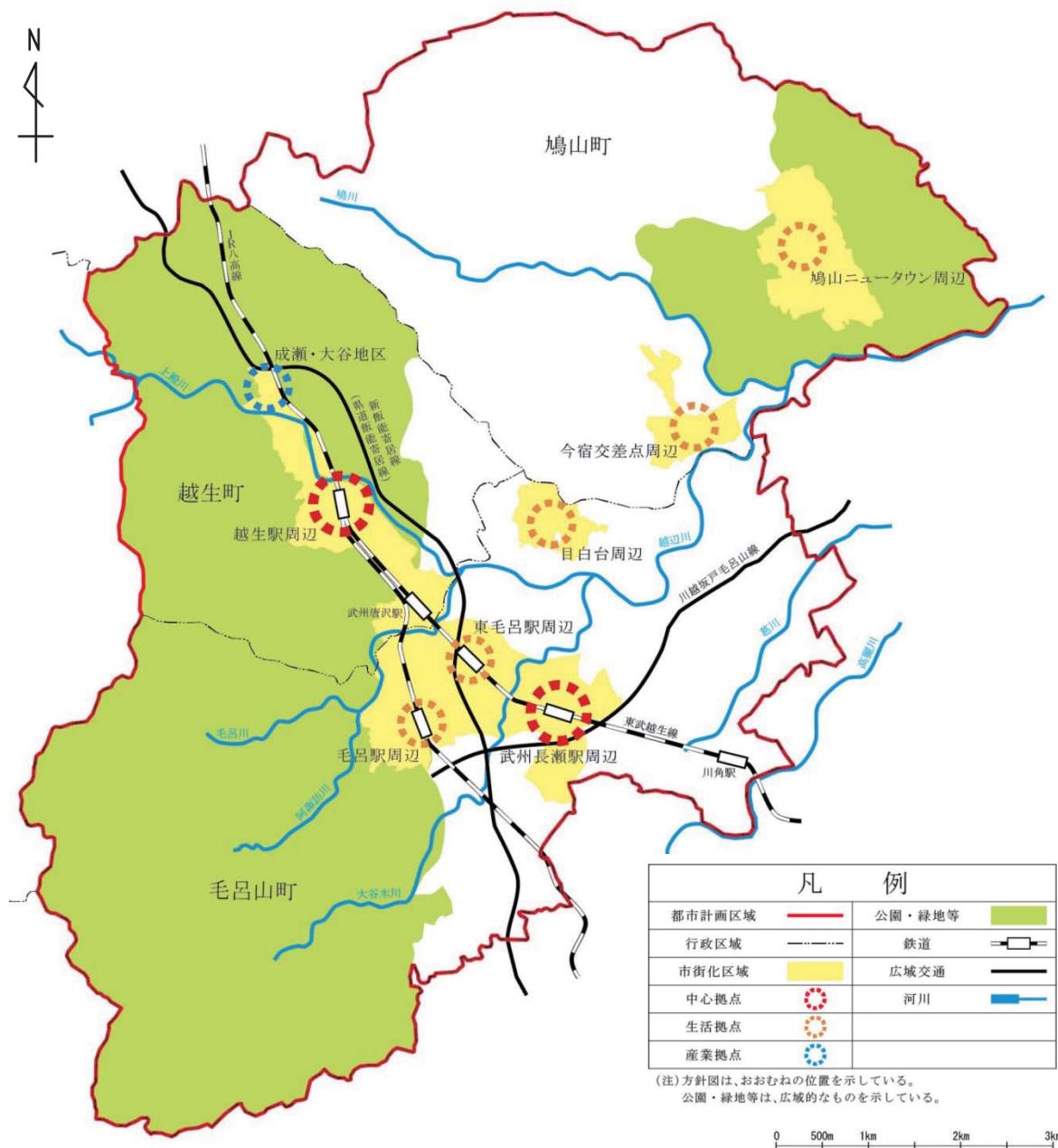
【交通施設の都市計画の決定の方針】

- ・歩行者や自転車の通行環境を充実するとともに、公共交通機関の利用促進を図り、総合的な交通体系を確立する。
- ・広域的な交流・連携を強化するため、広域交通ネットワークの構築を図る。

【主要な施設の配置の方針】

- ・通勤・通学の主要な交通手段となっている鉄道の利便性を向上するため、鉄道駅への結節性を高める駅前広場やアクセス道路などの施設を配置する。
- ③ 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- ・建築物が密集した市街地や、公共施設の整備を必要とする地区などにおいて重点的に実施する。
 - ・小規模な面積での整備、地域にとって必要な公共施設の重点整備、民間主導の整備などにより、迅速な完了を目指す。

図 整備・開発及び保全の方針



2) 第五次越生町長期総合計画

(平成 23 年度（前期：平成 23～27 年度、後期：平成 28～32 年度）)

□目標年次：平成 32 年度

(1) まちづくりの基本理念

- I. 町民と行政との協働による 新たなまちづくりの創造
- II. 自然を愛で やさしさとうるおいのあるまちづくり
- III. 地域の特性を活かした 活力と魅力のあるまちづくり

(2) まちの将来像

町民との協働による暮らしやすさと活力のあるまち

(3) まちづくりの基本目標

- ・町民との協働による暮らしやすさと活力のあるまち
- ・町民と行政が協働により施策を実現するまち
- ・健康で心豊かに安心して暮らせるまち
- ・自然と調和した快適で安全なまち
- ・観光資源とおごせブランドを創出するまち
- ・豊かな人間性溢れるなごやかなまち

(4) 関連分野における基本方針と施策

第2節 健康で心豊かに安心して暮らせるまち

【地域医療体制の充実】

○基本方針

- ・坂戸飯能地区病院群および毛呂山越生医師会の協力を得ながら地域医療体制を強化。
- ・西入間広域消防組合の救急搬送体制を整え、救急医療機関との連携により、迅速かつ適切に対応。

○施策

- ・坂戸飯能地区病院群と本町を含めた関係自治体と連携を強化し、夜間・休日における救急医療体制の整備。
- ・毛呂山越生医師会の協力により在宅当番医制度を継続し、休日における初期救急の対応。

【高齢者福祉の充実】

○基本方針

- ・総合的な介護予防体制の整備。
- ・地域包括支援センターを中心に、医療機関やサービス事業者との連携を強化、地域ケア体制の充実。

○施策

- ・地域包括支援センターを中心として、自立支援型ケアプランを目的とした地域ケア会議を充実。
- ・高齢者や家族等への支援が迅速にできるよう保健・医療・福祉との連携を図り、総合相談体制を充実。

-
- ・施設系サービスでは、需要状況等に配慮しつつ近隣地域の介護老人福祉施設や介護老人保健施設との連携を保ち、サービス必要量を確保。

【児童・母（父）子福祉の充実】

○基本方針

- ・地域、家庭における子育て支援の充実。
- ・保護者の多様なニーズに応えるための質の高い保育サービス。

○施策

- ・地域子育て支援センターにおける子育て親子の交流促進、育児相談、出前保育などの事業を充実。
- ・保健・医療・福祉・教育との連携を図りながら、一人ひとりが安心してきめ細かなサービスが受けられる体制づくり。

第3節 自然と調和した快適で安全なまち

【土地利用計画の推進】

○基本方針

- ・住居地域などの都市的土地区画整理事業については、計画人口にあわせた快適で利便性に優れた暮らしや、商工業の発展による活力あるまちづくりを進めるためのゾーニングを実施。

○施策

[住宅系ゾーン]

ア 既成市街地ゾーン

- ・主要地方道飯能寄居線周辺地域を中心とした既成市街地については、防災・防犯上の安全性や快適性を高めるため、生活道路・水路等の整備を計画的に進めるとともに、建物の高さや色調への配慮、生け垣による緑化の推進など、総合的な住環境の向上に努める。

イ 住居系ゾーン

- ・越生駅東と上野東の特定土地区画整理事業と西和田・河原山土地区画整理事業により整備された住宅地については、緑化などに配慮した快適な住環境の保全に努め、これら住居系ゾーンの未利用地については、計画人口を確保するため住宅の建設を促進する。

[商業系ゾーン]

- ・越生駅や武州唐沢駅を中心とした地域や主要地方道飯能寄居線沿道の既成商業地については、商業地域・近隣商業地域の用途に指定されているため、新たな商業施設の立地を促進する。
- ・商工会と商店が一体となって魅力ある商店経営が展開できるよう、空き店舗の利活用や駐車場の確保など、商業地域全体の活性化を推進する土地利用に努める。
- ・主要地方道飯能寄居線バイパス沿道の土地利用については都市計画法に基づき新たな商業地の形成を図る。

[土地利用活性化系ゾーン]

- ・上野地区や古池地区等の一部を土地利用活性化推進地域に位置づけ、豊かな自然を活かし、地方創生や人口減少等に対応するため、若者や高齢者の定住型施設を誘致するなど既存施設との複合的な土地利用を推進する。

【住環境の整備】

○基本方針

- ・「都市計画マスター プラン」に基づいた、豊かな自然環境と調和し都市機能の充実した利便性の高い快適なまちづくりの推進。
- ・高齢化社会に配慮したバリアフリー整備や地球環境にやさしい住環境の整備・保全。

○施策

- ・都市計画法の住居系区域指定や「開発行為等指導要綱」の適正な運用を図り、景観に配慮した良好な宅地の形成に努める。

【交通体系の整備】

○基本方針

- ・鉄道の運行本数の現状維持や乗り換え時間の短縮などについて鉄道事業者に要望。
- ・越生駅構内の自由通路の整備、東口の開設による鉄道・バス路線利用者の安全性や利便性向上。

○施策

- ・東武越生線については、通勤・通学時間の混雑緩和対策や、東武東上線との円滑な接続、徹底した安全対策などについて、沿線市町と連携し要望する。
- ・JR八高線については、運行本数の増便や改札口の新設など利便性の向上を目指し、沿線市町と連携を図り要望する。
- ・越生駅東口開設については、早期に自由通路が整備できるよう鉄道事業者と協議を進めること。
- ・越生駅から黒山間のバス路線については、運行本数の確保を図るとともに、バス利用の促進に努める。
- ・梅まつりなど観光イベントとタイアップした臨時バスの運行により、交通渋滞の緩和と観光客の利便性の向上に努める。
- ・ときがわ町が越生駅に乗り入れているバス路線については、利便性を考慮した路線変更やバス停の新設などについて、ときがわ町と協議・調整し、利便性の向上に努める。
- ・高齢化や過疎化対策として、本町の実情に合った交通体系について、町民の要望を踏まえ検討する。

第4節 観光資源とおごせブランドを創出するまち

【観光資源の掘り起こし】

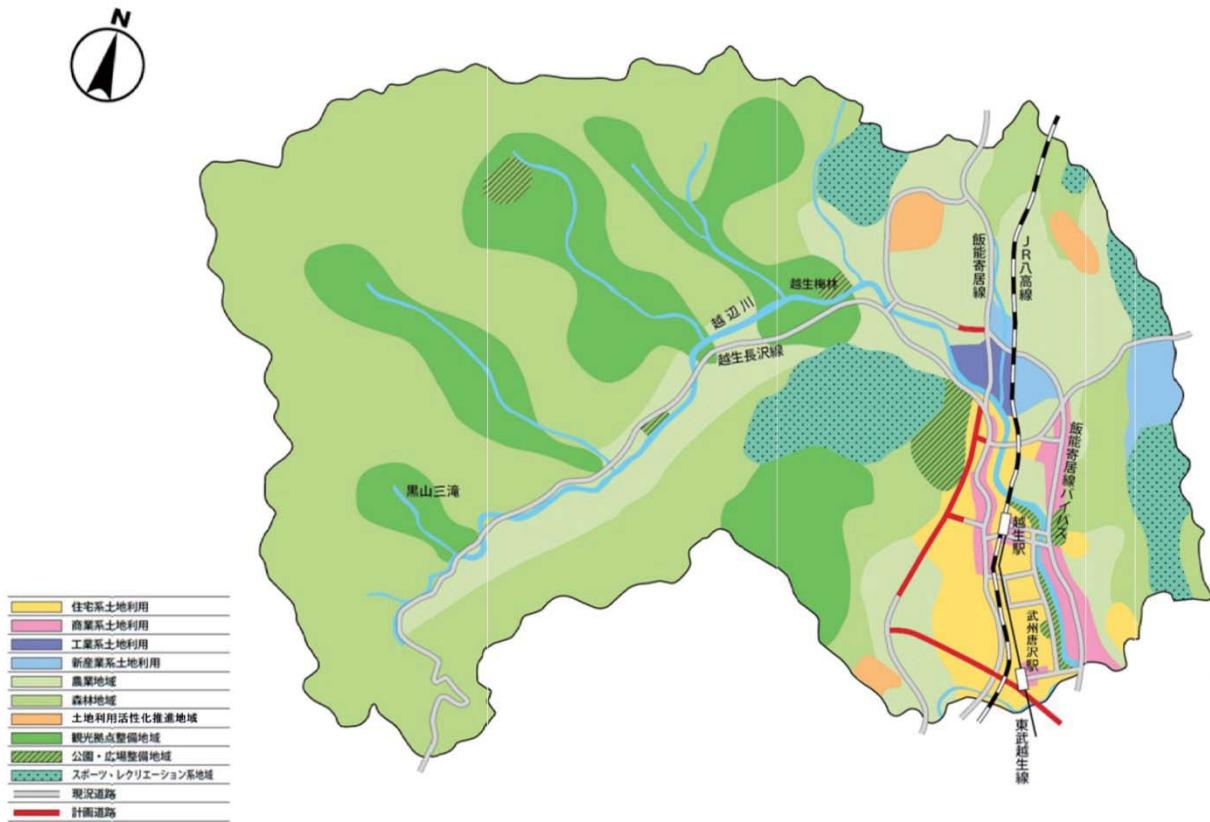
○基本方針

- ・豊かな自然環境や四季折々の花々や越生まつりなどの伝統行事を活かした観光イベントを鉄道事業者とタイアップして観光のまちづくりを推進。

○施策

- ・「越生ふれあいの里山」や周辺の里山の風情を活かし、新たな観光資源として整備を進め、ふれあい健康センターとのネットワークを強化する。
- ・自然・歴史・文化遺産を観光資源として活かし、さまざまな志向に応え、何度も足を運んでもらえるリピート型の観光振興を図る。
- ・観光施設の役割と機能を見直し、効果的な観光振興と観光客の利便性の向上を図る。

図 土地利用構想



3) 越生町都市計画マスタープラン『越生いきいき都市宣言』

(平成 11 年度 (最終見直し : 平成 24 年度))

□目標年次 : 平成 32 年度

(1) 基本理念

越生　いきいき都市宣言

人々・自然・都市・花・みどりなど、だれもがいきいきと豊かに健康で暮らせ、様々な「いきいき」を体験できるような魅力あるまちづくりを目指す。

(2) 基本方針

- 自然が生き息き…すがすがしい空気を呼吸できる自然環境を保全し、動植物すべてがいきいきとできる「うるおいあるまちづくり」を目指します。
- 安全に生き活き…利便性を高めるだけでなく、安全で快適な生活環境を創造し、だれもが安心していきいきと「活動できるまちづくり」を目指します。
- 来たりて行き往き…「また来たい」と感じられる観光資源をより魅力的にし、だれもがいきいきと「楽しめるまちづくり」を目指します。
- 生涯生き粹き…医療福祉体系の確立や地域間コミュニティの形成など、高齢社会の不安を取り除き、地域内交流を充実させていくことで、生涯いきいきと「健康で交流のあるまちづくり」を目指します。
- 遊学生き活き…21 世紀を担う子どもたちが、心身ともに健全に成長できる「質の高い教育・遊べる環境があるまちづくり」を目指します。

(3) 分野別方針

① 土地利用の方針

【住宅系】

街路などの都市基盤整備を推進し、防災上の安全性や生活利便性の向上を図るとともに、緑化や景観に配慮したうるおいと安らぎのある快適な住宅地の形成に努める。

○住宅市街地

地域の安全性や快適性を高めるために、生活道路の整備・改善を計画的に図る。

○新住宅地

土地区画整理事業が進められている上野東地区や西和田・河原山地区、また、今後、住宅市街地として整備される上野西地区においては、本町の緑豊かな自然環境や景観に配慮した質の高い住宅地の形成に努める。

【商業系】

主要地方道飯能・寄居線沿道を中心に形成されている既存商業地においては、中心商業拠点にふさわしい利便性の向上と商業環境の整備を進め、町内購買力の確保に努める。また、新飯能・寄居線バイパス沿道については、日常の生活・利便サービス機能や商業機能などの誘導を目指す。

○中心商業地

越生駅周辺や主要地方道飯能・寄居線沿道を中心商業地として位置づけ、地域性のある店舗の誘致を促進し、買い物の利便性の向上に努める。また、越生駅西口周辺の商業地については、空き店舗の活用、店頭空間の改善、業種・業態の改善等の支援体制づくりを目指す。

○近隣商業地

武州唐沢駅周辺や新飯能・寄居線バイパス沿道においては、立地特性を活かした日常生活に必要な利便サービス機能、商業機能の誘導を図るとともに、中心商業地との連携・共存による町外への消費者流出の防止に努める。

② 道路・交通の方針

【公共交通の機能確保と交通施設の再整備】

JR八高線やバス路線では、運行本数の維持さえも難しい状況にあるものの、主要な公共交通機関としての機能確保ができるよう関係機関との調整を図る。また、駅舎のバリアフリー化などお年寄りから子どもまで、だれもが利用しやすい施設整備に努める。

○鉄道の利便性向上

東武越生線は今後も運行本数の増便や乗り換え時間の短縮、駅舎改善等に向け、沿線市町と連携して鉄道事業者に要望する。

JR八高線についても運行本数の増便や駅舎の改善など利便性の向上を目指し、沿線市町と連携して鉄道事業者に要望する。

○駅前整備

本町の顔である越生駅や武州唐沢駅については、東西自由通路や東口改札などの設置に向けた検討を引き続き行うとともに、バリアフリー整備ができるよう関係機関との調整を図る。

また、放置自転車を防ぎ、駅前美化を図るため、越生駅東側の駐輪場の利用促進に努めるとともに、武州唐沢駅にも駐輪場の整備を推進する。

○補助的な交通機関

高齢者や過疎化している地域に対応した交通手段として、乗合いタクシー等を検討する。

【道路ネットワークの確立と安全性の確保】

近隣市町との交流や町民生活・活動を支える上で重要な都市基盤である道路について、都市間の連絡性の確保・強化に向けた道路ネットワークの形成を図る。

○広域幹線道路

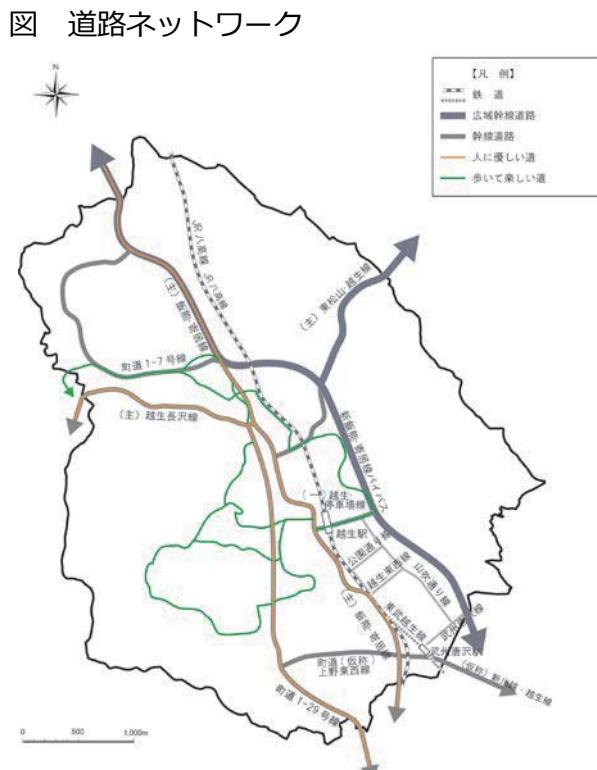
周辺都市との連絡を高めるため、主要地方道飯能・寄居線及び新飯能・寄居線バイパス、主要地方道東松山・越生線の整備を県に要望する。

③ 都市施設整備の方針

【その他の都市施設】

○保健・医療・福祉

住民の保健・医療・福祉に対する不安を解消するため、医療施設や保健活動に関する情報などを提供できるよう、情報ネットワークの強化を推進する。



2. 関連計画

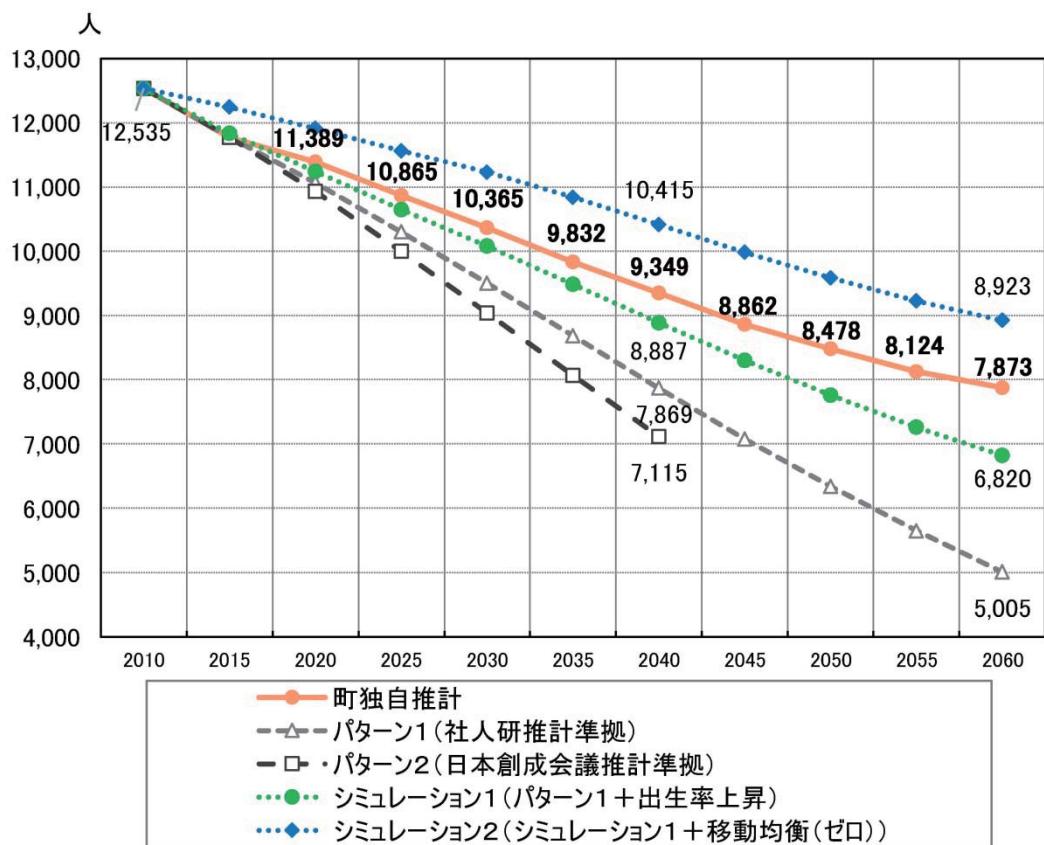
1) 越生町人口ビジョン

(平成 27 年 10 月)

□目標年次：平成 72 年度

(1) 人口推計

図 町独自の推計とパターン比較



*町独自推計：パターン1をベースに、住民アンケート結果を反映させた出生率を採用し、若者定住促進策や高齢者施設整備の実施による人口増加を加味した推計

(2) 人口の将来展望

2040 年 9,300 人

2060 年 7,800 人

(3) 課題

- ①若い世代の減少抑制及び合計特殊出生率の改善に向けた対策
- ②子育てしやすいまちづくりと、町に住む若者が結婚したくなる、結婚しやすくなるような支援
- ③町内の雇用創出の取り組み、若者の転出抑制、町の役割として近隣自治体へ通勤する人のベットタウンとしての在り方について検討
- ④さらなる税収の悪化、高齢者福祉への予算配分の拡大
- ⑤公民館の有効な活用方法の検討、比較的身近なところで住民が交流できる場の確保

2) 越生町まち・ひと・しごと創生総合戦略

(平成 27 年 10 月)

□目標年次：平成 31 年度

(1) 基本目標

- 1 若者の結婚・出産・子育てを支援します
- 2 里山の魅力を活かした定住促進を進めます
- 3 観光資源を活用したまちの PR を進めます
- 4 越生町の産業を育てます
- 5 安心できる生活環境を整備します

(2) 関連分野における目標と施策

【若者の出産・子育てのサポート】

地域で子育てする体制づくり：世代間交流の場づくり

- 子育ての不安・負担軽減：親子リフレッシュ事業（未就学児の親子を対象として、集団による育児相談、情報共有、交流の場を提供）

【観光資源の魅力向上】

- ハイキングコンテンツの充実：全国初の「ハイキングのまち」宣言、ハイキングに訪れる観光客が四季を通じて楽しめる月ごとのハイキングルートの設定、歩いて町の観光資源を楽しめるハイキングイベントの開催

【観光の受け入れ態勢の整備】

- 快適な観光地づくり：越生駅の利便性向上のための東口の開設、観光施設及び観光トイレの整備

【公共交通対策の推進】

- 地域に即した交通体系の調査：本町の実情にあった交通体系構築のための調査研究事業の実施

- 介護サービスの充実：住民のコミュニティ維持のための小さな拠点の確保

- 他職種連携による地域包括ケア体制の構築：子どもや高齢者がさらに安心して生活できる地域医療体制の拡充、介護福祉施設との連携強化による地域医療体制の整備

3) 埼玉県地域保健医療計画

(平成 25 年度 (平成 26 年 10 月一部変更))

□目標年次：平成 29 年度

(1) 目標

健康でしあわせな社会をつくるため、福祉と連携した保健医療を充実する

(2) 方向

- ・質が高く効率的な医療提供体制の確保
- ・生涯を通じた健康づくり体制の確立
- ・安心・安全なくらしを守る健康危機管理体制の構築
- ・健康の保持と医療の効率的な提供による医療費の適正化

(3) 二次保健医療圏域の取り組み（川越比企圏）

【川越比企保健医療圏の概要】

越生町の属する川越比企保健医療圏の概要は、以下のとおりです。

【圏域の基本指標】		[県値]
人口総数	799,470 人	
人口増加率 (H17～H22)	0.6% [2.0%]	
年齢 3 区分別人口		
0～14 歳	100,298 人 (12.5%) [13.3%]	
15～64 歳	527,770 人 (66.0%) [66.3%]	
65 歳～	169,477 人 (21.2%) [20.4%]	
出生率 (人口千対)	7.5 [8.2]	
死亡率 (人口千対)	8.5 [8.1]	
保健所	東松山保健所・坂戸保健所・川越市保健所	
圏 域 (市町村)	川越市・東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ときがわ町・鳩山町・東秩父村	

一次医療圏：県民が医師等に最初に接し、診療や保健指導を受ける圏。概ね市町村の単位。

二次医療圏：病院における入院医療の提供体制を整備することが相当と認められる地域単位。

三次医療圏：専門的かつ特殊な保健医療サービスを提供するもので、埼玉県全域にあたる。

(4) 川越比企保健医療圏における施策の方向（目標）

健康危機管理意識の向上のための普及啓発や関係機関の情報共有をさらに進める。また、健康危機管理体制の策定内容の検証を行い、各種の健康危機に対し、より実践的な対応体制の構築に努める。

(5) 主な取り組み及び内容

- ・健康危機管理意識の向上のための普及啓発
- ・新興感染症や既存感染症の感染拡大防止策と適切な医療体制の整備
- ・災害時要援護者に対する支援体制の充実
- ・食中毒や、飲料水汚染等による健康被害発生時の対応体制の整備

4) 越生町地域福祉計画

(平成 28 年 3 月)

□目標年次：平成 32 年度

(1) 基本理念

みんなで支え合う 安心して暮らせる越生町

(2) 基本目標

1. みんなで支え合うまちづくり
2. 住民参加のまちづくり
3. 安心して暮らせるまちづくり

(3) 取り組み

① みんなで支え合うまちづくり

- ・交流の場づくりの推進、地域による子育ての推進、地域のつながりの強化、ボランティア活動への支援

② 住民参加のまちづくり

- ・地域福祉の担い手の発掘、地域福祉の人材育成、福祉教育の推進、生涯学習の推進

③ 安心して暮らせるまちづくり

- ・総合的な相談体制の充実、福祉サービスの充実、権利擁護の推進、生活困窮者支援の推進、支援体制の整備

5) 越生町子ども・子育て支援事業計画

(平成 27 年 3 月)

□目標年次：平成 31 年度

(1) 基本的な視点

1. 子どもの育ちの視点
2. 親としての育ちの視点
3. 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点

(2) 基本理念

すべての子どもが健やかに育つまち越生

(3) 基本目標

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1. 地域における子育て支援の充実 | 4. 仕事と子育ての両立支援 |
| 2. 家庭における子育て支援の充実 | 5. 子どもの個性を活かす教育の充実 |
| 3. 親と子の健康と福祉の充実 | 6. 子育て・子育ちを支援する生活環境の整備 |

(4) 具体的な計画の内容

【子ども・子育て支援事業の推進】

- 教育・保育の見込み量及び確保方策
- 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
 - ・関連事業：地域子育て支援拠点事業
- 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

【総合的な子育て支援施策の展開】

- 地域における子育て支援の充実
 - ・関連事業：地域子育て支援センターの充実
- 家庭における子育て支援の充実
- 親と子の健康と福祉の充実
- 子育て・子育ちを支援する生活環境の整備
 - ・関連事業：安心して遊び、生活できる環境の整備

6) 越生町公共施設等総合管理計画

(平成 28 年 3 月)

□目標年次：平成 66 年度

(1) 課題

【公共施設等の整備状況から見た課題】

- ・町所有の公共施設の多くが建築後 30 年以上経過し、近い将来、一斉に更新時期を迎える。
- ・旧耐震基準で建設された耐震診断がされていない施設が多いことからも、インフラ資産（道・路等）を含め、安全性の確保を見据えた老朽化対策（大規模改修）が急務である。

【財政状況から見た課題】

- ・今後、町の財政がさらに厳しさを増すことが懸念される中で、インフラ資産（道路等）に係る経費を確保しつつ、公共施設の整備更新に支出できる経費をいかに捻出していくかが課題となる。

【将来の人口予測から見た課題】

- ・人口の減少と少子高齢化が進む中で、社会環境の変化に合った公共施設の適正量や住民ニーズを把握していくことが課題となる。

【更新費用の推計から見た課題】

- ・更新費用の推計の結果、全ての公共施設等に対する今後 40 年間の更新費用合計は、459.87 億円（年平均 11.50 億円）と推計されているが、今後の厳しい財政状況を勘案すると、すべての更新費用を確保することが非常に困難な状況と考えられることから、更新費用をいかに縮減・平準化していくかが課題となる。

(2) 基本方針とそのポイント

【基本方針 1 保有する公共施設の最適化を図る】▶利用されていない施設は減らします

- ・施設価値の判定…現在所有する施設の価値を判定し、その後の利用方法を考える。
- ・公共施設として提供する場合の適正量の把握…提供可能な公共施設の総量を把握し余剰施設は削減する。
- ・保有施設と理想とする供給量の整合…望ましい施設量を判定し、余剰施設は廃止または他目的に転換する。

【基本方針 2 公共施設の総量を抑制する】▶面積はこれ以上増やしません

- ・施設保有量の厳密な管理…施設保有量を常に管理し余剰施設の拡大を防ぐ。
- ・公共サービス提供の多角的な検討…公共サービスの提供に関する民間利用を含め検討し施設保有量の拡大を抑制する。
- ・原則として新たな公共施設はつくらない。

【基本方針 3 公共資産を効率的に利用する】▶所有する資産を大切に使います

- ・長寿命化の推進…対症療法型の維持管理から予防保全型の維持管理への転換および耐久性の向上を図る改修を実施し、修繕周期の延長などにより、トータルコスト縮減を図る。
- ・一元的な管理体制の構築…公共資産の効率的な管理・活用をする。
- ・民間活力の有効活用…未利用地の利用や施設の管理・運営では民間活力の活用も視野に検討すると共に屋根スペースを有効活用する太陽光発電事業「屋根貸し」の推進を図る。
- ・使用料等の適正化…施設の利用状況等により、使用料の適正化を図る。

7) ハイキングのまち宣言に向けての基本計画

(平成 25 年 8 月)

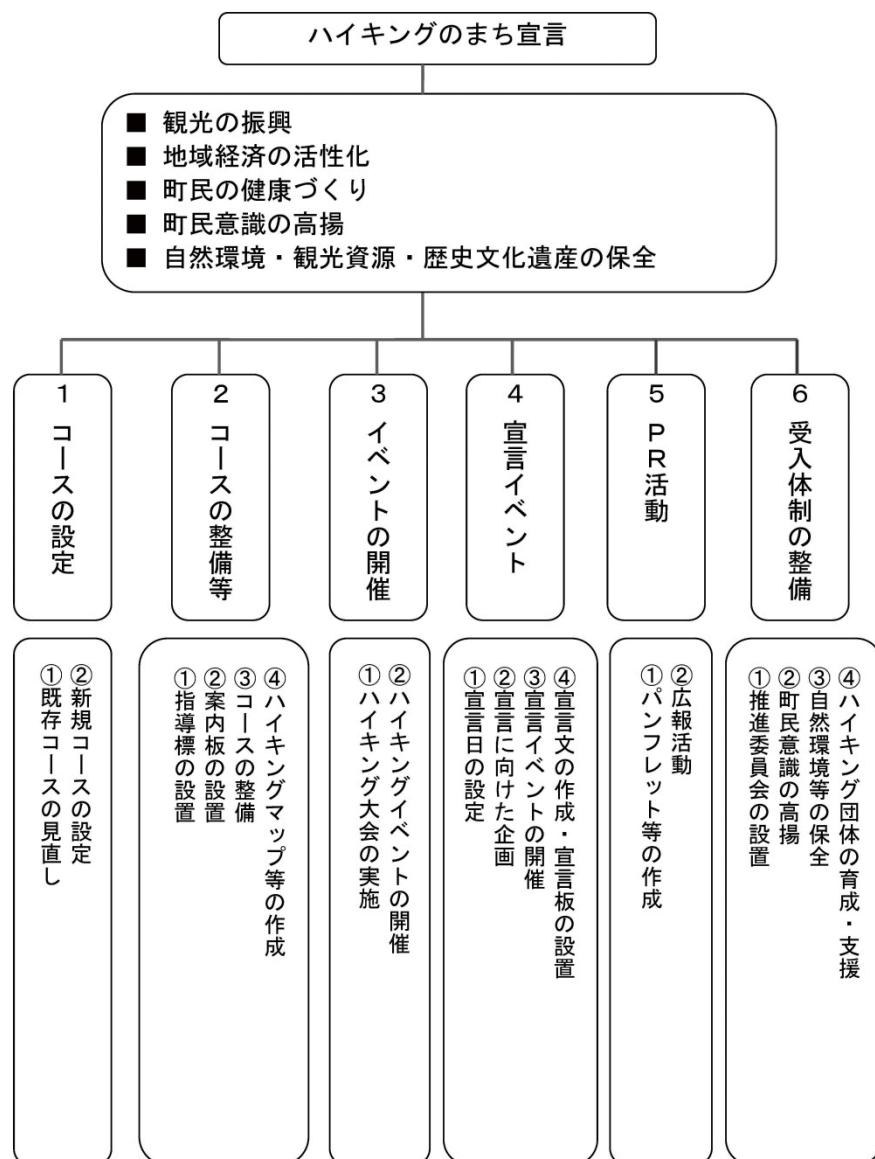
(1) 越生町ハイキングのまち宣言

越生町は、関東平野と外秩父山地の出会う所にあり、町の中央を流れる越辺川とその支流によって地形の変化に富み、豊かな自然に恵まれ、数多くの名勝地と歴史文化遺産があります。

そのため、森林浴や川のせせらぎ、四季折々の花と景観、名所を巡るハイキングコースがたくさんあります。

私たちは、このような素晴らしい町に住んでいることを誇りに思い、歩くことを通して健康な心と体をつくります。また、町外から訪れる皆様を、町をあげておもてなしの心で歓迎し、賑わいのあるハイキングのまちづくりを推進していくため、ここに「ハイキングのまち」を宣言します。

(2) 取り組み



3. 関連事業

1) 越生駅周辺地区都市再生整備計画

(1) 概要

計画期間：平成 28 年度～30 年度 面積：11.5ha

(2) 目標

大目標 越生駅周辺中心市街地の地域活力を増進し、市街地のコンパクト化を図る

小目標① 越生駅に東西を結ぶ自由通路を整備し、市街地連絡機能を強化することにより駅周辺の回遊性・利便性・アクセス性を高め、中心市街地の活性化を図る

小目標② 駅東側区画整理地内の土地利用の促進及び定住人口維持寄与

小目標③ 「ハイキングのまち」を推奨するための拠点整備

(3) 指標

① 駅東側へのアクセス時間の短縮（定義：東西連絡機能の強化）

目標と指標及び目標値の関連性	東側の計画区域にある医療機関や商業施設へのアクセス時間が短縮され、地域住民の利便性の向上を図る。
目標値	従前値：8 分（平成 27 年） ➤ 目標値：3 分（平成 31 年）

② 定住人口の維持（定義：東側区画整理事業地内の定住人口の維持）

目標と指標及び目標値の関連性	東西自由通路を整備することにより、区画整理事業で整備された住宅街へ直接乗り入れすることが可能になり土地利用が進み定住人口の維持に繋がる。
目標値	従前値：1,717 人（平成 27 年） ➤ 目標値：1,717 人（平成 31 年）

③ 観光入込客数の増加（定義：ハイキングを含め観光入込客数の増加）

目標と指標及び目標値の関連性	旧駅舎を観光案内所兼おもてなしの拠点と整備し「ハイキングのまち」また、「おもてなしのまち」として観光客数の増加を図る。
目標値	従前値：432,159 人（平成 26 年） ➤ 目標値：437,000 人（平成 31 年）

図 整備方針



第Ⅱ章 都市の概況

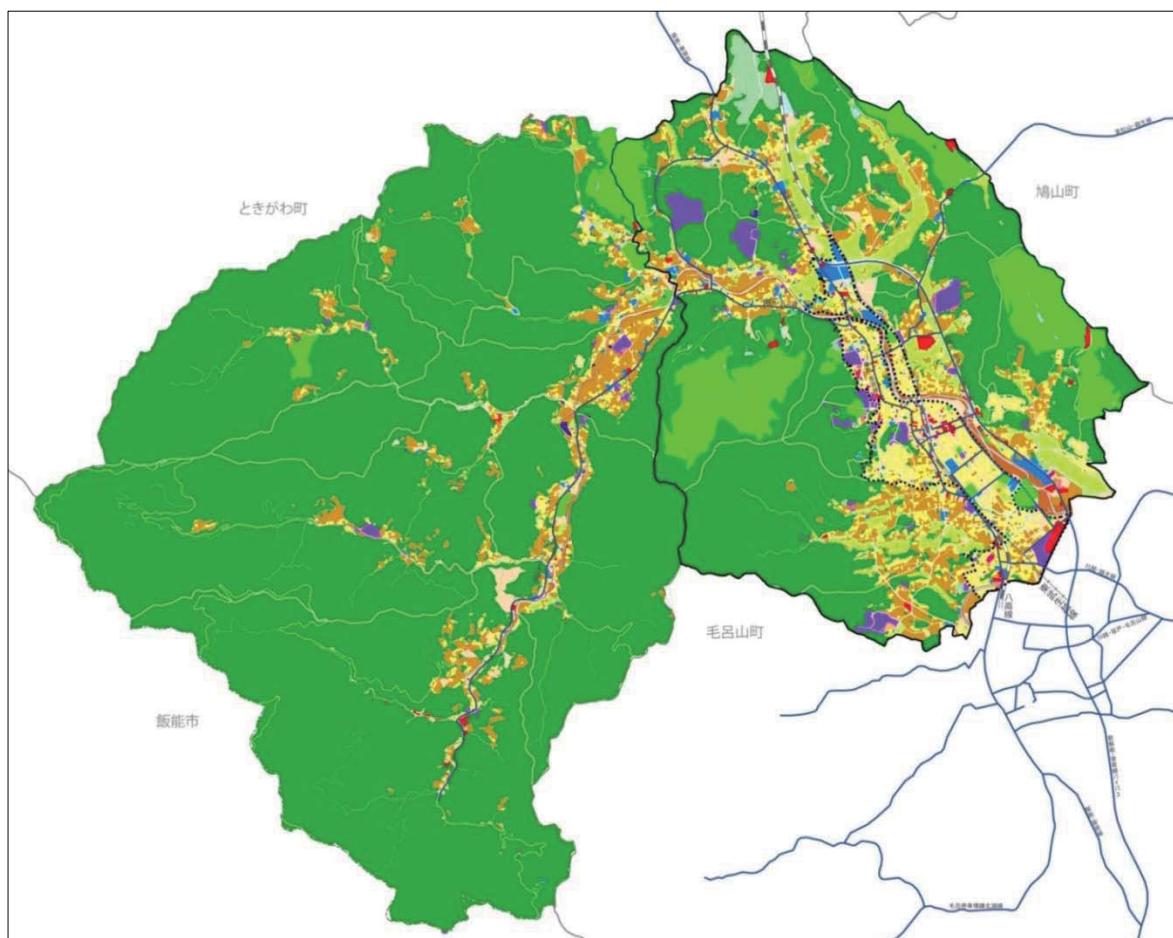
1. 地勢及び土地利用

越生町は首都通勤圏内にありながら町域の約7割を山林が占めており、自然豊かで変化に富んだ地形を有しています。

市街地や集落は、鉄道及び主要幹線道路沿いに形成されています。特に町の西部は大部分が森林であるため、越生自然休養村センター周辺地区の集落は、県道越生・長沢線の沿道に集中しています。

1) 土地利用

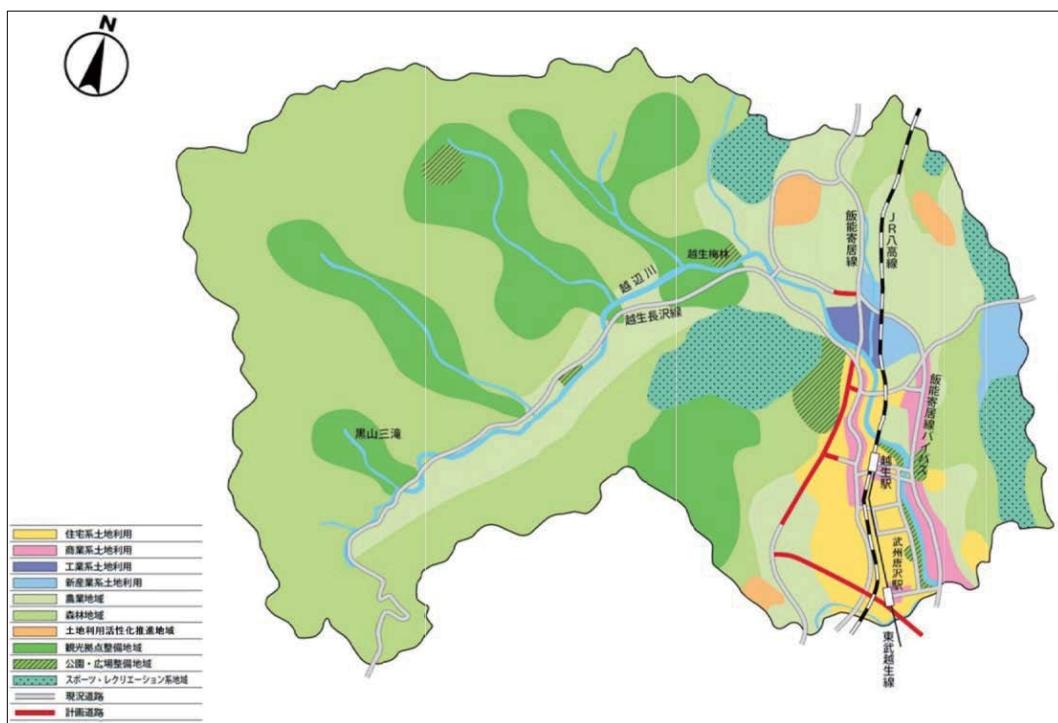
図 土地利用



資料：越生町都市計画基礎調査

2) 土地利用構想図

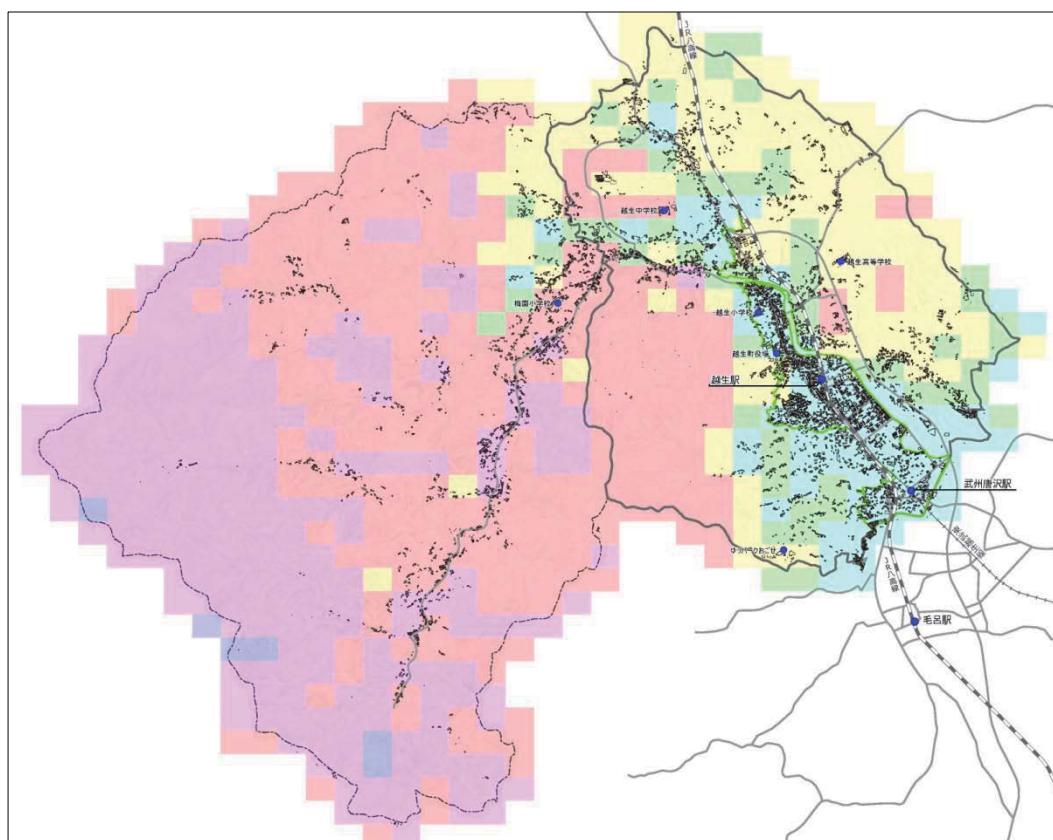
図 土地利用構想（再掲）



資料：第五次越生町長期総合計画

3) 250m傾斜メッシュ

図 250m傾斜メッシュ



資料：国土交通省 国土数値情報

2. 人口及び世帯

1) 人口及び世帯

越生町の人口は平成12年頃までは増加を続けてきましたが、その後は減少傾向にあり、平成27年の人口は11,716人となっています。一方で世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たりの人員は、平成2年の3.6人から平成27年の2.6人と、大きく減少しています。

また、高齢化率は31.1%であり、埼玉県全体の同年の高齢化率(24.8%)より6%以上高い割合です。特に直近10年間では約10%増加しており、急速な高齢化が進んでいます。

表 人口及び世帯

	昭和55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年
人口(人)	11,361	11,622	12,497	13,609	13,718	13,356	12,537	11,716
世帯(世帯)	2,907	3,035	3,470	3,969	4,330	4,484	4,564	4,527
世帯あたり人員 (人/世帯)	3.9	3.8	3.6	3.4	3.2	3.0	2.7	2.6

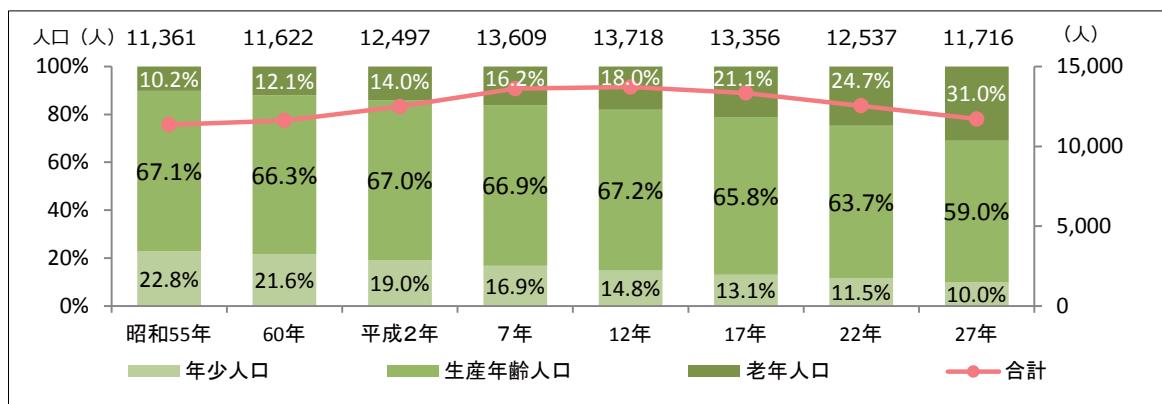
資料：各年国勢調査

表 年齢3区分人口と割合

	昭和55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年
年少人口	2,584	2,510	2,375	2,295	2,030	1,750	1,447	1,169
	22.8%	21.6%	19.0%	16.9%	14.8%	13.1%	11.5%	10.0%
生産年齢人口	7,618	7,706	8,365	9,108	9,212	8,783	7,991	6,906
	67.1%	66.3%	67.0%	66.9%	67.2%	65.8%	63.7%	59.0%
老人人口	1,155	1,406	1,753	2,204	2,468	2,812	3,097	3,633
	10.2%	12.1%	14.0%	16.2%	18.0%	21.1%	24.7%	31.0%
合計	11,357	11,622	12,493	13,607	13,710	13,345	12,535	11,708

資料：各年国勢調査

図 人口と年齢3区分人口の割合



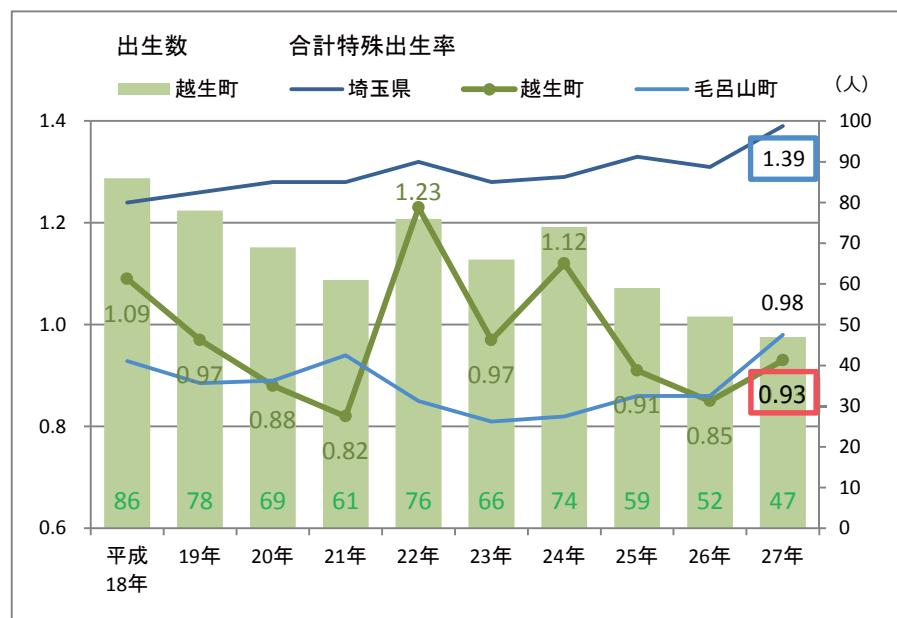
* 人口は年齢不詳を含む

資料：各年国勢調査

2) 出生率及び出生数

過去10年間の越生町における合計特殊出生率は平成22年の1.23をピークに増減を繰り返しています。県全体では微増を続けており、平成27年の越生町では0.93で、県平均(1.39)を大幅に下回っていますが、前年度より0.08上昇しています。

図 合計特殊出生率及び出生数の推移



資料：彩の国統計情報館（埼玉県HP）

3. 市街地の拡がり

越生町の都市計画区域の面積は 1,554ha であり、町全域の 38.5%を占めています。平成 27 年の都市計画区域内の人口は 9,713 人であり、平成 12 年をピークに減少に転じており、平成 2 年の人口水準となっています。

また、市街化区域は 170ha であり、町全域の 4.2%、都市計画区域の 10.9%を占めています。

平成 27 年の市街化区域の人口は 6,154 人であり、町民の約半数が市街化区域内に居住しており、市街化区域の人口密度は、平成 27 年では約 36.2 人／ha となっています。

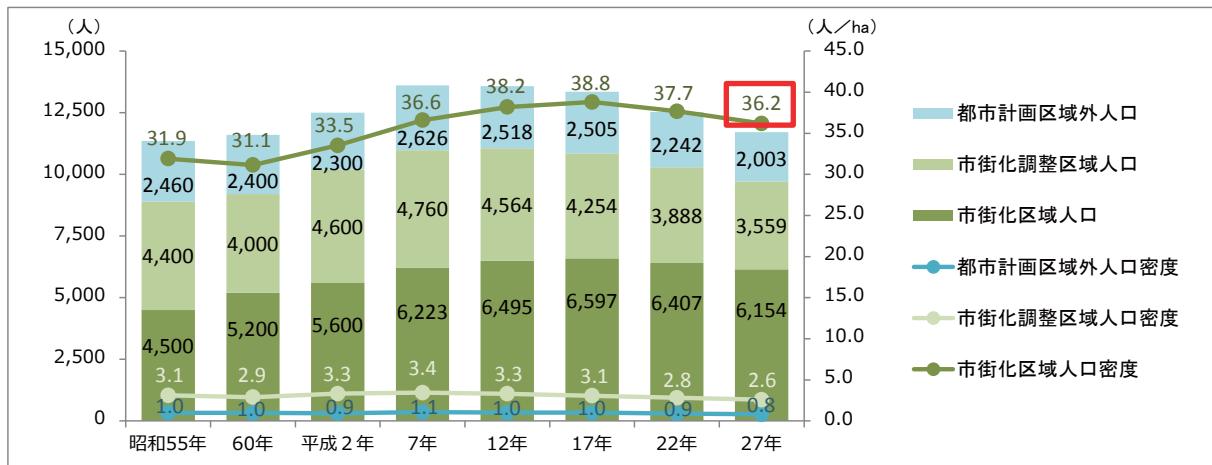
表 都市計画区域の人口

		昭和55年	60年	平成 2 年	7年	12年	17年	22年	27年
行政区域	面積 (ha)	4,020	4,020	4,020	4,020	4,044	4,044	4,044	4,039
	人口 (人)	11,360	11,600	12,500	13,609	13,718	13,356	12,537	11,716
	人口割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
都市計画区域	面積 (ha)	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554
	人口 (人)	8,900	9,200	10,200	10,983	11,200	10,851	10,295	9,713
	人口割合	78.3%	79.3%	81.6%	80.7%	81.6%	81.2%	82.1%	82.9%
市街化調整区域	面積 (ha)	1,413	1,387	1,387	1,384	1,384	1,384	1,384	1,384
	人口 (人)	4,400	4,000	4,600	4,760	4,564	4,254	3,888	3,559
	人口割合	38.7%	34.5%	36.8%	35.0%	33.3%	31.9%	31.0%	30.4%
	人口密度 (人／ha)	3.1	2.9	3.3	3.4	3.3	3.1	2.8	2.6
市街化区域	面積 (ha)	141	167	167	170	170	170	170	170
	人口 (人)	4,500	5,200	5,600	6,223	6,495	6,597	6,407	6,154
	人口割合	39.6%	44.8%	44.8%	45.7%	47.3%	49.4%	51.1%	52.5%
	人口密度 (人／ha)	31.9	31.1	33.5	36.6	37.7	38.8	37.7	36.2

*平成 2 年以前の行政区域人口は十の位以下を切捨て

資料：『都市計画年報』(公財) 都市計画協会(昭和 50 年～平成 2 年分) 及び
平成 22 年埼玉県都市計画基礎調査資料編(平成 7 年～22 年) 及び
平成 27 年越生町都市計画基礎調査

図 市街化区域の人口



4. 人口動態

1) 人口動態の推移

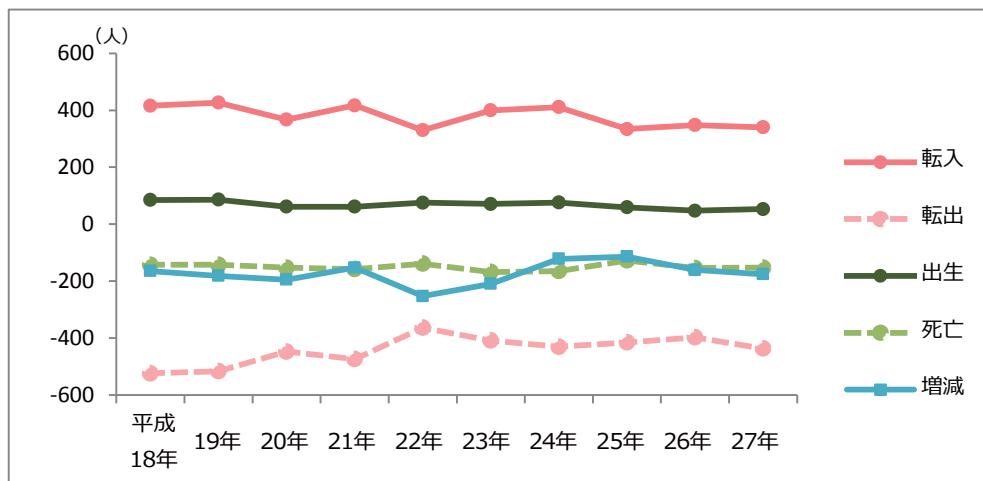
社会増加数は平成 23 年まで減少を続け、平成 23 年までは増減の差が縮まっていましたが、平成 24 年以降は減少傾向に転じ、平成 27 年には -97 人にまで落ち込んでいます。

出生・死亡による自然増加数では、平成 18 年からの 10 年間で -58 人から -100 人へと減少傾向が続いている。

また、平成 27 年の社会増加数と自然増加数の合計は、-197 人となっています。

図表 人口動態 (人)

		平成 18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
社会動態	転入数	416	427	367	417	330	400	411	334	348	340
	転出数	-524	-517	-448	-474	-364	-409	-431	-416	-398	-437
	社会増加数	-108	-90	-81	-57	-34	-9	-20	-82	-50	-97
自然動態	出生数	85	86	61	61	75	71	76	59	47	53
	死亡数	-143	-143	-153	-158	-139	-168	-165	-128	-154	-153
	自然増加数	-58	-57	-92	-97	-64	-97	-89	-69	-107	-100
増減		-166	-147	-173	-154	-98	-106	-109	-151	-157	-197



資料：統計おごせ

2) 転出入

(1) 転入元及び転出先

平成 27 年の転入は 947 人で、転出人口よりも 223 人少なく、埼玉県内では毛呂山町や坂戸市など、近隣市町からの転入が多くなっています。

5 年前の在住地との比較による転出状況では、1,170 人の転出者のうち 895 人が県内他市区町村への転出であり、転出先は毛呂山町、坂戸市、鶴ヶ島市が多くなっています。また、県外では東京都への転出が最も多く、毛呂山町、坂戸市に次ぐ 96 人となっています。

表 自治体別転出入人口（人）

転入		転出	
	総数 ¹		総数 ¹
転入	947	転出	1,170
県内他市区町村から ²	669	県内他市区町村へ	895
県内上位10	毛呂山町	毛呂山町	214
	坂戸市	坂戸市	116
	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市	90
	川越市	川越市	56
	ときがわ町	東松山市	52
	所沢市	日高市	43
	日高市	鳩山町	33
	入間市	さいたま市	25
	小川町	ときがわ町	24
	さいたま市	飯能市	23
他県	259	他県	275
東京都	109	東京都	96

*1 5 歳未満については、出生後にふだん住んでいた場所による

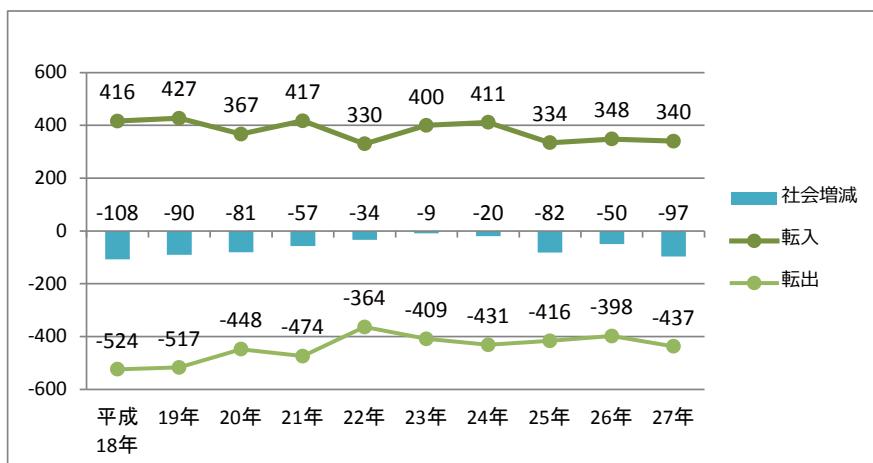
*2 5 年前の常住地が県内で、5 年前の常住市区町村「不詳」を含む

資料：平成 27 年国勢調査

(2) 転出入

転出入人口の推移をみると、転入人口はこの10年間ほどで18.3%減少しています。また、転出人口も平成22年までは減少傾向にありましたが、平成23年以降はやや増加しています。

図 転出入人口の推移(人)

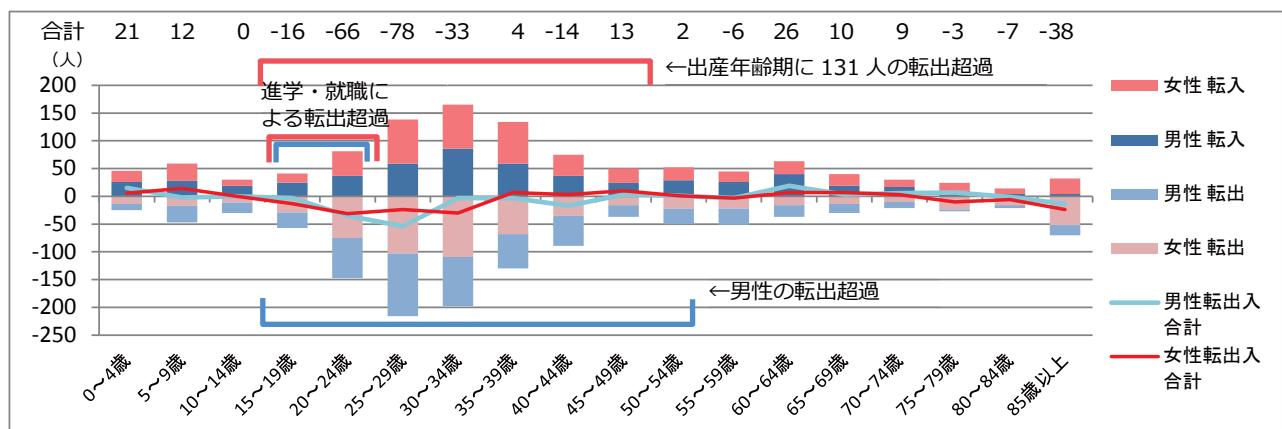


資料：統計おごせ

平成27年の人口移動状況を年齢階級別性別にみると、15~24歳の若者世代が進学・就職により転出超過となっています。また、男性は15~54歳まで転出超過となっています。

特に女性の出産年齢人口（合計特殊出生率に基づく15~49歳）は、131人の転出超過となっています。

図 年齢階級別性別転出入人口



資料：平成27年国勢調査

表 年齢区分別の人口移動状況(人)

	年少 人口	生産年齢 人口	高齢者 人口	出産年齢 人口
				15~49 歳
男	転入	63	340	68
	転出	-43	-432	-68
女	転入	47	339	90
	転出	-52	-463	-112
合計		15	-216	-22
				-131

資料：平成27年国勢調査

3) 通勤通学による流入入

平成 27 年の通勤・通学による流入人口は 3,003 人であるのに対し、流出人口が 4,383 人と、1,380 人の流出超過状況にあります。

町内で通勤・通学する方は 2,663 人であり、流入で最も多いのは毛呂山町、次いで坂戸市、川越市、東松山市が多くなっています。

流出先としても毛呂山町が最も多く、次いで坂戸市、川越市、日高市と続きます。

表 通勤・通学による流入人口（人）

		15歳以上 就業者 +通学	15歳以上 就業者	通学
当地で従業・通学する者 ^{*1}		5,884	3,760	2,124
自市町村に常住		2,663	1,845	818
他市区町村に常住		3,003	1,749	1,254
県内		2,929	1,698	1,231
県内上位10	毛呂山町	572	449	123
	坂戸市	392	249	143
	川越市	236	99	137
	東松山市	199	87	112
	鶴ヶ島市	182	91	91
	ときがわ町	182	148	34
	日高市	165	89	76
	飯能市	153	69	84
	鳩山町	124	101	23
	小川町	115	64	51
他県		74	51	23
東京都		57	39	18

表 通勤・通学による流出人口（人）

		15歳以上 就業者 +通学	15歳以上 就業者	通学者
当地に常住する就業者・通学者 ^{*1}		7,227	5,896	1,331
自市町村で従業・通学		2,663	1,845	818
他市区町村で従業・通学 ^{*2}		4,383	3,919	464
県内		3,792	3,462	330
県内上位10	毛呂山町	747	708	39
	坂戸市	469	415	54
	川越市	435	363	72
	日高市	317	307	10
	東松山市	246	216	30
	ときがわ町	206	206	-
	鶴ヶ島市	174	169	5
	飯能市	147	128	19
	鳩山町	141	135	6
	さいたま市	101	80	21
他県		547	423	124
東京都		494	379	115

*1 従業地・通学地「不詳」を含む

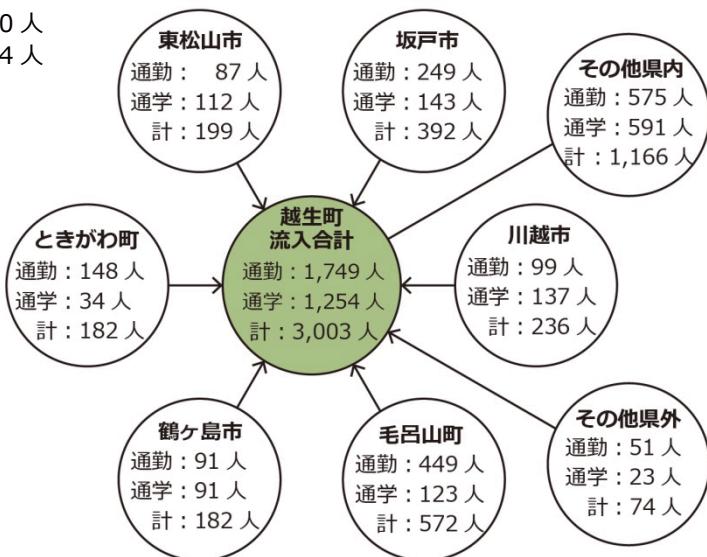
*2 他市区町村に従業・通学で、従業地・通学地「不詳」を含む

資料：平成 27 年国勢調査

図 通勤・通学による流入人口

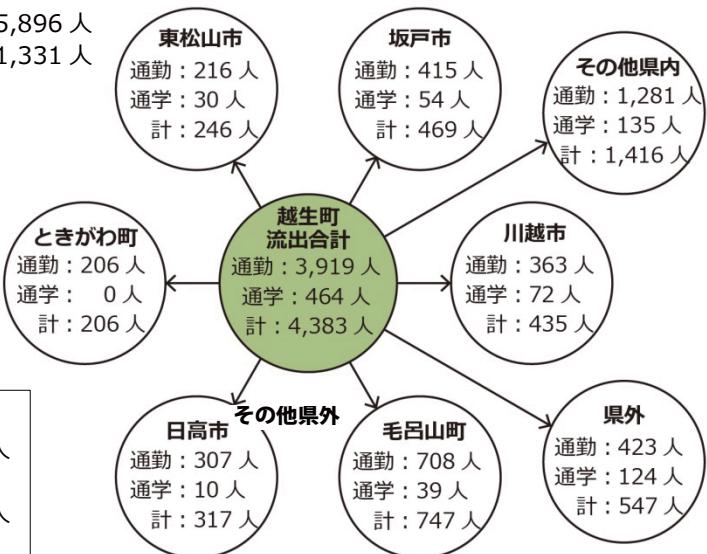
流入

□越生町で従業する者：3,760 人
" 通学する者：2,124 人



流出

□越生町に常住する通勤者：5,896 人
" 通学者：1,331 人



□町外依存率
通勤：3,919 人 ÷ 5,896 人
⇒ 66.5%
通学： 464 人 ÷ 1,331 人
⇒ 34.9%

*従業地・通学地「不詳」はその他県内に含める

資料：平成 27 年国勢調査

4) 昼間人口

埼玉県は全国で昼夜間人口比率が最も低く、越生町も 88.5% と同水準となっています。

表 昼間人口

	人口(人)	昼間人口(人)	比率(%)
埼玉県	7,266,534	6,456,452	88.9
越生町	11,716	10,373	88.5
毛呂山町	37,275	34,604	92.8
鳩山町	14,338	13,702	95.6
ときがわ町	11,492	10,316	89.8

資料：平成 27 年国勢調査

5. 公共交通の現況

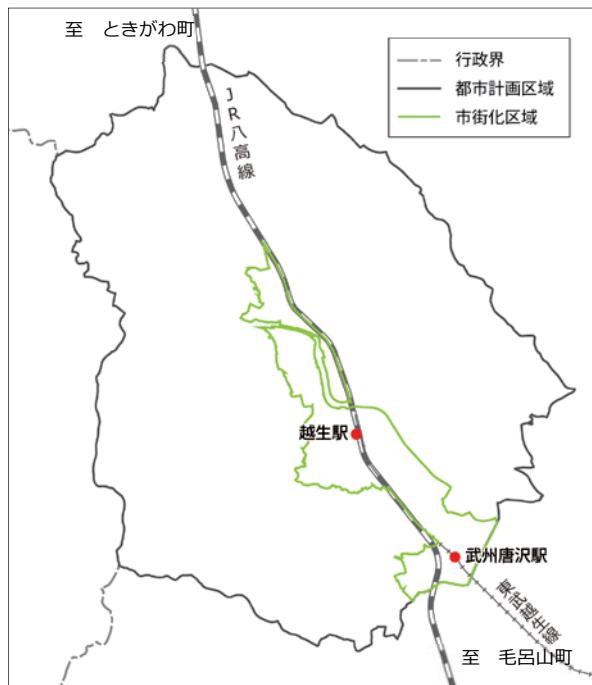
1) 鉄道

越生町内には、JR八高線及び東武越生線が乗り入れている越生駅と、東武越生線武州唐沢駅の2駅があります。

鉄道の利用者合計数は、直近10年間ほどで約10%（約30万人）減少しましたが、ここ数年はほとんど変化がなく、平成27年は260万7千人となっています。

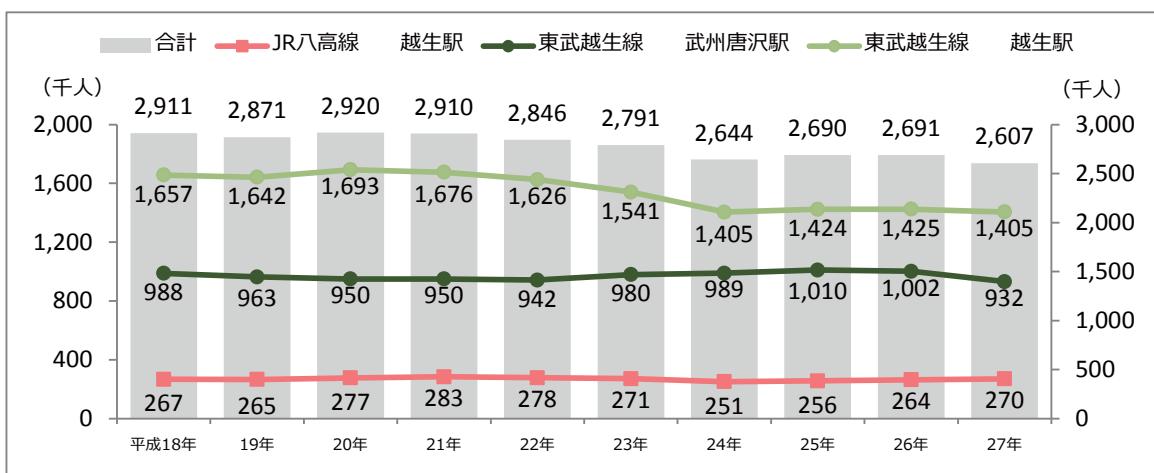
平成27年の駅ごとの利用者数は、JR八高線の越生駅で約27万人（約740人／日）、東武越生線では、越生駅が約141万人（3,849人／日）、武州唐沢駅は約93万人（2,553人／日）となっています。

図 鉄道及び駅



図表 鉄道の利用者数（千人）

	平成18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
JR八高線 越生駅	267	265	277	283	278	271	251	256	264	270
東武越生線 武州唐沢駅	988	963	950	950	942	980	989	1,010	1,002	932
東武越生線 越生駅	1,657	1,642	1,693	1,676	1,626	1,541	1,405	1,424	1,425	1,405
合計	2,911	2,871	2,920	2,910	2,846	2,791	2,644	2,690	2,691	2,607



資料：各年埼玉県統計年鑑

2) バス

バス路線は、ときがわ町路線バスと川越観光バスの2路線が運行されています。

ときがわ町路線バスは、ときがわ町内と越生駅を結んでおり、平日は片道17便、休日は片道11便運行されています。年間の利用者は3.9万人ほどで、1日あたりの利用者は約105人です。

また、川越観光バスは越生駅と黒山を結んでおり、時期により異なりますが、平日・休日ともに10便ほどが運行されています。

図 バス路線

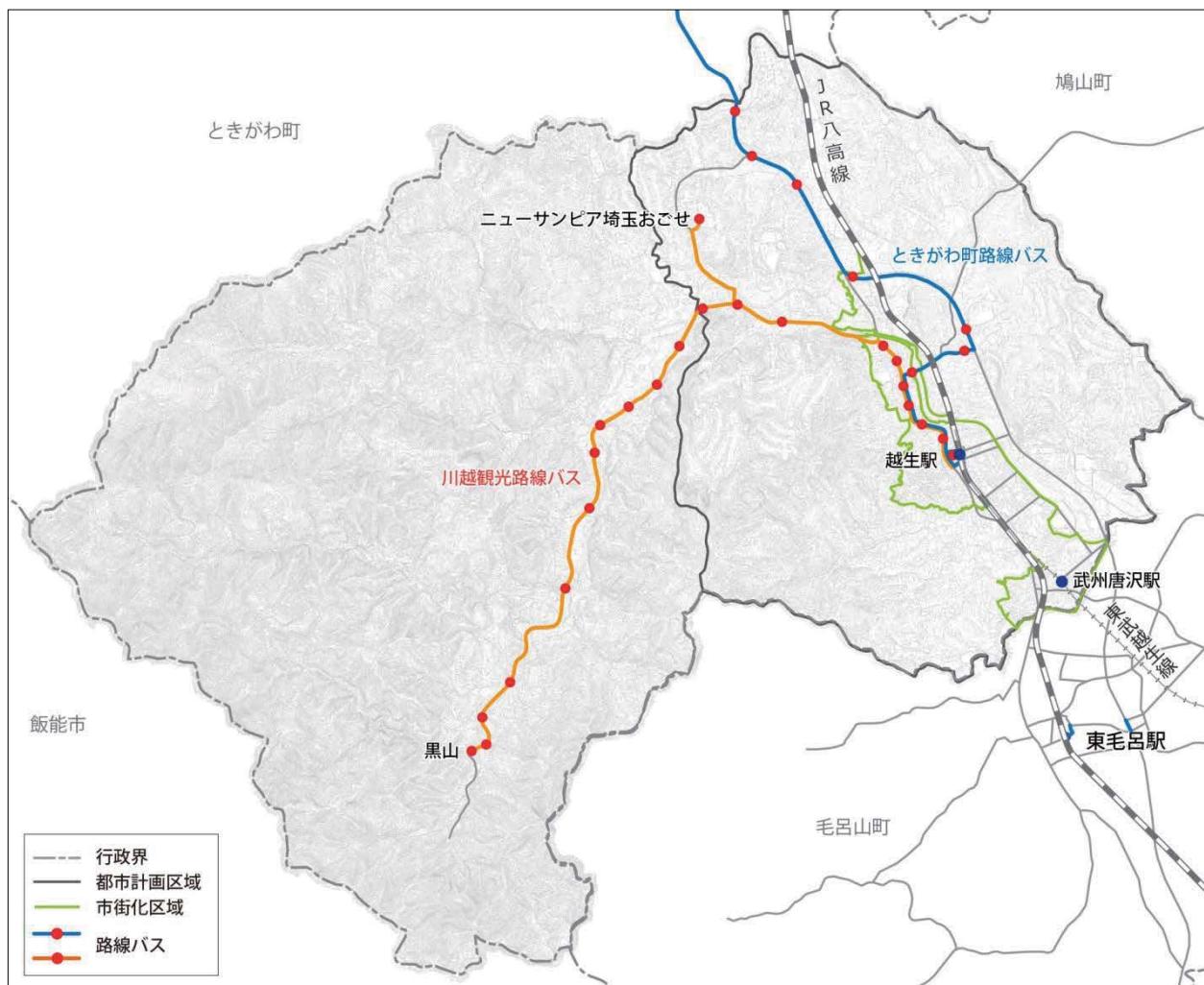


表 川越観光バスの運行状況

運行区間	運行期間	曜日	便数 (片道)	始発 (越生発)	終発 (越生着)
越生駅 ⇄ 黒山	1月、4～9月、12月	平日	19	8:01	18:00
		休日	19	8:01	18:00
	2～3月、10～11月	平日	19	8:01	18:29
		休日	33	8:01	18:29
ニューサンピア → 越生	1月、4～9月、12月	平日	(7)	10:07	16:50
		休日	(7)	10:07	16:50
	2～3月、10～11月	平日	(7)	10:07	16:50
		休日	(14)	9:26	17:30
ニューサンピア → 黒山	1月、4～9月、12月	平日	(7)	9:34	17:20
		休日	(7)	9:34	17:20
	2～3月、10～11月	平日	(7)	9:34	17:20
		休日	(14)	8:45	17:20

資料：川越観光自動車HP

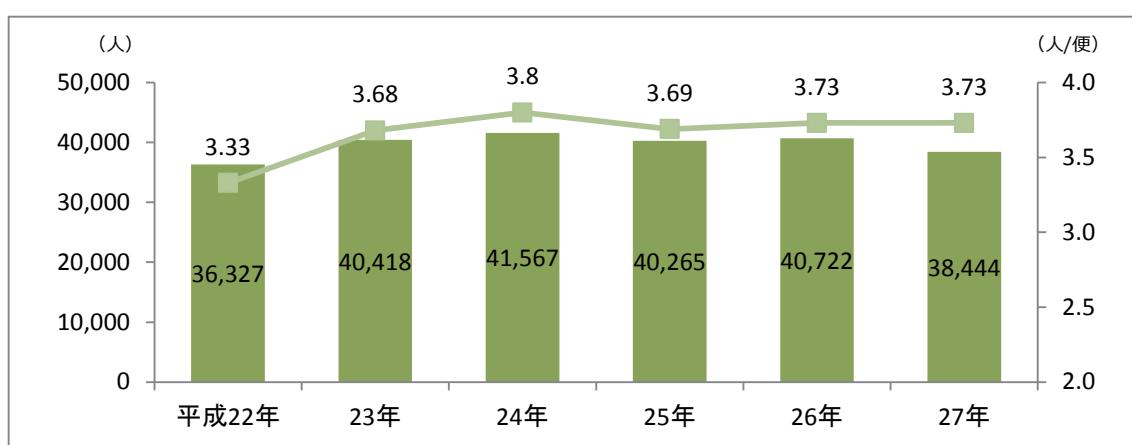
表 ときがわ町路線バスの運行状況

運行区間	曜日	便数	始発 (越生発)	終発 (越生着)
越生駅 ⇄ せせらぎバスセンター	平日	34	6:27	20:48
	休日	22	7:26	18:49

資料：ときがわ町HP

図表 ときがわ町路線バスの利用者数

	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年
利用者数(人/年間)	36,327	40,418	41,567	40,265	40,722	38,444
便数(便/年間)	10,902	10,974	10,916	10,884	10,940	10,950
1便あたりの利用者数(人/便)	3.33	3.68	3.8	3.69	3.73	3.73



*集計期間は各年 10月～翌年9月

*ときがわ町のせせらぎバスセンター～越生間の路線（と05-2系統）を抽出

資料：ときがわ町HP

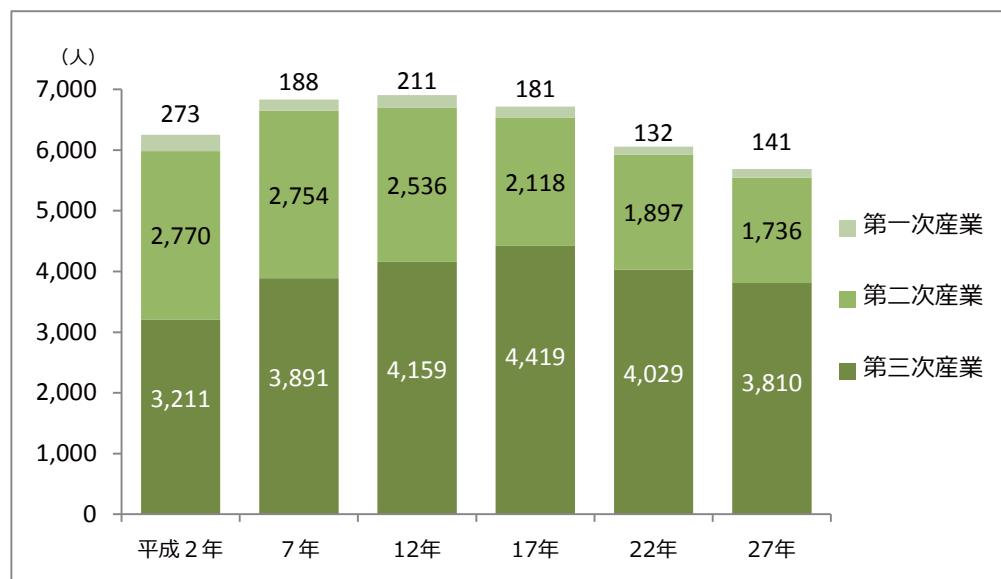
6. 産業

1) 産業別就業人口

産業別の就業者数の割合をみると、第一次産業は減少を続けてきましたが、平成 27 年は微増し、141 人 (2.5%) となっています。第二次産業は減少を続けており、平成 27 年は 1,736 人 (30.5%)、第三次産業は 3,810 人 (67.0%) となっています。

図表 産業別就業人口 (人)

	平成 2 年	7 年	12 年	17 年	22 年	27 年
第一次産業人口	273	188	211	181	132	141
	4.4%	2.8%	3.1%	2.7%	2.2%	2.5%
第二次産業人口	2,770	2,754	2,536	2,118	1,897	1,736
	44.3%	40.3%	36.7%	31.5%	31.3%	30.5%
第三次産業人口	3,211	3,891	4,159	4,419	4,029	3,810
	51.3%	56.9%	60.2%	65.8%	66.5%	67.0%
就業者総人口	6,254	6,833	6,906	6,718	6,058	5,687
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



*分類不詳は除く

資料：統計おごせ、平成 22 年及び 27 年国勢調査

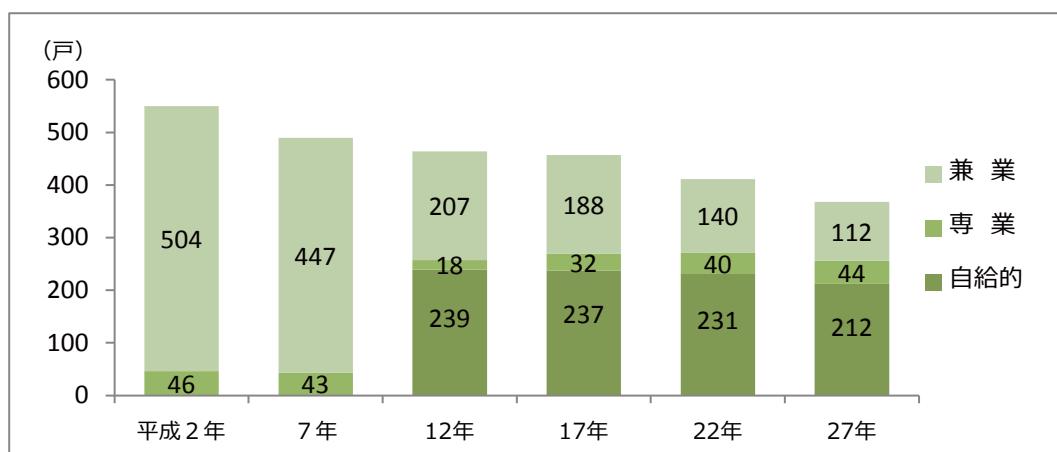
2) 農業

越生町では梅や柚などが特産品として知られており、それらのブランド化などの取組みがなされていますが、農家数及び農家人口は減少を続けており、平成27年では農家総数368戸のうち、自給的農家数を除いた農家数は156戸となっています。

また、農家人口は平成17年で1,765人であり、平成2年と比較して約3割減少しています。

図表 農家数及び農家人口

	農家数(戸)				農家人口(世帯員)(人)		
	総数	自給的	専業	兼業	総数	男	女
平成2年	550	-	46	504	2,453	1,258	1,195
7年	490	-	43	447	2,149	1,080	1,069
12年	464	239	18	207	1,963	961	1,002
17年	457	237	32	188	1,765	885	880
22年	411	231	40	140	-	-	-
27年	368	212	44	112	-	-	-



*平成12年から、農家数の内訳に自給的農家が設けられた

*農家人口は平成22年より公表なし

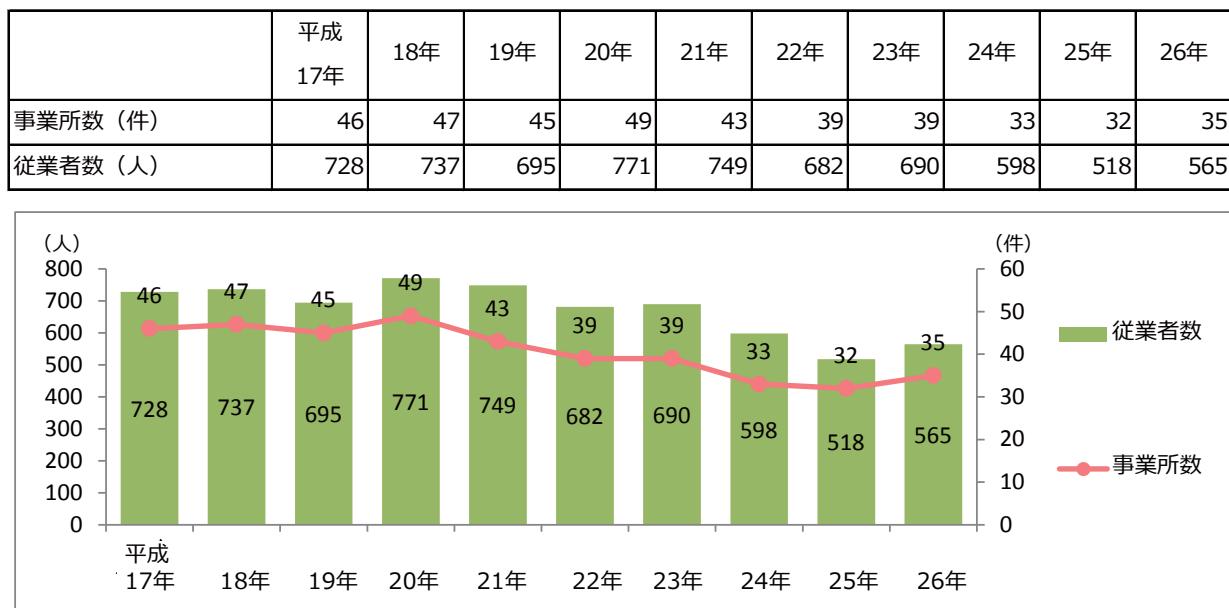
資料：統計おごせ

3) 工業

事業所数及び従業者数はしばらく減少を続け、この10年ほどで2.5割ほど落ち込んでいます。製品出荷額については平成20年がピークとなっており、それ以降は多少の変動はありますが、減少傾向にあります。

ただし、平成26年は平成25年と比較して事業所数、従業者数、製品出荷額ともに若干向上しております、事業所数は35、従業者数は565人、製造品出荷額は約80.5億円となっています。

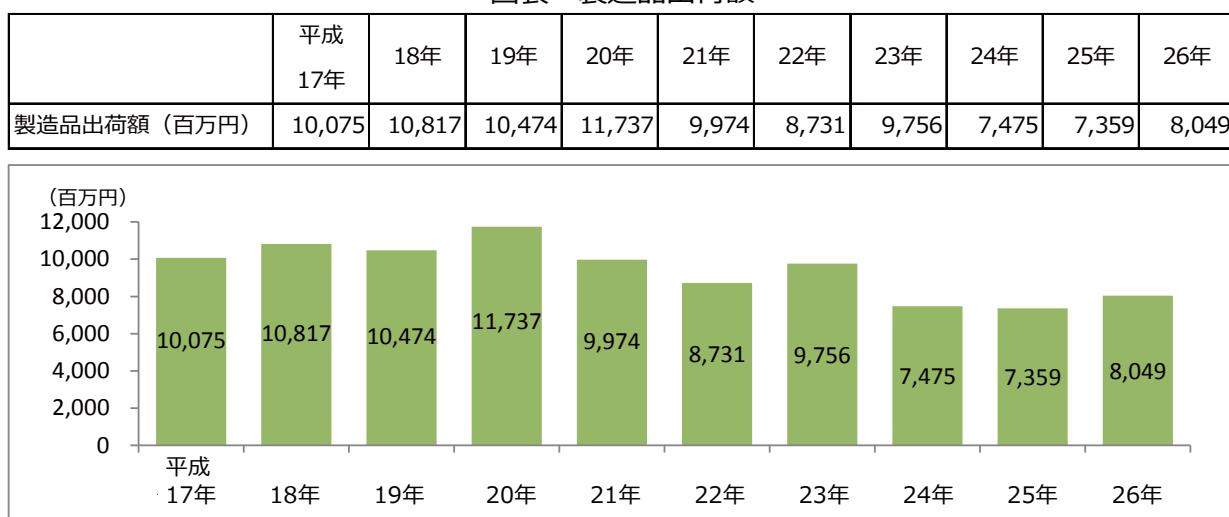
図表 事業所数と従業者数



*時系列比較の上から、従業者数4人以上の事業所について集計

資料：工業統計調査（彩の国統計情報館）

図表 製造品出荷額



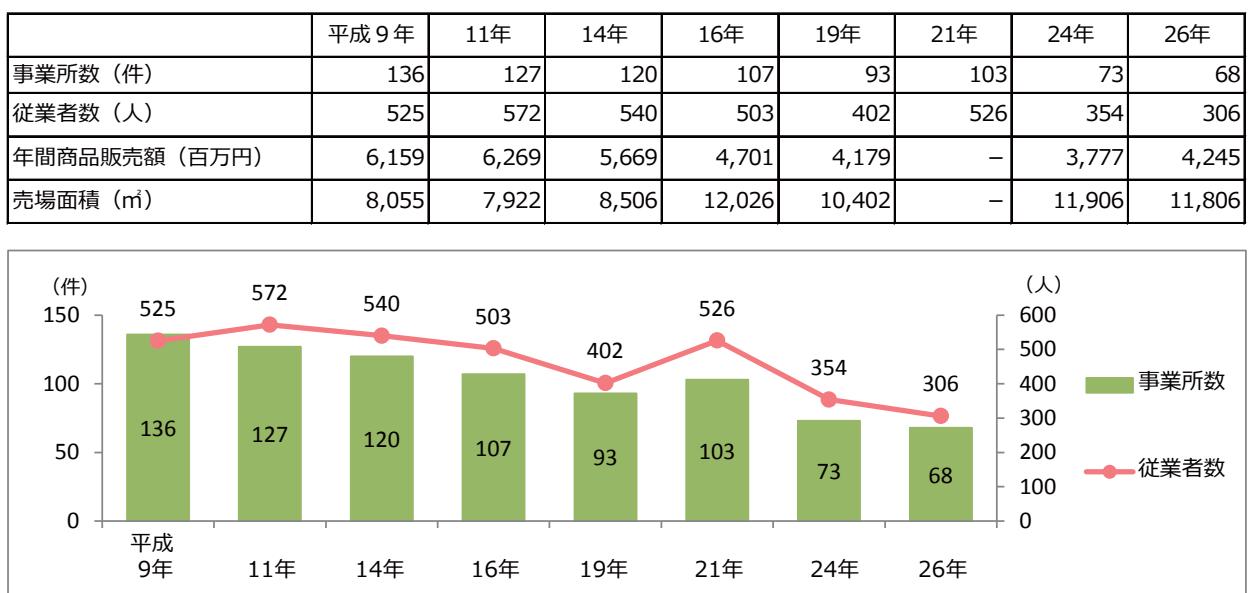
*時系列比較の上から、従業者数4人以上の事業所について集計

資料：工業統計調査（彩の国統計情報館）

4) 商業

近年、越生町の小売事業所数及び従業者数は大きく減少しており、それに伴って、平成 26 年の年間商品販売額は平成 16 年から約 10% 減の 42.5 億円となっています。ただし、売り場面積は、店舗の大規模化に伴って増加の傾向にあります。

図表 小売業の事業所及び従業者数等



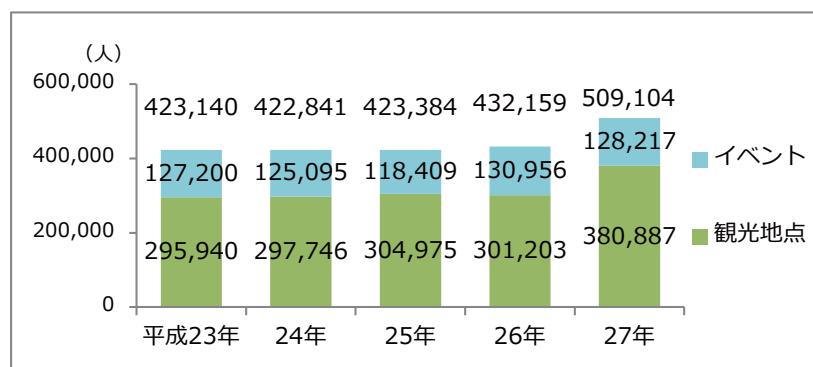
*平成 21 年度経済センサスは基礎調査のみ

資料：H9～19 統計おごせ、H21～H24 経済センサス、H26 商業統計調査

5) 観光

観光入込客数は年々増加傾向にあり、平成 27 年には前年に比べて 17.8% 増加の約 50.9 万人となっています。

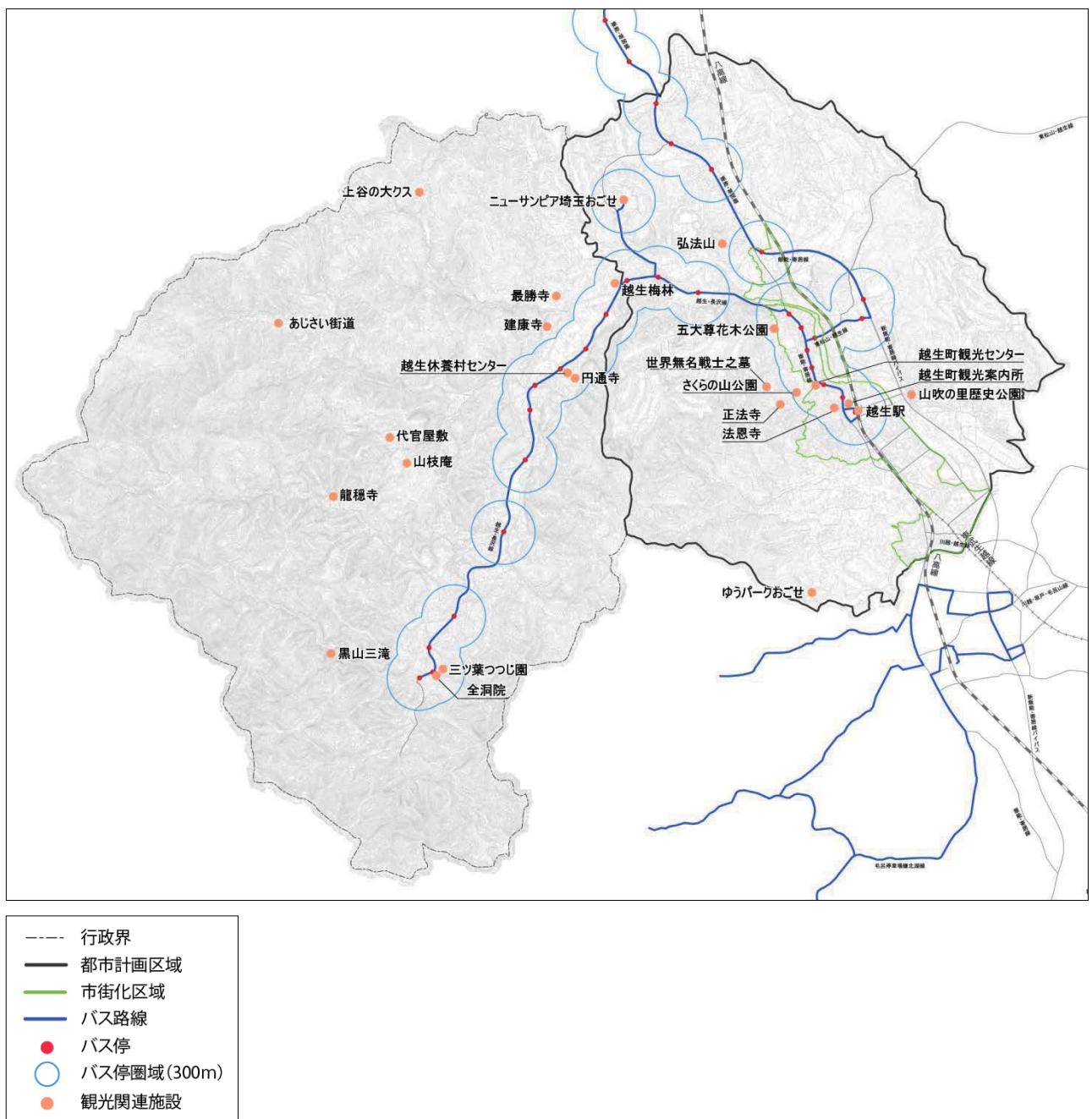
図 観光入込客数



資料：埼玉県観光入込客統計

越生町には、関東三大梅林の一つに数えられる「越生梅林」があるほか、数多くの名勝地や歴史文化遺産などの観光資源に恵まれている環境を有しています。町では名所などを巡るハイキングコースを設定し、町をあげてにぎわいのあるハイキングのまちづくりを推進しています。

図 観光施設



7. 市街地整備事業等

1) 市街地整備事業地区

町内では4地区で土地区画整理事業を実施しています。3地区が完了済みであり、西和田・河原山地区については、現在、施行中となっています。また、住居系3地区を併せた宅地化率（宅地及び保留地の計画合計面積に対する現況の住・商・工業用地及び公共施設用地の合計面積*の割合）は71.5%となっています。

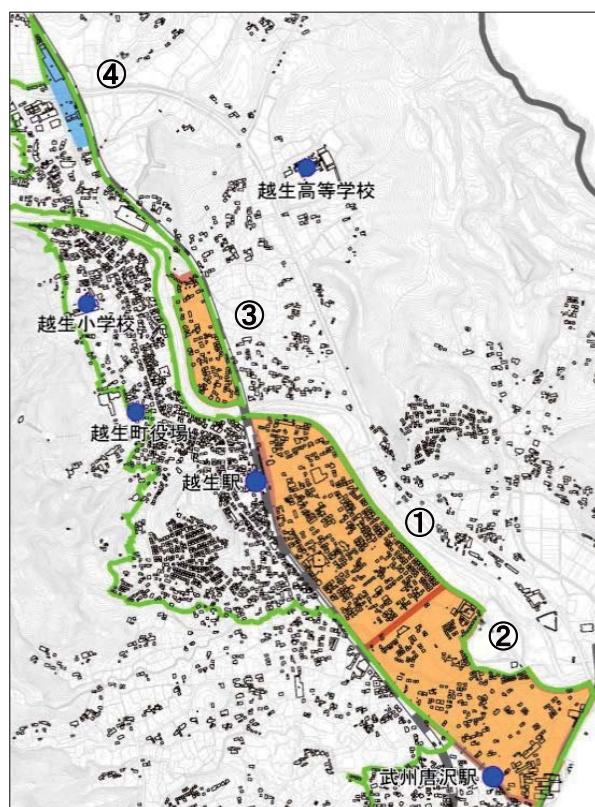
*越生町都市計画基礎調査による

表 土地区画整理事業

開発種別	No.	事業名	施行区域面積(ha)	施行年度		計画人口(人)
住居系	①	越生駅東特定土地区画整理事業	29.5	昭和55年	平成元年	2,950
	②	上野東特定土地区画整理事業	30.1	昭和62年	平成22年	2,500
	③	西和田・河原山土地区画整理事業	6.3	平成4年	平成33年 予定	630
工業系	④	成瀬・大谷土地区画整理事業	3.0	平成6年	平成8年	-

資料：越生町都市計画マスタープラン及び越生町HP

図 土地区画整理事業位置



2) 下水処理

町の公共下水道普及率は 52.4% となっています。市街化区域が公共下水道認可区域に指定されており、都市計画区域外の集落には農業集落排水処理区域が設けられています。

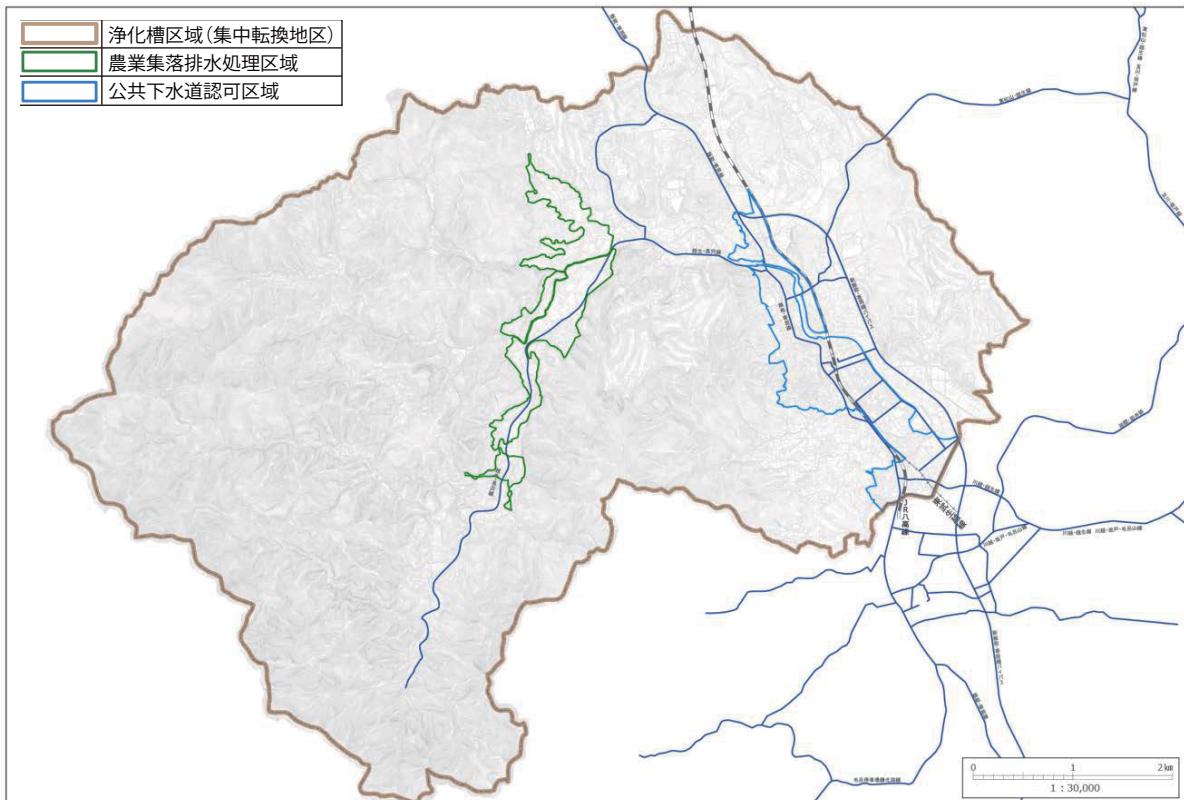
表 公共下水道整備状況

処理区域内人口	6,301 人
普及率	52.4%

*平成 27 年度末現在

資料：毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

図 下水の整備状況

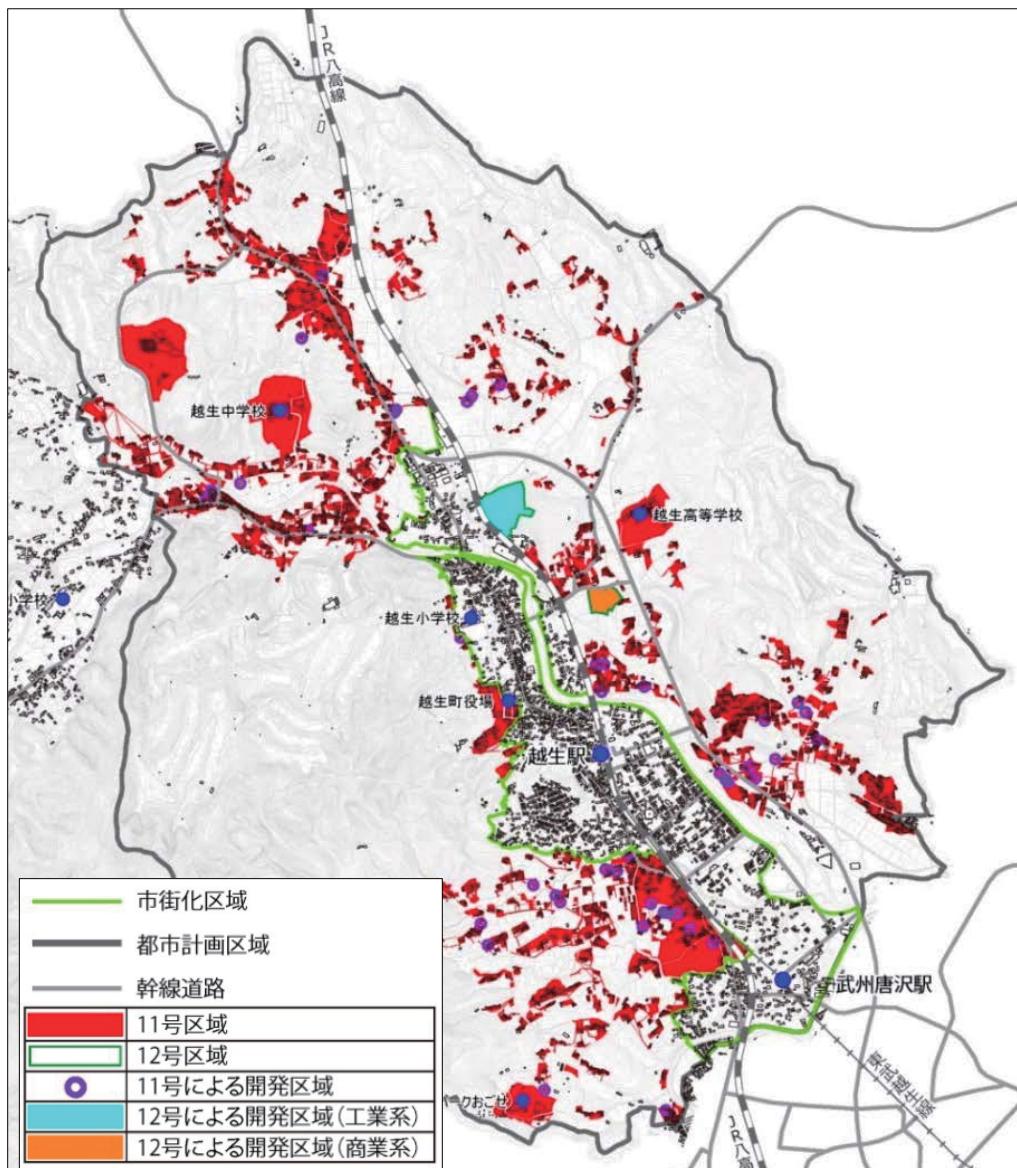


資料：毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

3) 開発状況

市街化調整区域には、下図の赤色に示すとおり都市計画法第34条第11号が指定されています。

図 開発状況・市街化調整区域における法第34条11号・12号の指定状況



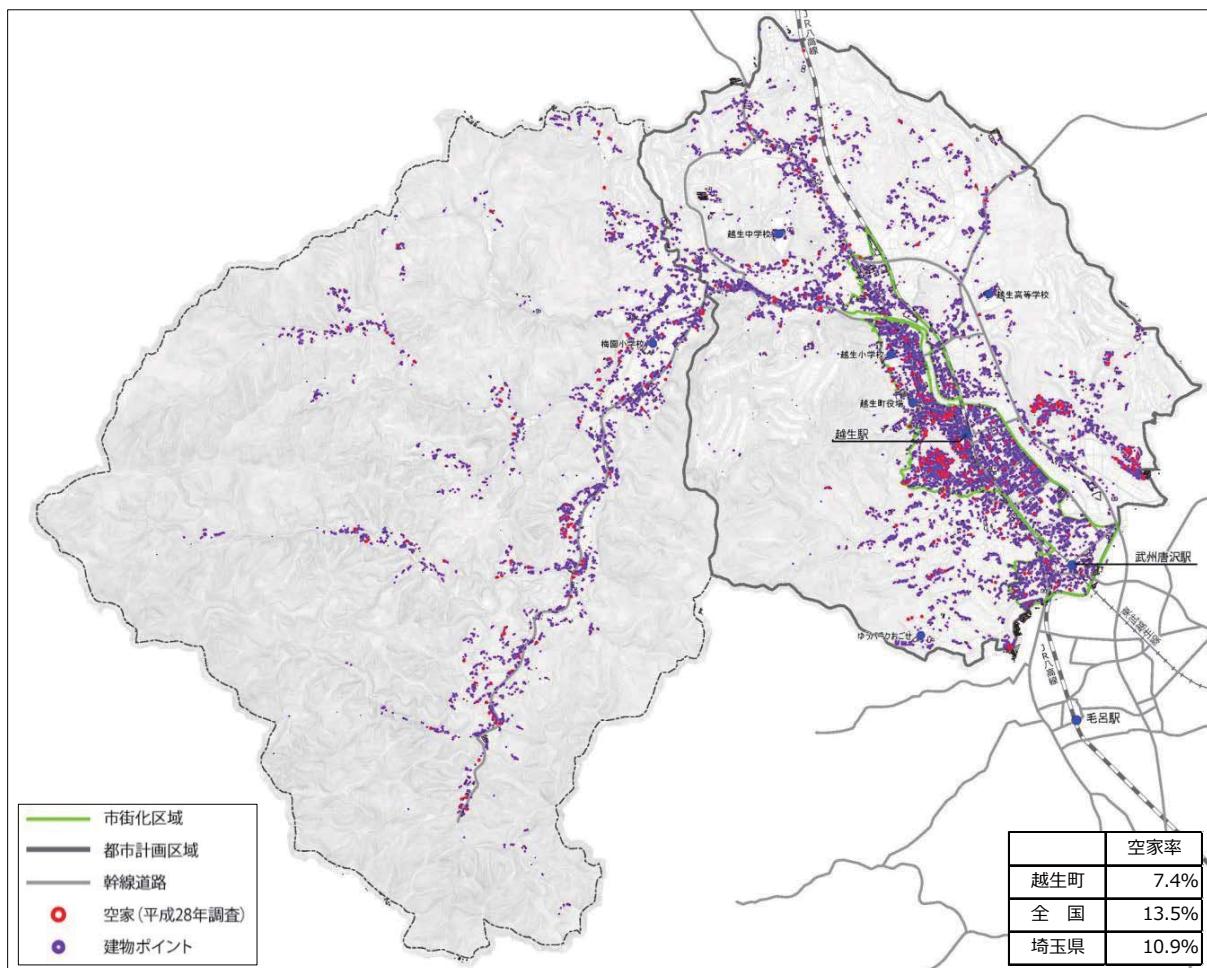
資料：越生町都市計画基礎調査

4) 空家状況

平成 28 年度に行った空家調査では、越生町の空家率は 7.4% と埼玉県平均の 10.9% を下回っています。

ただし、調査対象とする建物を一定の条件で抽出しており、全戸調査ではないことから、実際の空家率はこれよりも高い可能性があることに留意する必要があります。

図 空家状況

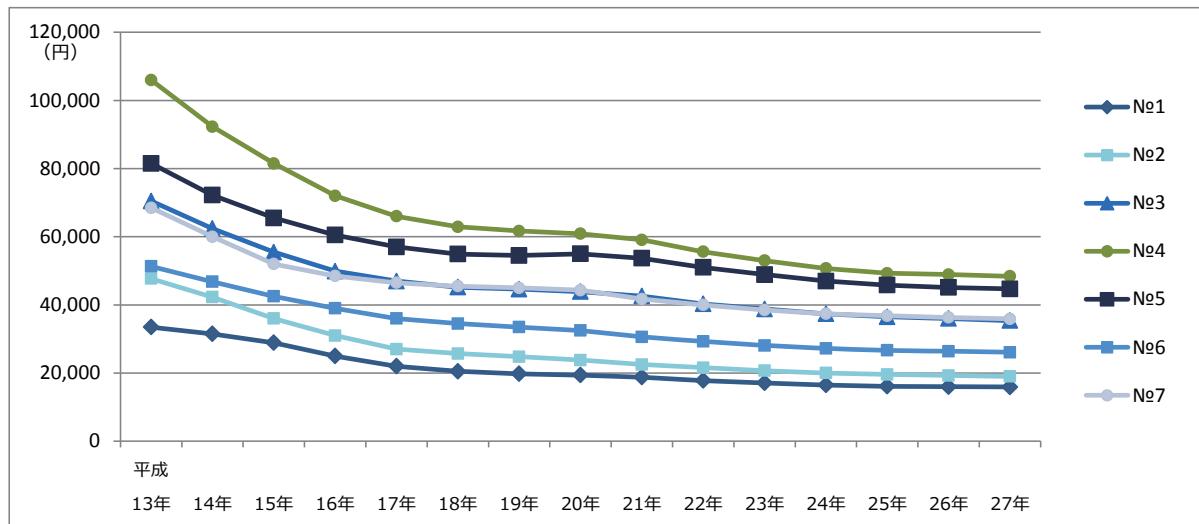


資料：平成 28 年度越生町空家実態調査

5) 地価

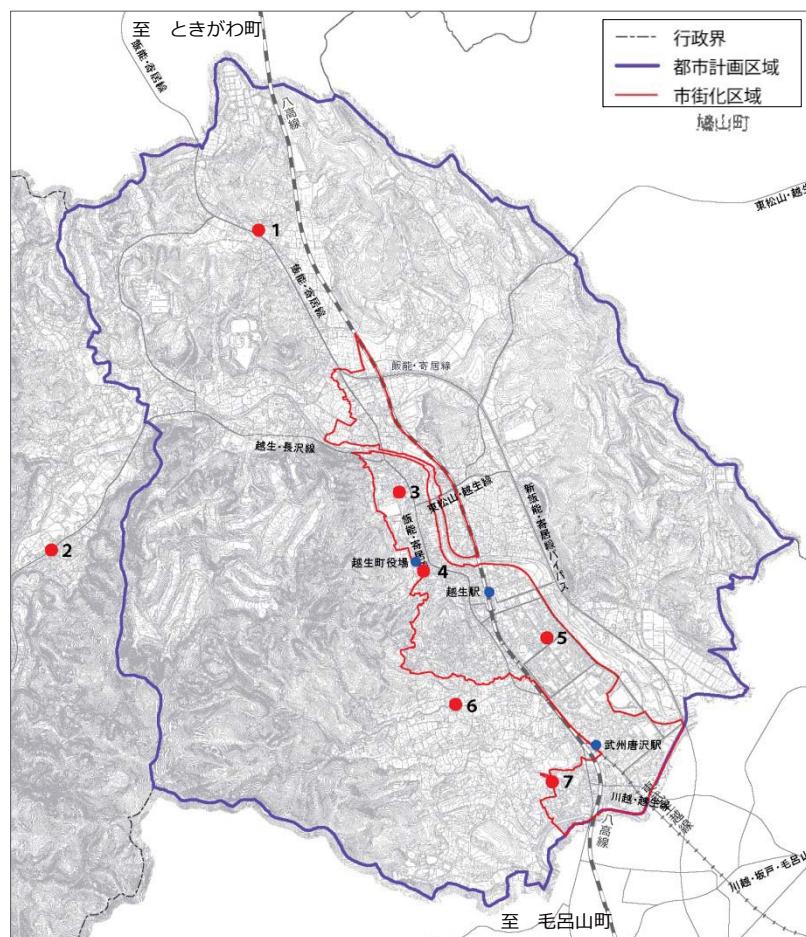
過去 15 年の地価をみると、平成 17 年ごろまでは大きく下落している地点が多く、それ以後は緩やかな下降傾向が続き、直近 3 年ほどは横ばいとなっています。平成 27 年調査地の中で最も地価の高い越生町役場の交差点付近の地価は、平成 13 年と比較すると 5 割以下にまで落ち込んでいます。

図 地価公示及び都道府県地価調査



資料：国土交通省地価公示・都道府県地価調査

図 調査位置



資料：国土交通省地価公示・都道府県地価調査

8. 法規制

1) 農業振興地域、農用地区域

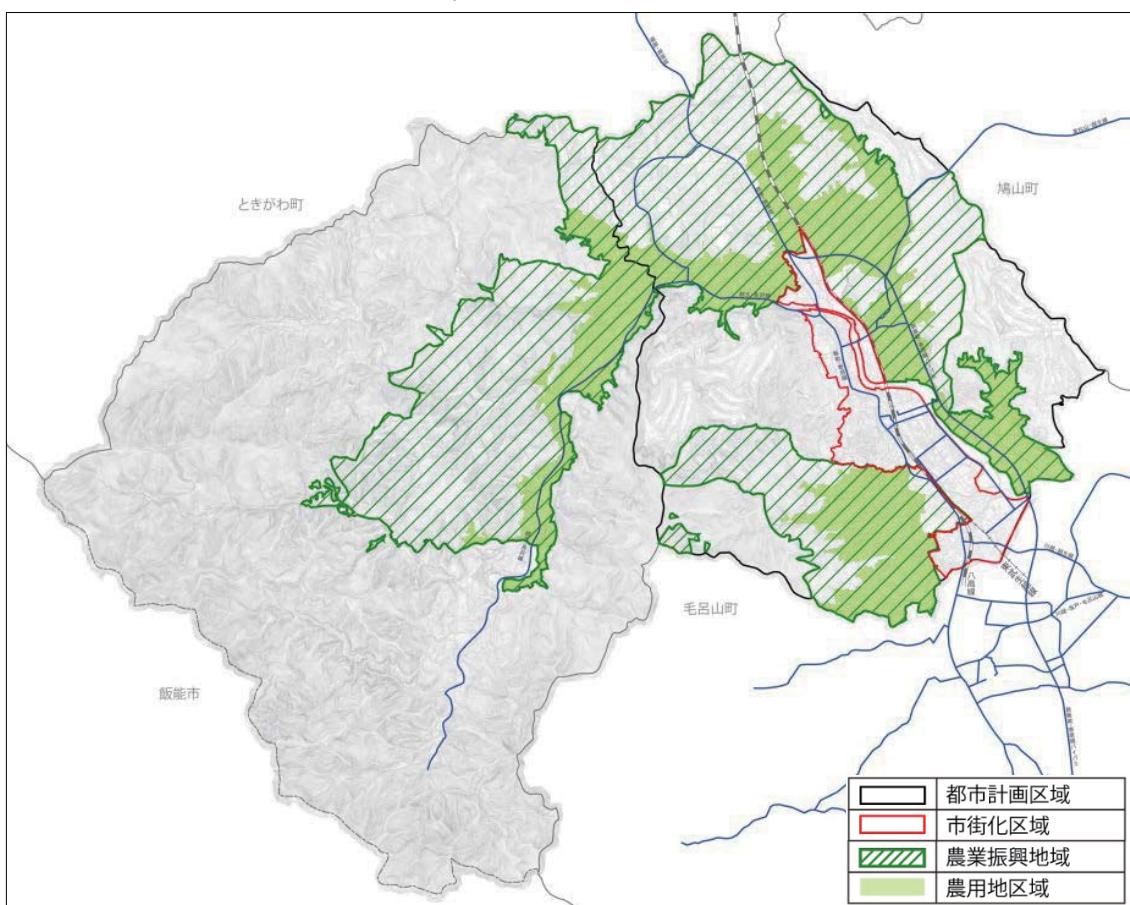
農業振興地域は 1,664ha で、町の 41.1% を占めています。そのうち農用地区域は 227ha で、町全域の 5.6%、農業振興地域の 13.6% となっています。

表 種別面積

区分	面積
農業振興地域	1,664ha
農用地区域	227ha

資料：農業振興地域整備方針

図 農業振興地域・農用地区域

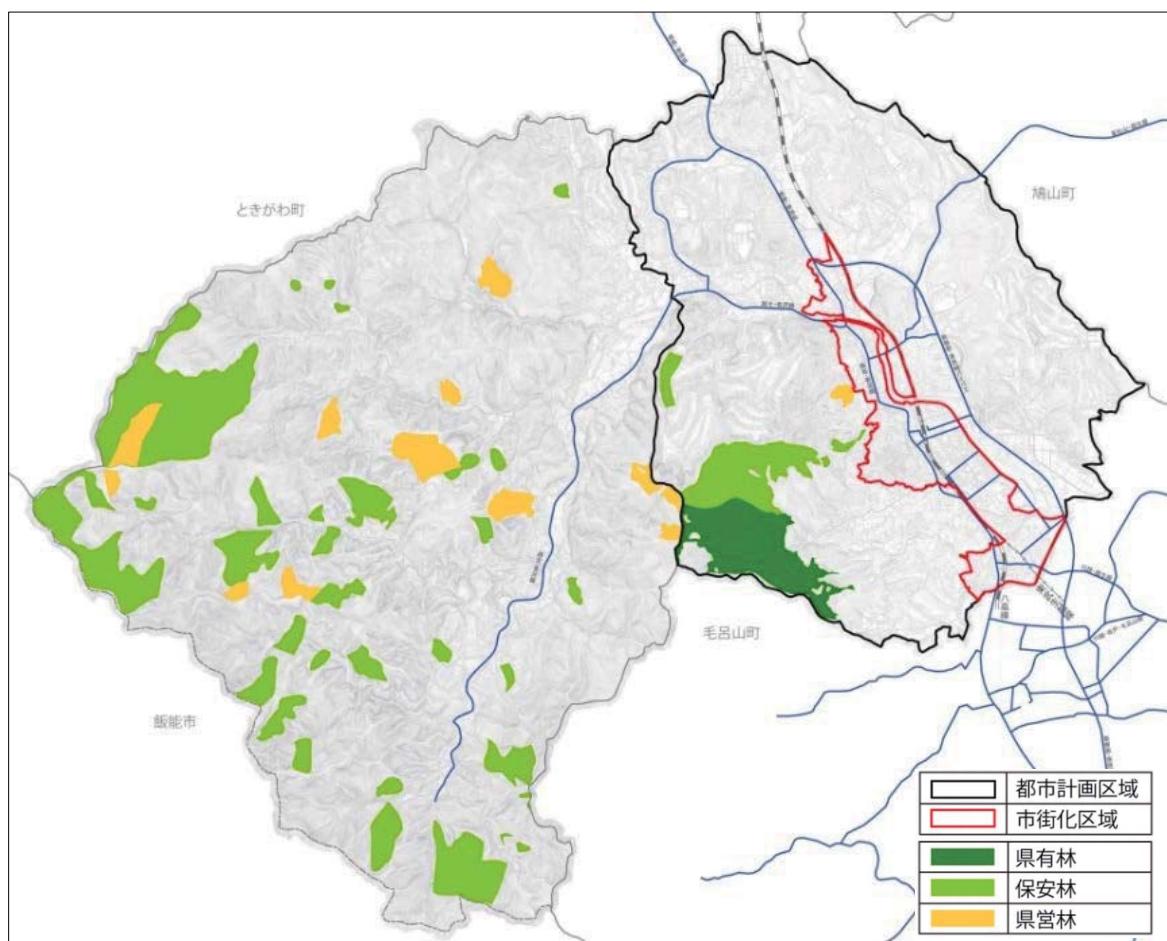


資料：越生町都市計画基礎調査

2) 県有林、保安林、県営林

森林地域は 2,746ha で、町の 67.9%を占めています。

図 県有林、保安林、県営林



資料：川越農林振興センター管内図

3) 自然公園

町の大部分が、ときがわ町や毛呂山町にもまたがる県立黒山自然公園に指定されています。

表 面積

公園面積（全域）	9,420.2ha
----------	-----------

資料：埼玉県 HP

図 自然公園



資料：埼玉県 HP

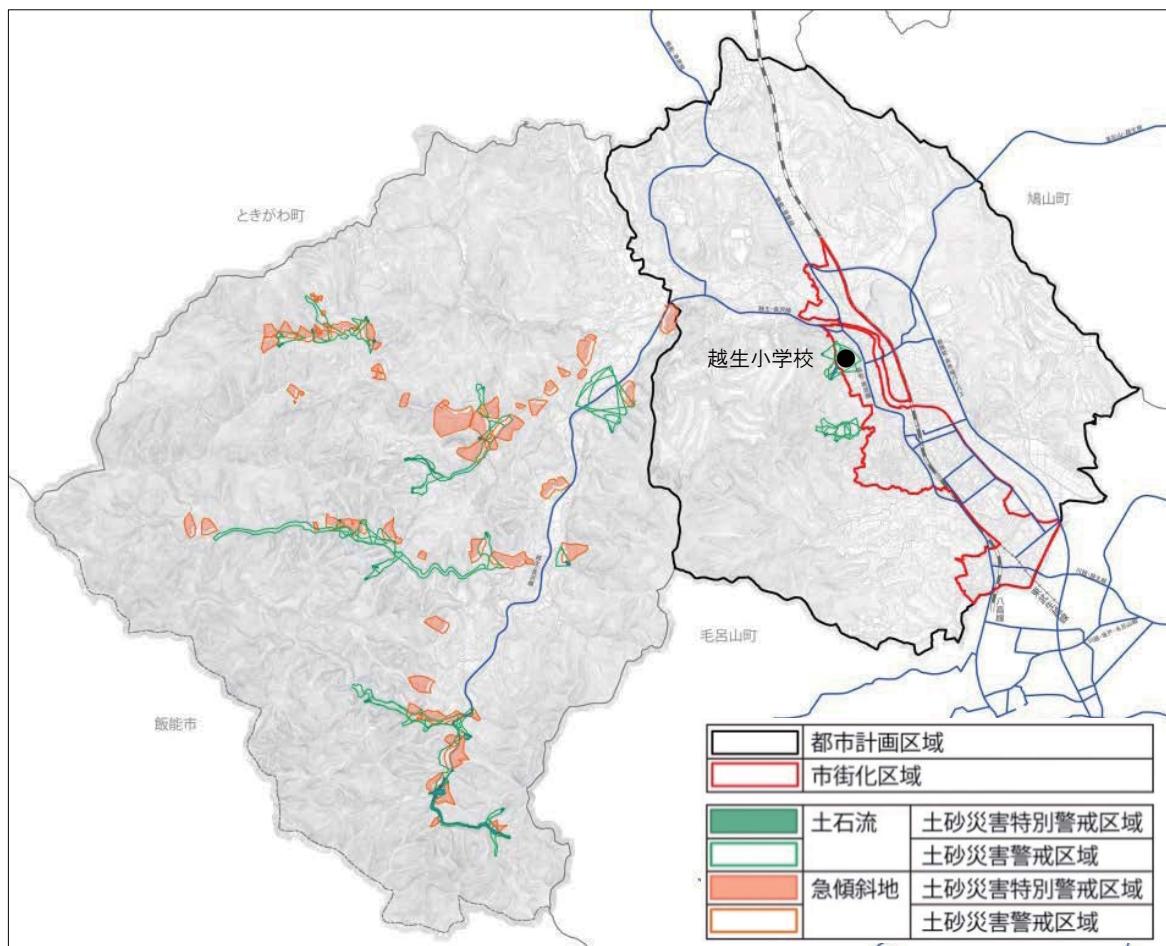
4) 災害危険区域

(1) 土砂災害

土石流による土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の大部分と、急傾斜地における土砂災害警戒区域及び特別警戒区域は、都市計画区域外である町西部の山間地に点在しています。

市街化区域付近では、越生小学校の後背地に土砂災害警戒区域が指定されています。

図 土砂災害

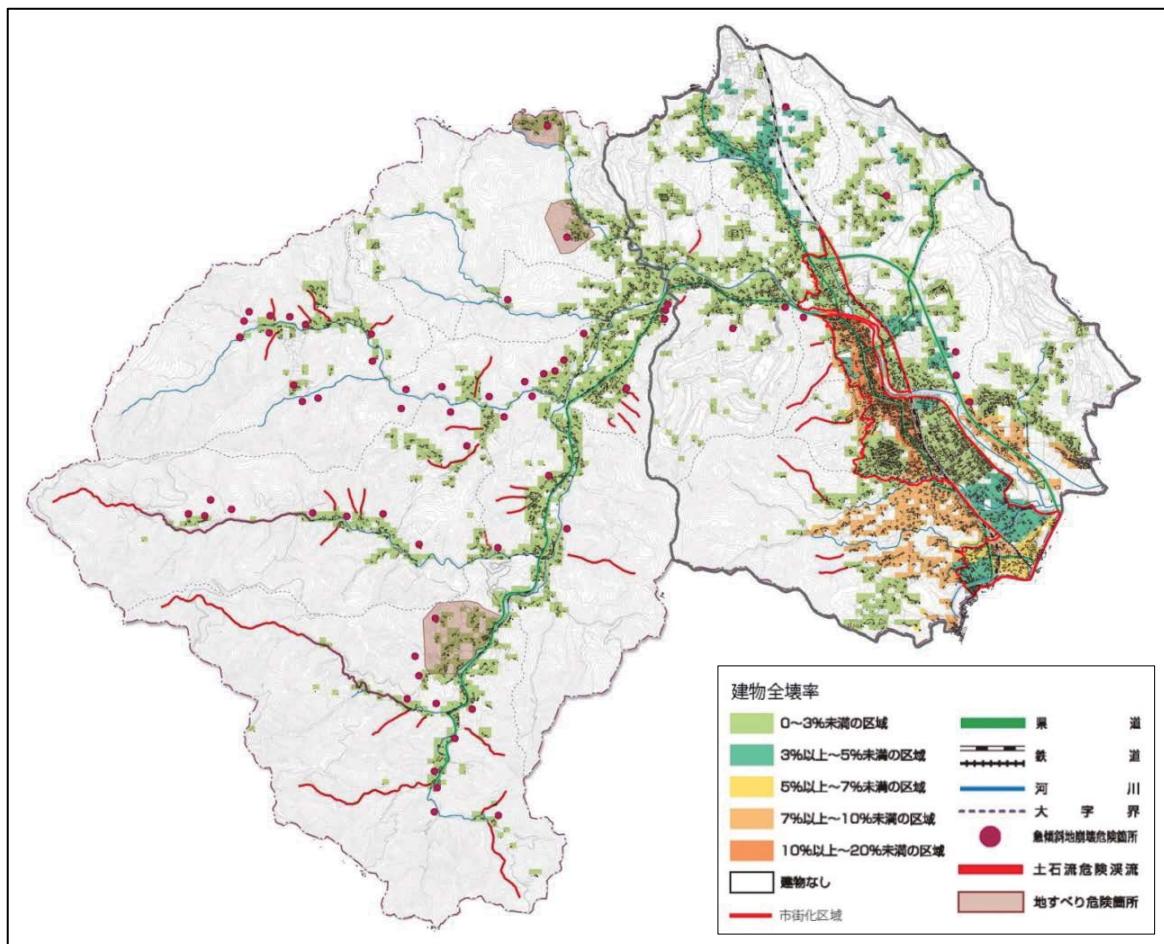


資料：越生町都市計画基礎調査

(2) 建物全壊率

主要地方道飯能・寄居線沿道の既存集落や越生駅西口の既成市街地で建物の全壊率が高くなっています。

図 地震ハザードマップ

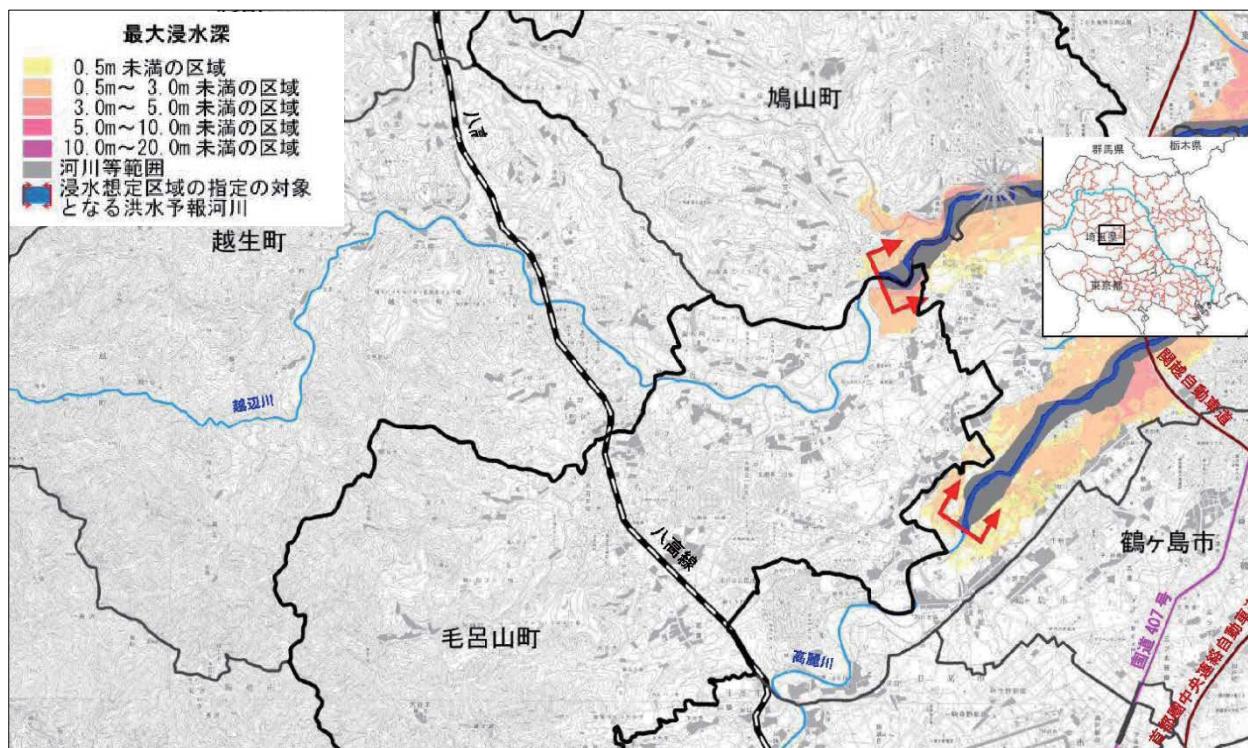


資料：越生町HP

(3) 浸水想定区域

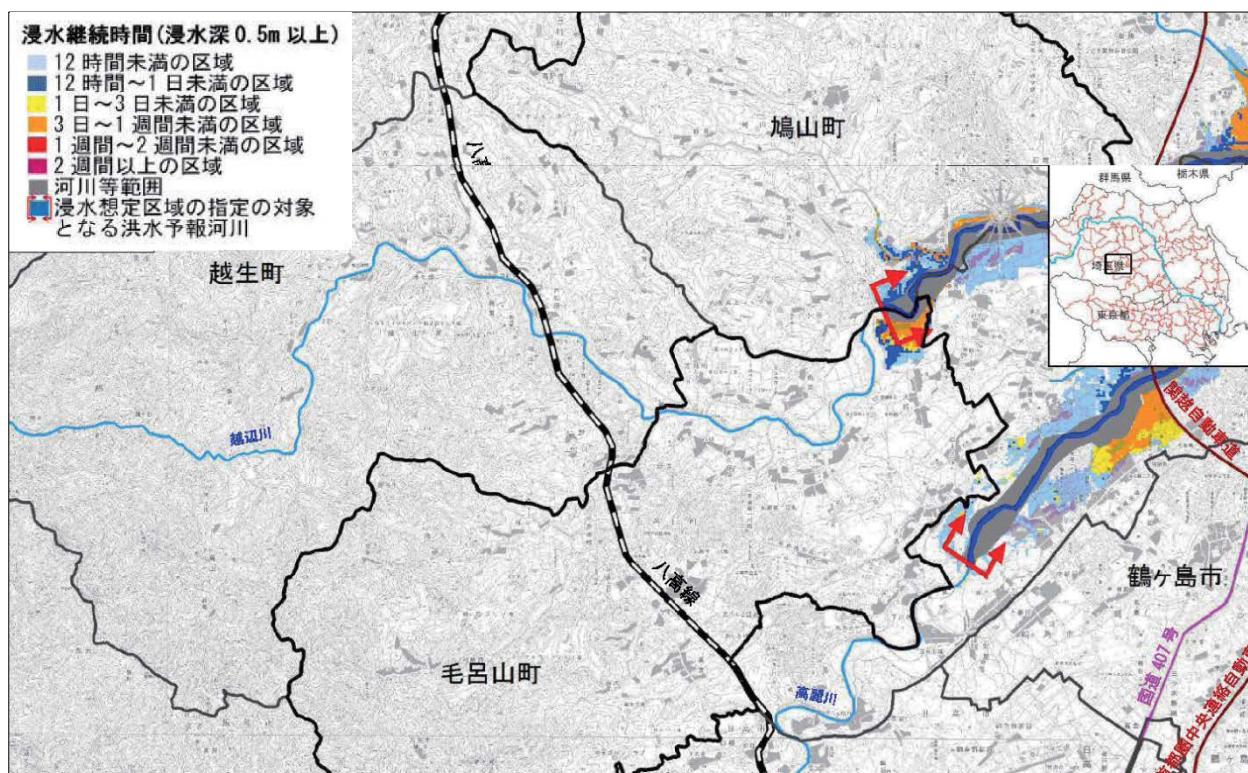
越生町には河川の氾濫による浸水想定区域は存在していません。

図 浸水想定区域（想定最大規模）



資料：埼玉県 HP

図 浸水想定区域（浸水継続時間）



資料：埼玉県 HP

9. 財政

1) 歳入

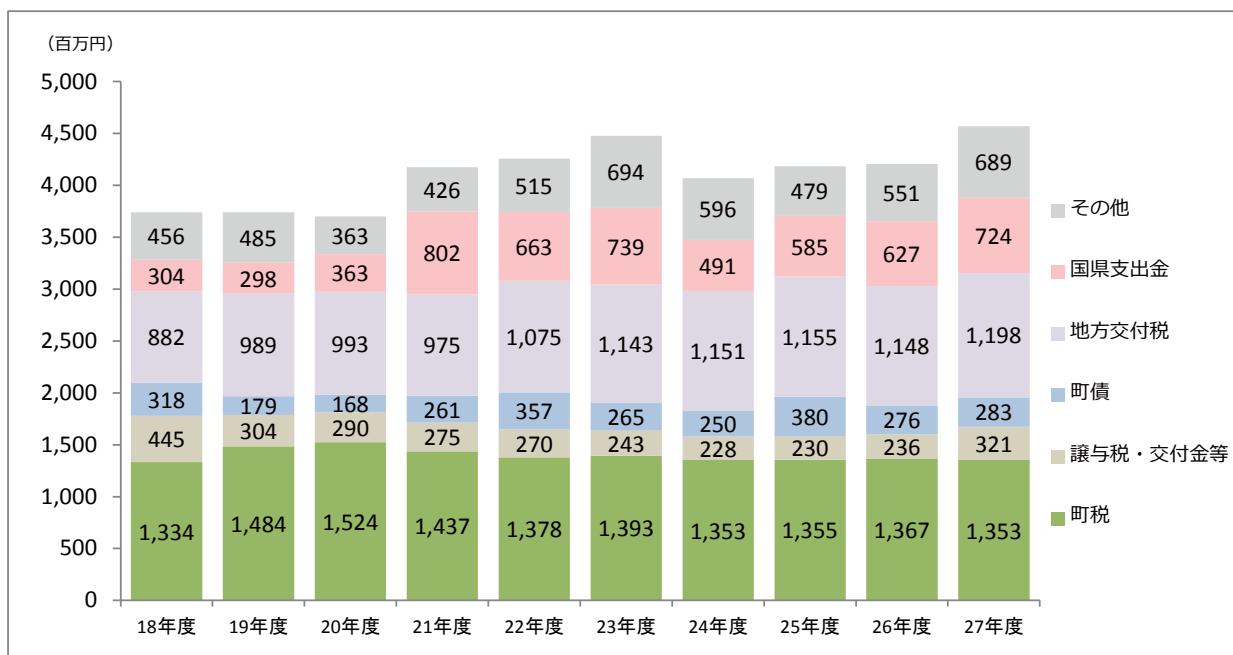
平成 27 年度の歳入は約 45.7 億円でした。全体に占める自主財源比率は平成 18 年度以降、多少の変動はありますが、下降傾向にあります。

表 科目別歳入 (単位: 万円)

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
町税	133,422	148,445	152,426	143,732	137,787	139,259	135,258	135,514	136,740	135,276
	35.7%	39.7%	41.2%	34.4%	32.4%	31.1%	33.2%	32.4%	32.5%	29.6%
譲与税・交付金等	44,537	30,419	28,966	27,450	26,981	24,334	22,761	23,011	23,649	32,145
	11.9%	8.1%	7.8%	6.6%	6.3%	5.4%	5.6%	5.5%	5.6%	7.0%
町債	31,810	17,920	16,787	26,053	35,716	26,491	25,022	37,994	27,643	28,281
	8.5%	4.8%	4.5%	6.2%	8.4%	5.9%	6.2%	9.1%	6.6%	6.2%
地方交付税	88,222	98,937	99,320	97,548	107,518	114,327	115,112	115,543	114,767	119,822
	23.6%	26.5%	26.8%	23.4%	25.2%	25.5%	28.3%	27.6%	27.3%	26.2%
国県支出金	30,400	29,779	36,320	80,208	66,344	73,919	49,095	58,482	62,690	72,423
	8.1%	8.0%	9.8%	19.2%	15.6%	16.5%	12.1%	14.0%	14.9%	15.9%
その他	45,629	48,532	36,336	42,593	51,477	69,404	59,600	47,865	55,066	68,875
	12.2%	13.0%	9.8%	10.2%	12.1%	15.5%	14.6%	11.4%	13.1%	15.1%
合計	374,020	374,032	370,155	417,584	425,823	447,734	406,848	418,409	420,555	456,822
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：越生町人口ビジョン、埼玉県財政状況資料、越生町決算資料

図 科目別歳入



2) 歳出

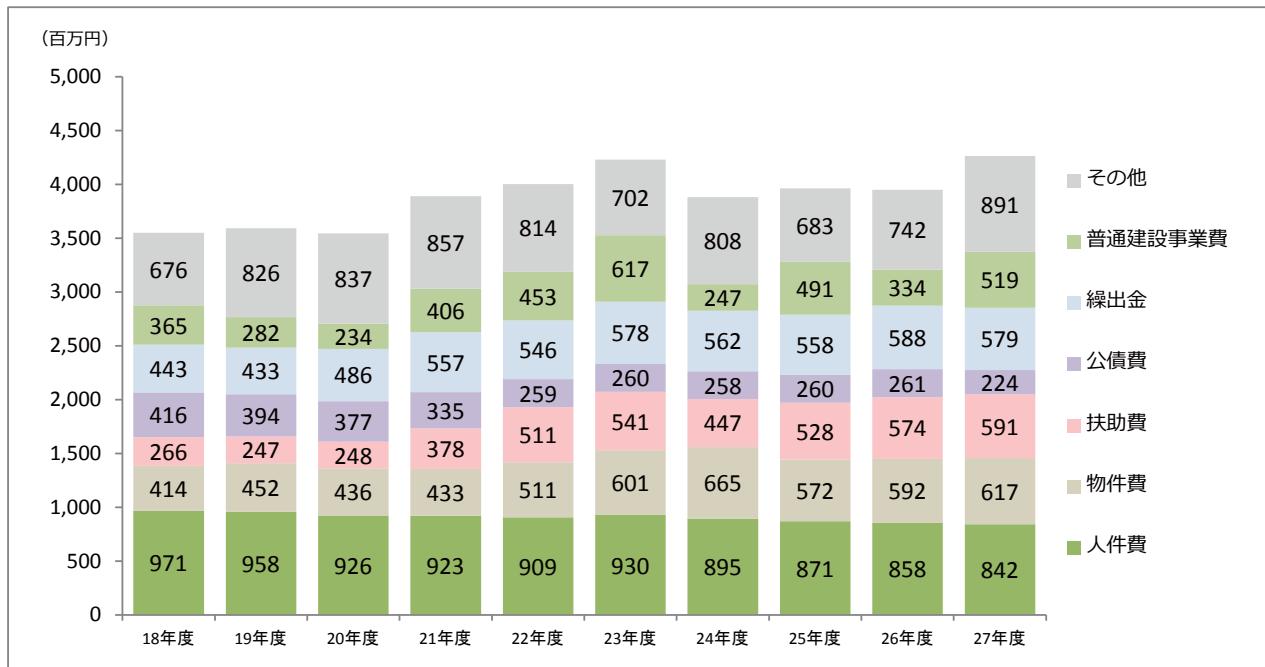
平成 21 年度以降、歳出額は増加傾向にあり、平成 27 年度の歳出は約 42.6 億円でした。高齢化の進行により扶助費が増加しており、この傾向は今後も続くものと予想されます。

表 科目別歳出 (単位: 万円)

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人件費	97,134	95,833	92,557	92,255	90,867	93,048	89,456	87,122	85,788	84,184
	27.3%	26.7%	26.1%	23.7%	22.7%	22.0%	23.0%	22.0%	21.7%	19.7%
物件費	41,353	45,212	43,618	43,277	51,142	60,106	66,540	57,176	59,203	61,712
	11.6%	12.6%	12.3%	11.1%	12.8%	14.2%	17.1%	14.4%	15.0%	14.5%
扶助費	26,613	24,718	24,795	37,832	51,069	54,127	44,733	52,825	57,389	59,052
	7.5%	6.9%	7.0%	9.7%	12.8%	12.8%	11.5%	13.3%	14.5%	13.9%
公債費	41,617	39,430	37,679	33,495	25,882	26,036	25,764	25,983	26,131	22,408
	11.7%	11.0%	10.6%	8.6%	6.5%	6.2%	6.6%	6.6%	6.6%	5.3%
繰出金	44,300	43,341	48,555	55,702	54,623	57,817	56,243	55,839	58,762	57,922
	12.5%	12.1%	13.7%	14.3%	13.6%	13.7%	14.5%	14.1%	14.9%	13.6%
投資的経費	36,548	28,159	23,376	40,586	45,251	61,749	24,663	49,065	33,445	51,865
	10.3%	7.8%	6.6%	10.4%	11.3%	14.6%	6.4%	12.4%	8.5%	12.2%
その他	67,590	82,623	83,670	85,699	81,400	70,236	80,848	68,339	74,241	89,113
	19.0%	23.0%	23.6%	22.0%	20.3%	16.6%	20.8%	17.2%	18.8%	20.9%
合計	355,156	359,317	354,251	388,847	400,235	423,120	388,248	396,350	394,960	426,257
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：越生町決算資料、埼玉県財政状況資料

図 科目別歳出



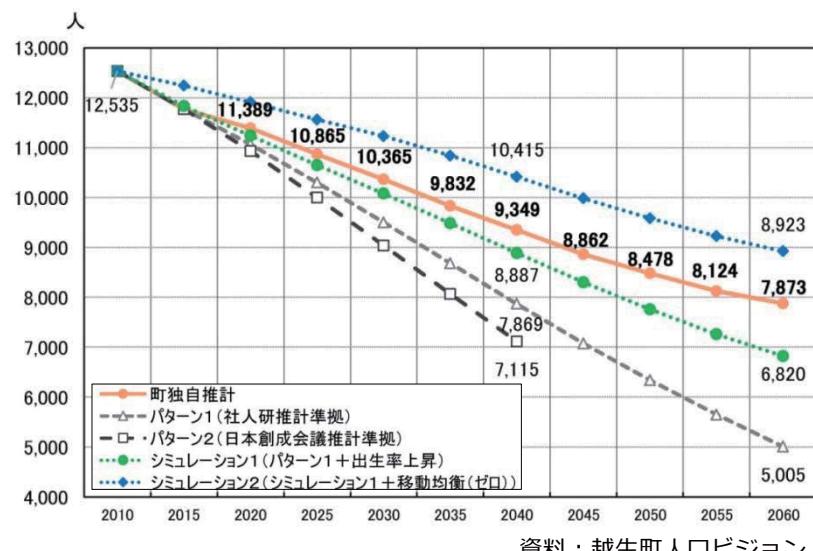
第Ⅲ章 現状及び将来見通しにおけるまちづくり課題

1. 将来人口

1) 将来人口推計

人口の分布状況は、平成 22 年国勢調査における小地域ごとの 5 歳階級別人口をもとに、コート推計により、小地域ごとの推計人口を算出し、100m メッシュごとの建物棟数の偏りによって人口を按分しました。その算出した人口の合計値と越生町人口ビジョンにおける町独自の人口推計値との整合を図りました。

図 越生町人口ビジョンにおける人口推計のパターン比較（再掲）



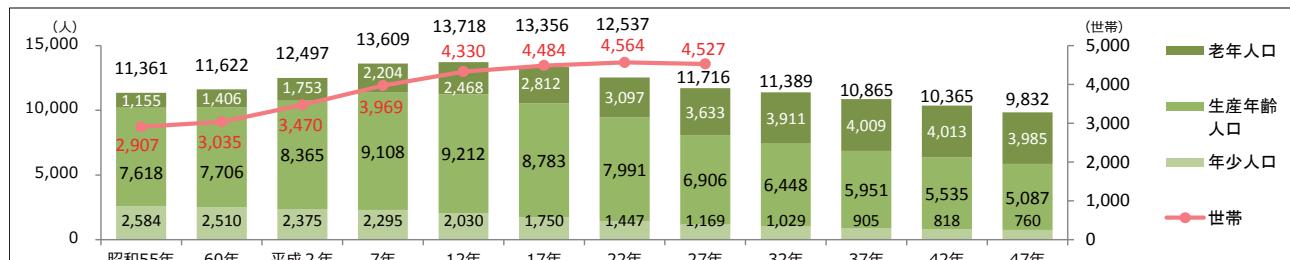
資料：越生町人口ビジョン

2) 人口と世帯数の推移

町の人口は、平成 12 年をピークに減少傾向にあり、平成 27 年の人口は 11,716 人となっています。20 年後の平成 47 年には人口が 16.1% 減少し、9,832 人になると予想されています。

また、平成 27 年の市街化区域の人口は 6,154 人であり、町民の約半数が居住しており、人口密度は平成 27 年時点ですでに約 36.2 人 /ha となっています。

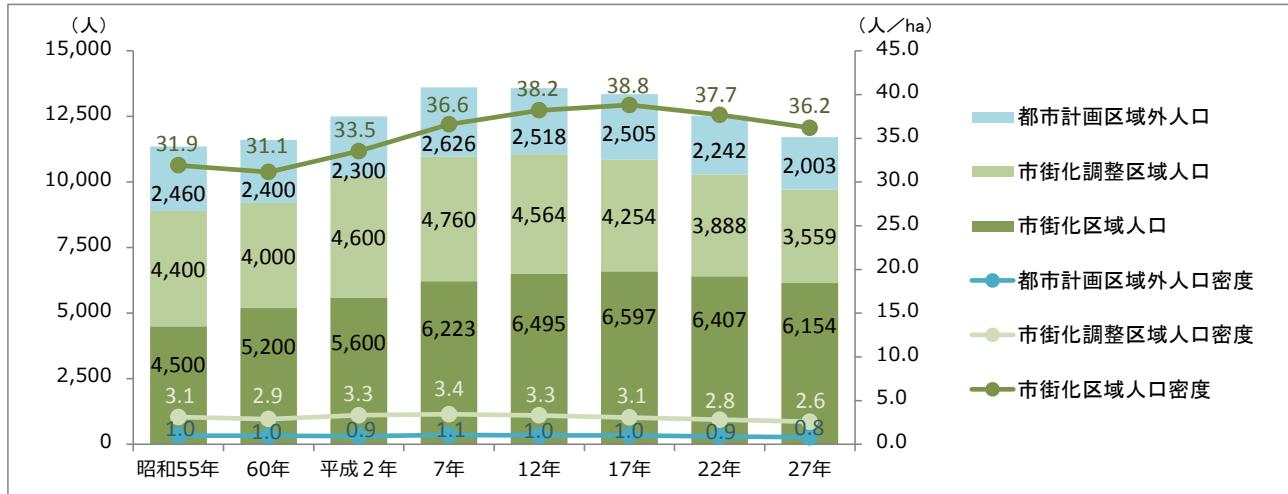
図表 人口と世帯数の推移



* 平成 27 年までの総人口は年齢不詳を含む

資料：平成 27 年までは実績値（国勢調査）、平成 32 年度以降は推計値（人口ビジョン）

図 都市計画区域等の人口と人口密度（再掲）



資料：『都市計画年報』（公財）都市計画協会等

3) 区域別の人口増減

都市計画区域内の人口は、9,697人から8,195人に減少し、減少率は15.5%です。都市計画区域外の人口は2,020人から1,638人に減少し、減少率は18.9%となっており、都市計画区域内よりも大きくなっています。

また、人口の分布については、平成27年時点でみられる市街化区域内における高い人口密度は、平成47年においてもその傾向が維持される見込みです。

表 区域別的人口増減（平成27年 → 平成47年）

	平成27年	平成47年	増減	(増減比率)
町全域	11,717	9,832	-1,885	(-16.1%)
都市計画区域内	9,697	8,195	-1,503	(-15.5%)
都市計画区域外	2,020	1,638	-382	(-18.9%)

* 区域別、圏域の人口は、100m メッシュデータ上の建物棟数の偏りで算定及びコート推計を行うため5歳階級別人口を用いており、また、四捨五入した整数であり、平成27年国勢調査の人口と一致しない。以下、同様。

図 100mメッシュ人口（平成 27 年）

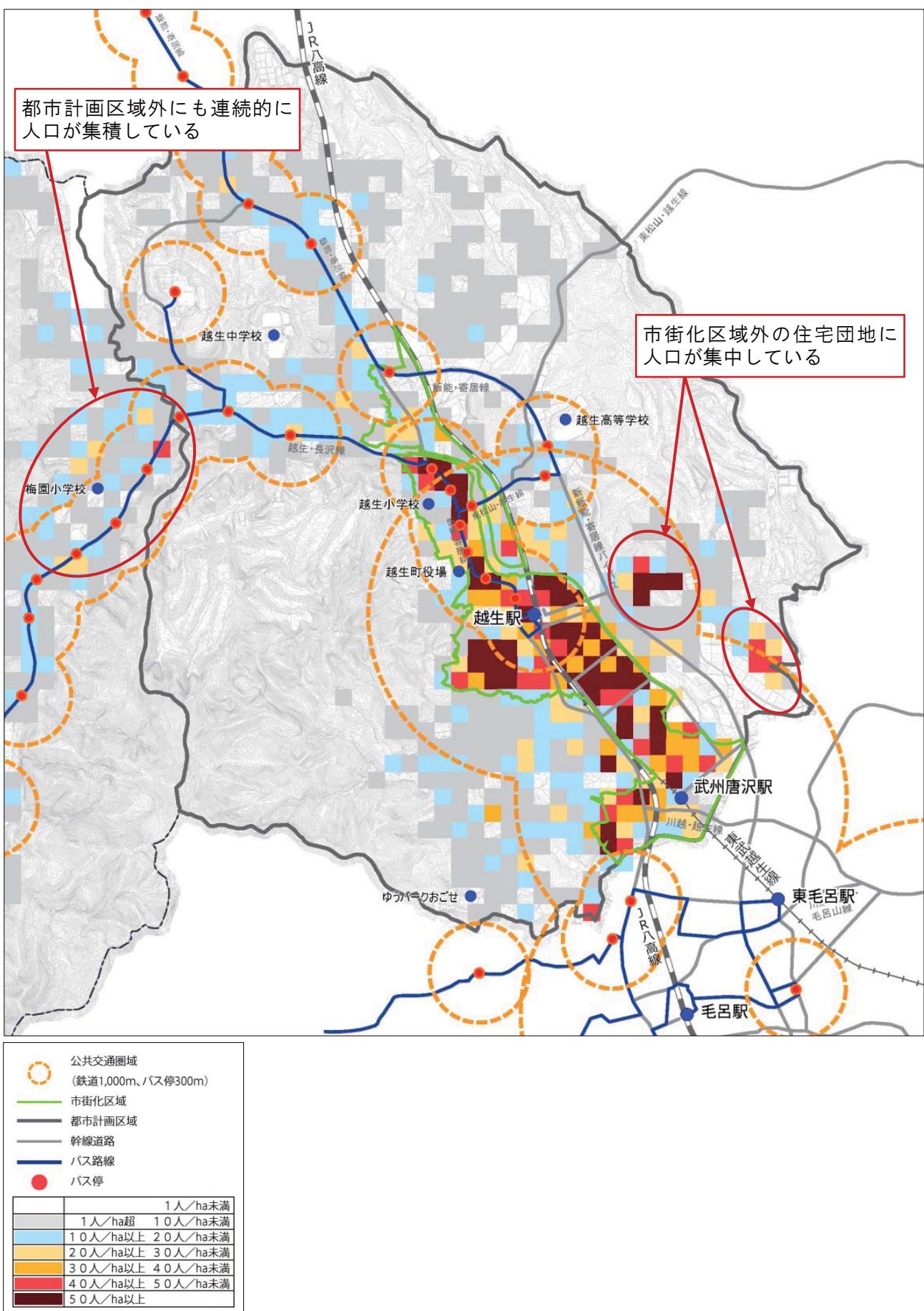
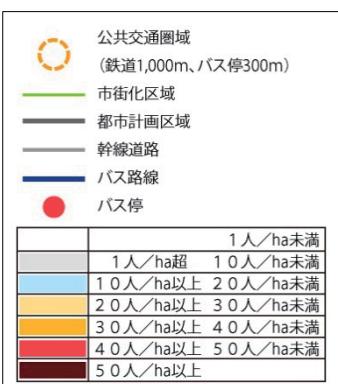
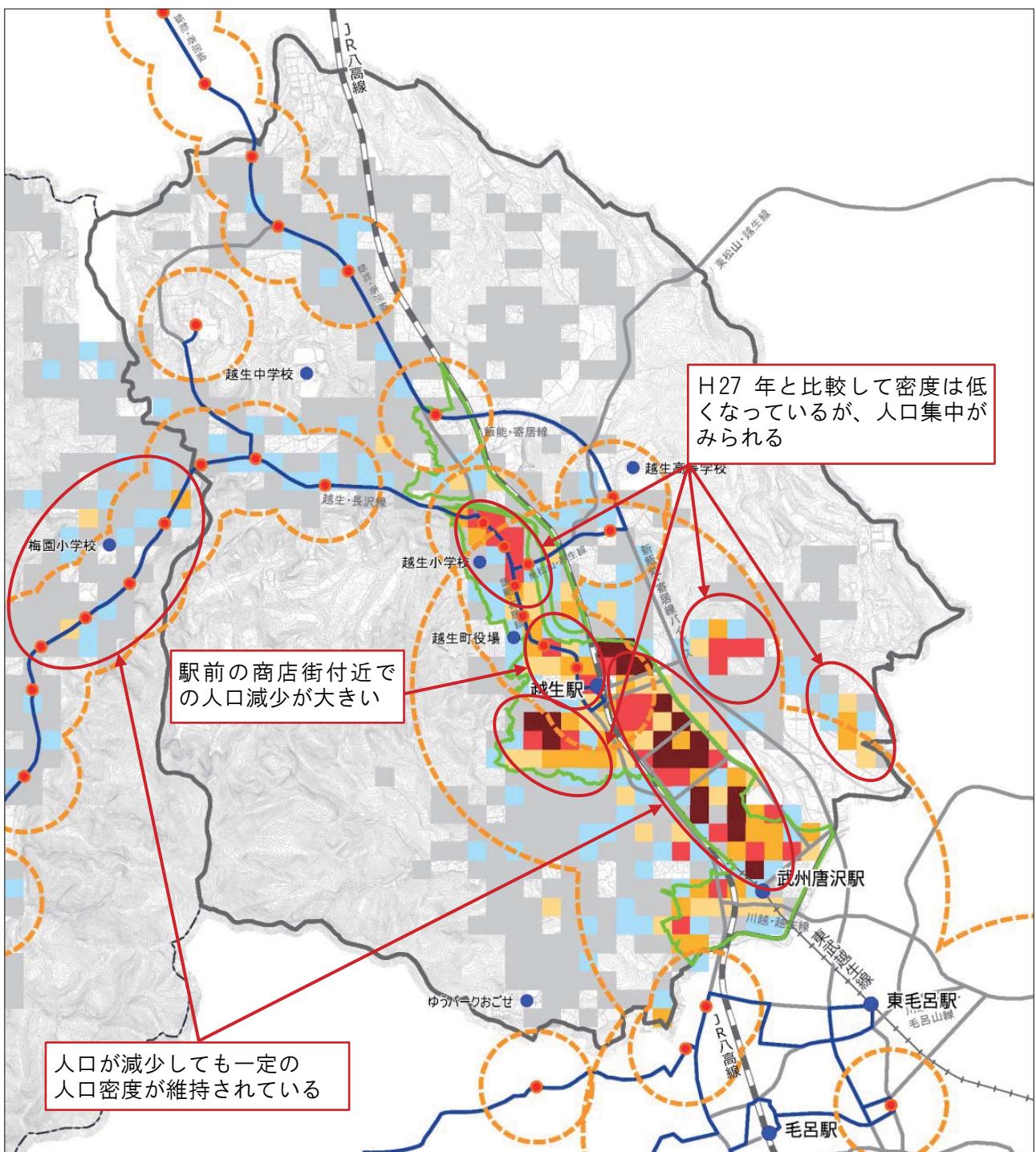


図 100mメッシュ人口（平成47年）



人口、世帯における問題・課題

- ・国勢調査による越生町の人口は平成 12 年をピークに減少傾向にあり、平成 27 年の人口は 11,716 人となっています。
- ・町域 (4,039ha) の約 4 % にあたる市街化区域内 (170ha) に町の総人口の 51% (6,154 人) が居住し、人口密度は 36.2 人／ha となっています。既にある程度の人口のまとまりのある市街地を形成しているものの、今後、少子高齢化に伴う人口減少に対応したまちづくりが求められています。
- ・国勢調査による転出入人口は、転出超過の状況が続いており、平成 27 年は 223 人の転出超過となっています。
- ・埼玉県は全国で昼夜間人口比率が最も低く、越生町の昼夜間人口比率は 88.5 % であり、県平均 (88.9%) と同水準となっています。
- ・高齢化率は 31.0 % で、県平均の高齢化率 (24.8%) よりも 6 % 以上高く、老人人口は平成 2 年と比較して約 1,891 人 (高齢化率は 17.1%) 増加しており、高齢化が急速に進んでいます。
- ・年齢階級別に人口移動状況をみると、15~24 歳の若者世代が進学・就職により転出超過となっています。また、男性は 15~54 歳まで転出超過となっています。特に女性の出産年齢人口 (合計特殊出生率に基づく 15~49 歳) についてみると、131 人の転出超過となっており、この世代の流出が、少子高齢社会の進行に影響を及ぼしています。
- ・越生町の合計特殊出生率は平成 22 年の 1.23 をピークに増減を繰り返しており、平成 27 年は 0.93 と県平均を大きく下回っていますが、前年度より 0.08 上昇しています。
- ・このような状況下にある越生町においては、自然・社会動態も減少傾向が続いているとともに、合計特殊出生率が 1.0 前後で低水準となっていることから、将来人口に直結する出生率を回復させることが大きな課題となっています。
- ・若者世代が町外へ転出する理由として、進学、就職、結婚、子育て環境が考えられることから、若者の流出抑制に向けた「就業の場の拡充」、「魅力ある生活の場づくり」を進めて行くことが重要であると考えられます。
- ・平成 27 年では市街化区域内において人口密度の高い地区が多く、土地区画整理事業の事業区域では平成 47 年もその傾向が続くものの、越生駅の北側及び西側では人口密度の減少が見られます。特に、駅前の商店街での人口減少が目立ちます。
- ・市街化調整区域では、新飯能・寄居線バイパス東側の宅地開発等により整備された住宅地で高い人口の集積が見られますが、平成 47 年は減少傾向にあります。
- ・都市計画区域外では越生自然休養村センターを中心として県道越生・長沢線沿道に人口集積が見られます。
- ・高齢者の人口の分布をみると、市街化区域の越生駅周辺の既成市街地や、宅地開発完了から相当期間経過した住宅地で高齢者人口の密度が高くなっています。
- ・通勤・通学による流出人口は 4,383 人、流入人口は 3,003 人となっており、1,380 人の流出超過となっています。

2. 土地利用等

1) 土地利用

土地利用における問題・課題

- ・越生町は、首都通勤圏内にありながら、町域の約7割を山林が占めており、変化に富んだ地形を有しています。
- ・鉄道及び主要幹線道路沿いに市街地や集落が形成されています。
- ・町域の大部分が傾斜地であり、既成市街地には都市・居住機能を誘導するまとまった一団の用地（受け皿）が少ないとから、新飯能・寄居線バイパス沿道等の市街化調整区域における限られた平坦地の有効活用に向けた土地利用を図る必要があります。
- ・越生町は、昭和30年に旧越生町と旧梅園村が合併して現在の越生町が誕生しました。越生地区の中心市街地は市街化区域に含まれており、梅園地区の中心地は都市計画区域外の越生自然休養村センター及び梅園小学校周辺の平坦地に集落が形成されています。

2) 開発区域及び空家状況

開発区域及び空き家状況における問題・課題

- ・土地区画整理事業は施行済み3地区（住宅系2地区、工業系1地区）と事業中が1地区（住宅系）あり、住居系3地区を併せた宅地化率は71.5%となっています。施行地区内には空き地などの未利用地が点在していることから、今後、宅地化の促進による人口集積・誘導策が必要となります。
- ・市街化調整区域には都市計画法第34条第11号に基づく区域が指定されています。今後の人口減少や少子高齢化に対応した「持続可能なまちづくり」を実現するために、既存集落の維持・再生に向け、指定区域のあり方について検討する必要があります。
- ・越生町の空き家率は町全体で7.4%と埼玉県平均の10.9%を下回っているものの、調査対象とする建物を一定の条件下で調査を行っていることから、実際の空き家率はもっと高いことも予想されます。
- ・空き家の分布状況についてみると、市街化区域内においては、越生駅西側の主要地方道飯能・寄居線周辺の既成市街地及び、土地区画整理事業施行済の越生東地区や市街化調整区域の住宅開発等で、整備完了から相当期間経過した住宅地に多くみられます。
- ・市街化区域内の既成市街地中心部での空洞化が目立つことから、越生駅を中心とした活性化、にぎわいの創出が課題となっています。

3. 法規制

1) 農業振興地域、農用地地区、森林、自然公園

農業振興地域、農用地地区、森林、自然公園における問題・課題

- ・農業振興地域は 1, 664ha 指定されており、都市計画区域外では県道越生・長沢線の北側に拡がっています。また、農用地区域（227ha）の大半は都市計画区域内に指定されており、町全域の 5. 6%、農業振興地域の 13. 6%となっています。
- ・都市計画区域内の南西部に県有林及び保安林の指定がなされているほか、都市計画区域外にも指定されています。
- ・優れた自然の風景を保護することを目的として、越生町をはじめ、ときがわ町、毛呂山町にまたがるエリアに県立黒山自然公園が指定されています。

2) 災害危険区域及び地震危険度

災害危険区域及び地震危険度における問題・課題

- ・土石流による土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の大部分と、急傾斜地における土砂災害警戒区域及び特別警戒区域は、都市計画区域外である町西部の山間地に点在しています。市街化区域内では、越生小学校の後背地に土砂災害警戒区域が 1箇所指定されています。
- ・主要地方道飯能・寄居線沿道の既成市街地や既存集落では、建物全壊率が高い地域となっており、特に越生駅西口の既成市街地は木造住宅が密集、連続しているため、延焼の危険性が高いことから、不燃化対策や耐震性の強化を推進する必要があります。
- ・越生町には河川の氾濫による浸水想定区域は存在しません。

4. 公共交通圏域

1) 公共交通圏域の条件

公共交通の圏域については、鉄道駅は国土交通省の交通不便地域の指定申請基準より、バス停影響圏については、バス停間の距離が基本的に150~200mで設定され、国土交通省においても一般的に300mと謳っていることから以下のように設定しました。

表 交通圏域の条件設定

□公共交通	
鉄道駅	1,000m
バス停	300m

2) 公共交通圏域

- ・都市計画区域内には、越生駅、武州唐沢駅の鉄道駅が2施設、バス路線が2系統（越生駅～ときがわ町せせらぎバスセンター間、越生駅～黒山間）、バス停18箇所が設置されています。
- ・鉄道駅（半径1,000m圏）及びバス停（300m圏）を併せた公共交通圏域は、市街化区域のほぼ全域をカバーしています。
- ・都市計画区域内の人口カバー率は平成27年で87.3%、平成47年では87.8%と、ほとんど変化はありません。

表 公共交通圏域人口とカバー率の推移

	平成27年	平成47年	増減	増減率
町全域人口	11,717	9,832	-1885	-16.1%
	圏域人口	9,478	8,018	-1,460
	カバー率	80.9%	81.6%	0.7%
市街化区域人口	5,468	4,724	-744	-13.6%
	圏域人口	5,430	4,691	-739
	カバー率	99.3%	99.3%	0.0%
都市計画区域人口	9,697	8,195	-1503	-15.5%
	圏域人口	8,468	7,193	-1,274
	カバー率	87.3%	87.8%	0.5%
都市計画区域外人口	2,020	1,638	-382	-18.9%
	圏域人口	1,010	825	-185
	カバー率	50.0%	50.4%	0.3%

- ・圏域内的人口は減少傾向にあるものの、高齢化の進行による買い物、通院などの外出困難な住民の増加が懸念されることから、地域の実情・ニーズに対応した交通手段やルートの検討による公共交通の維持・存続が望まれます。

図 公共交通の圏域（平成 27 年）

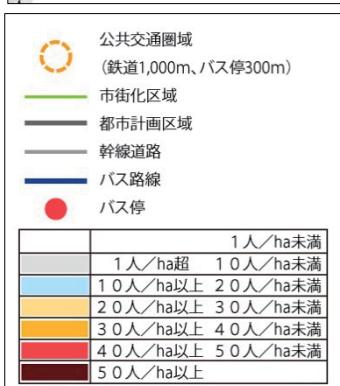
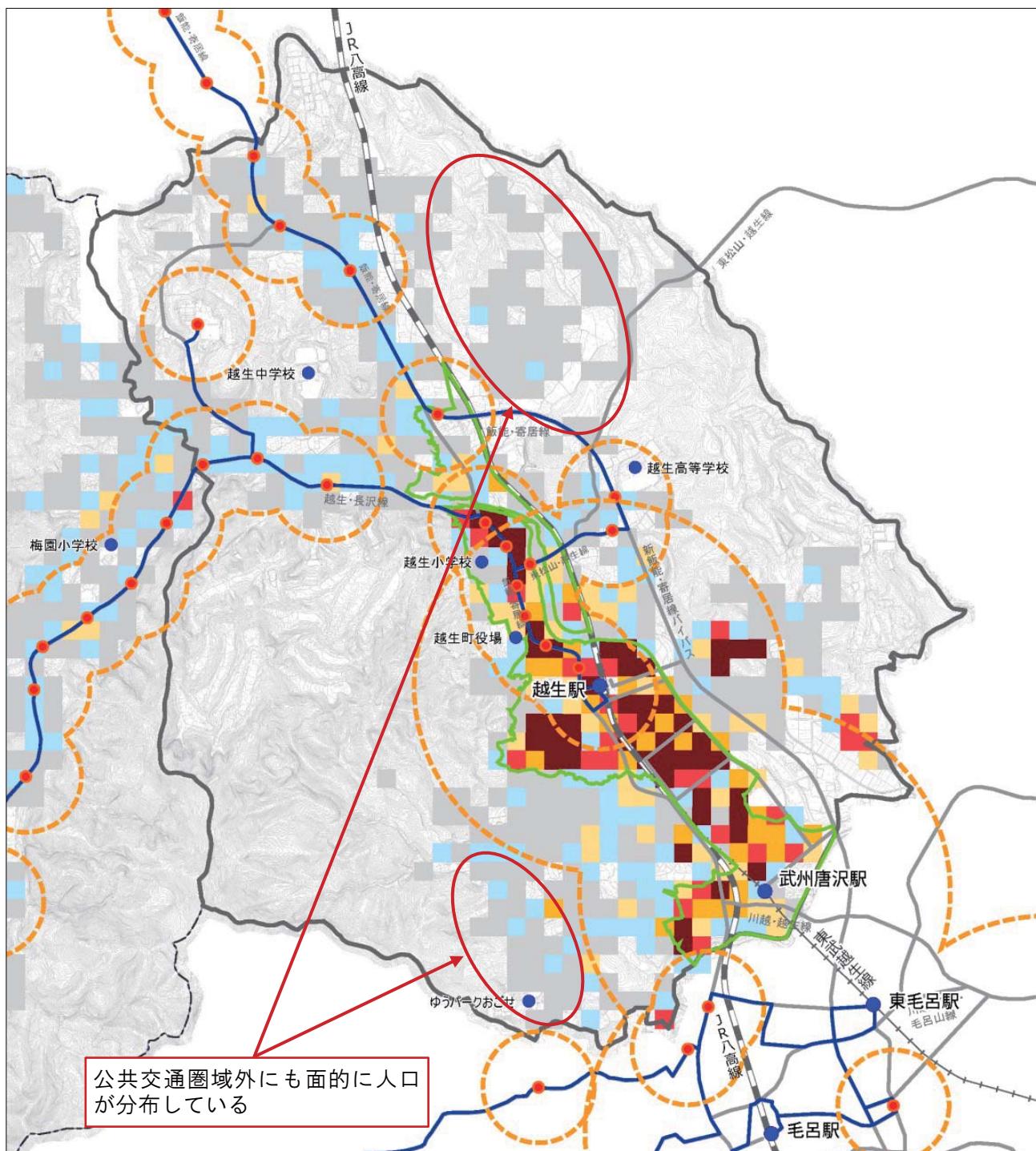


図 公共交通の圏域（平成 47 年）

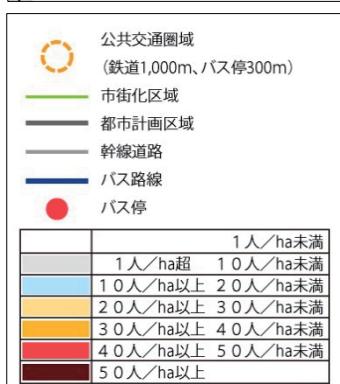
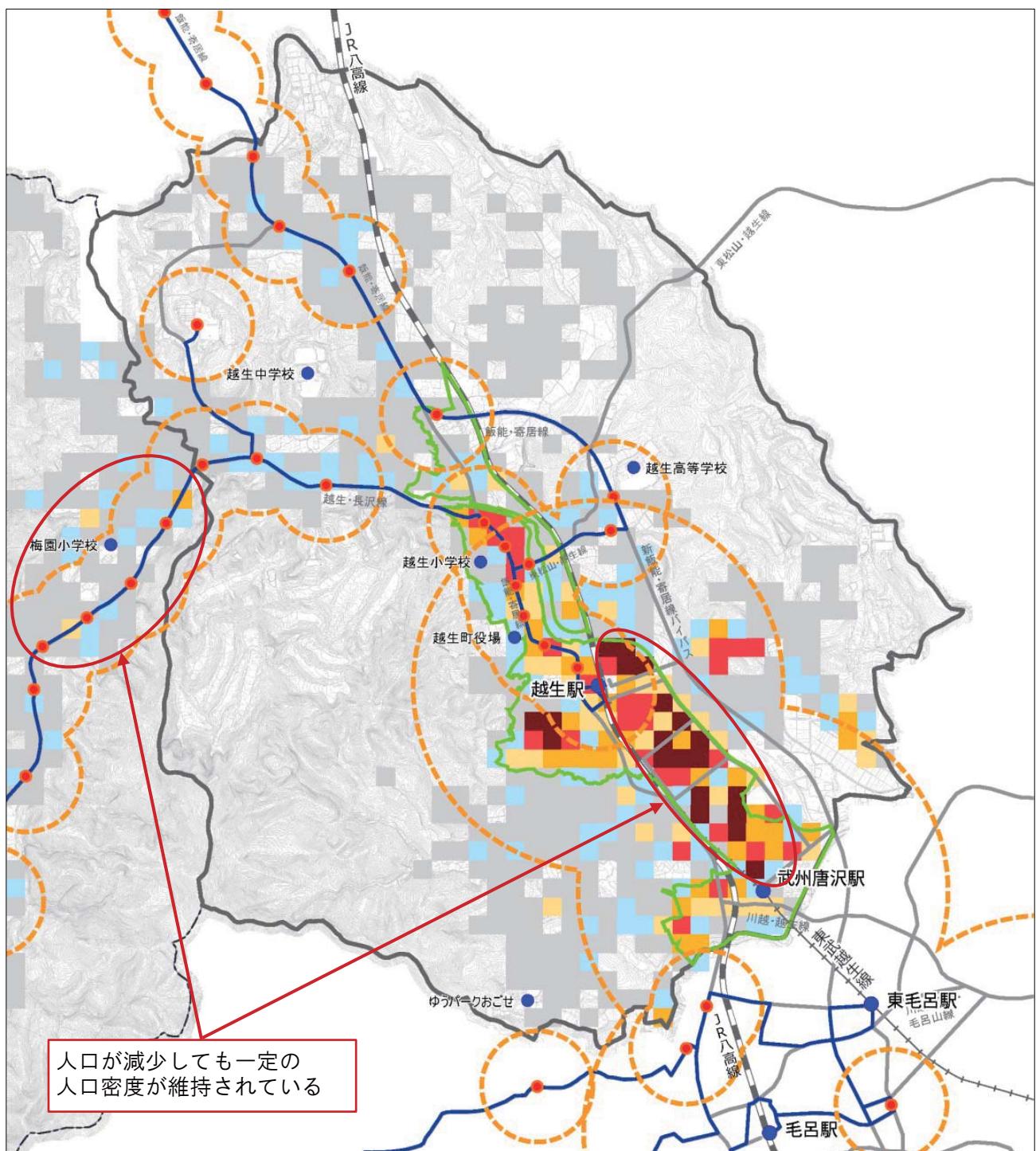


図 高齢者人口の分布（平成 27 年）

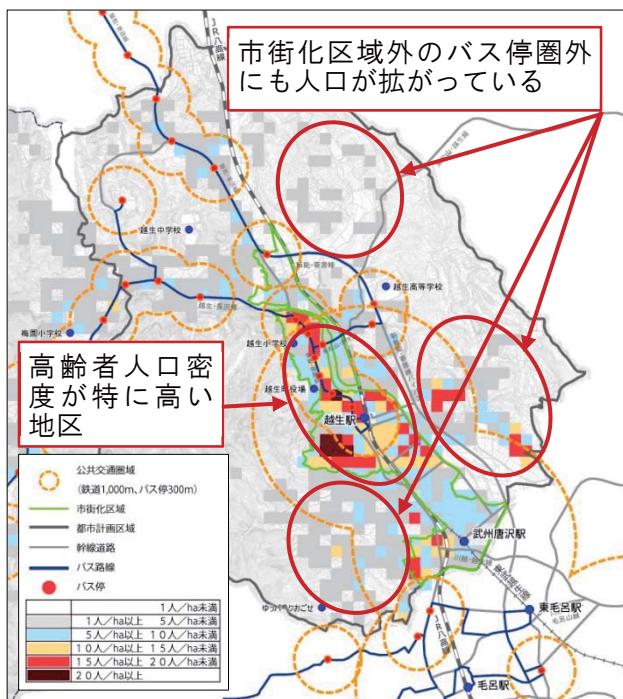
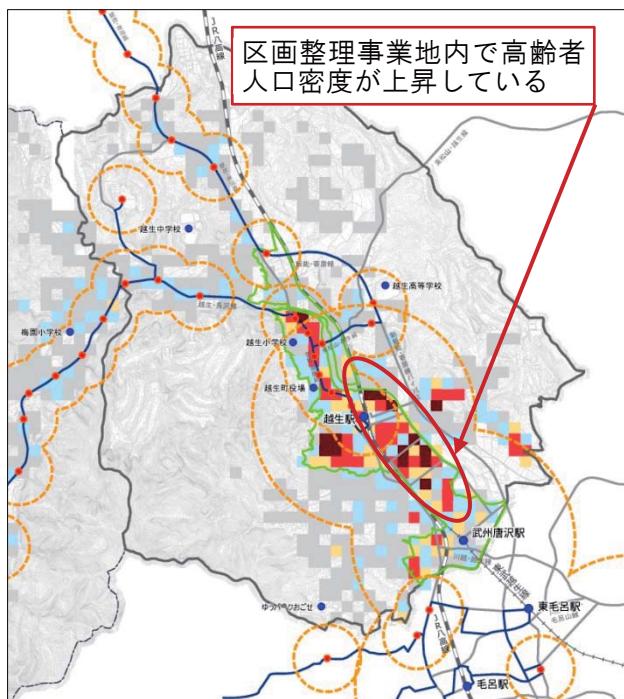


図 高齢者人口の分布（平成 47 年）



公共交通における問題・課題

- 越生町内には、JR八高線と東武越生線が乗り入れている越生駅と、東武越生線武州唐沢駅の2駅があります。
- 平成27年度の鉄道の利用者数は、JR八高線の越生駅で約27万人（約740人／日）、東武越生線では、越生駅が約141万人（3,849人／日）、武州唐沢駅は約93万人（約2,553人／日）となっています。全体の利用者は直近10年間で約10%減少したものの、ここ数年は横ばいとなっています。
- 鉄道により市街地が東西に分断されており、東口は交通広場が整備されているものの、西口改札からの利用となっていることから、自由通路の整備、東口の開設による駅利用者の利便性・安全性の向上を図る必要があります。
- バス路線は、川越観光バスと、ときがわ町路線バスの2路線が運行しており、川越観光バス（越生駅↔黒山）は、平日・休日ともに10便ほど（時期により異なる）が運行、ときがわ町路線バス（ときがわ町内↔越生駅）は、平日17便、休日11便運行されています。年間のバス利用者は3.9万人ほどで、1日あたりの利用者は約105人となっています。
- 人口の減少に伴い、鉄道及びバスの利用者が減少していくと予想されますが、現状の運行本数を維持していくことが、高齢化、過疎化に対応するために重要な課題となっています。
- 平成27年の公共交通圏域人口は、都市計画区域内では87.3%と高く、平成47年でも87.8%と、カバー率では大きな変化は見られませんが、平成27年では町全体で約2,200人が公共交通圏域外に居住しています。

5. 主要施設圏域

1) 主要な都市機能

現在の越生町における主要な都市機能の分布状況を把握することにより、町民の生活基盤に必要となる都市機能についての充足あるいは不足を検討します。

整理を行うにあたり、町民の生活基盤に必要となる都市機能として、下表に挙げる施設を主要な都市施設として将来の圏域や人口を整理していきます。

表 検討施設一覧

商業機能	① 大規模小売店舗（店舗面積の合計が 1,000 m ² を超える店舗） ② 商業施設全般
医療機能	① 病院 ② 内科もしくは外科を有する診療所
高齢者福祉機能	老人ホーム、デイサービス、サービス付き高齢者向け住宅 等
子育て支援機能	保育所及び幼稚園

2) 主要施設圏域

主要施設（高齢者福祉施設を除く）圏域の条件を下表に示します。主要施設（高齢者福祉施設を除く）圏域として『都市構造の評価に関するハンドブック』の徒歩圏、高齢者福祉施設については「地域包括ケアシステム」における日常生活圏域として示されている値を使用しました。

表 主要施設圏域の条件設定

□主要施設	
主要施設（高齢者福祉施設を除く）	800m
高齢者福祉施設	1,000m

また、町外の施設については、越生町の行政界から概ね 400m圏の施設を対象としており、検討する施設は、生活基盤施設である商業施設（食料品及び日用品を販売している小売店舗）、医療施設、高齢者福祉施設、保育所及び幼稚園とします。

3) 商業施設

(1) 大規模小売店舗（店舗面積の合計が1,000m²を超える店舗）

- ・大規模小売店舗は、越生駅の東側に位置するスーパーマーケットと、県道東松山・越生線と新飯能・寄居線バイパスの交差部付近にホームセンターが各1店舗立地しています。
- ・近隣では、毛呂山町に立地するスーパーマーケット2施設の圏域に越生町の一部が含まれています。
- ・町内外の施設全てが公共交通圏域内に立地しています。
- ・都市計画区域内の人口カバー率は平成27年で66.2%、平成47年でも66.2%と、変化はありません。
- ・いずれの施設も中心市街地、鉄道又はバスの公共交通圏域内の利便性の高い場所に立地していることから、公共交通の維持・継続により、施設立地が存続できるものと想定されます。

表 施設圏域人口とカバー率の推移

		平成27年	平成47年	増減	増減率
町全域	圏域人口	6,423	5,425	-998	-15.5%
	カバー率	54.8%	55.2%	0.4%	-
市街化区域	圏域人口	4,730	4,023	-708	-15.0%
	カバー率	86.5%	85.2%	-1.3%	-
都市計画区域内	圏域人口	6,423	5,425	-998	-15.5%
	カバー率	66.2%	66.2%	0.0%	-
都市計画区域外	圏域人口	0	0	-	-
	カバー率	0.0%	0.0%	-	-

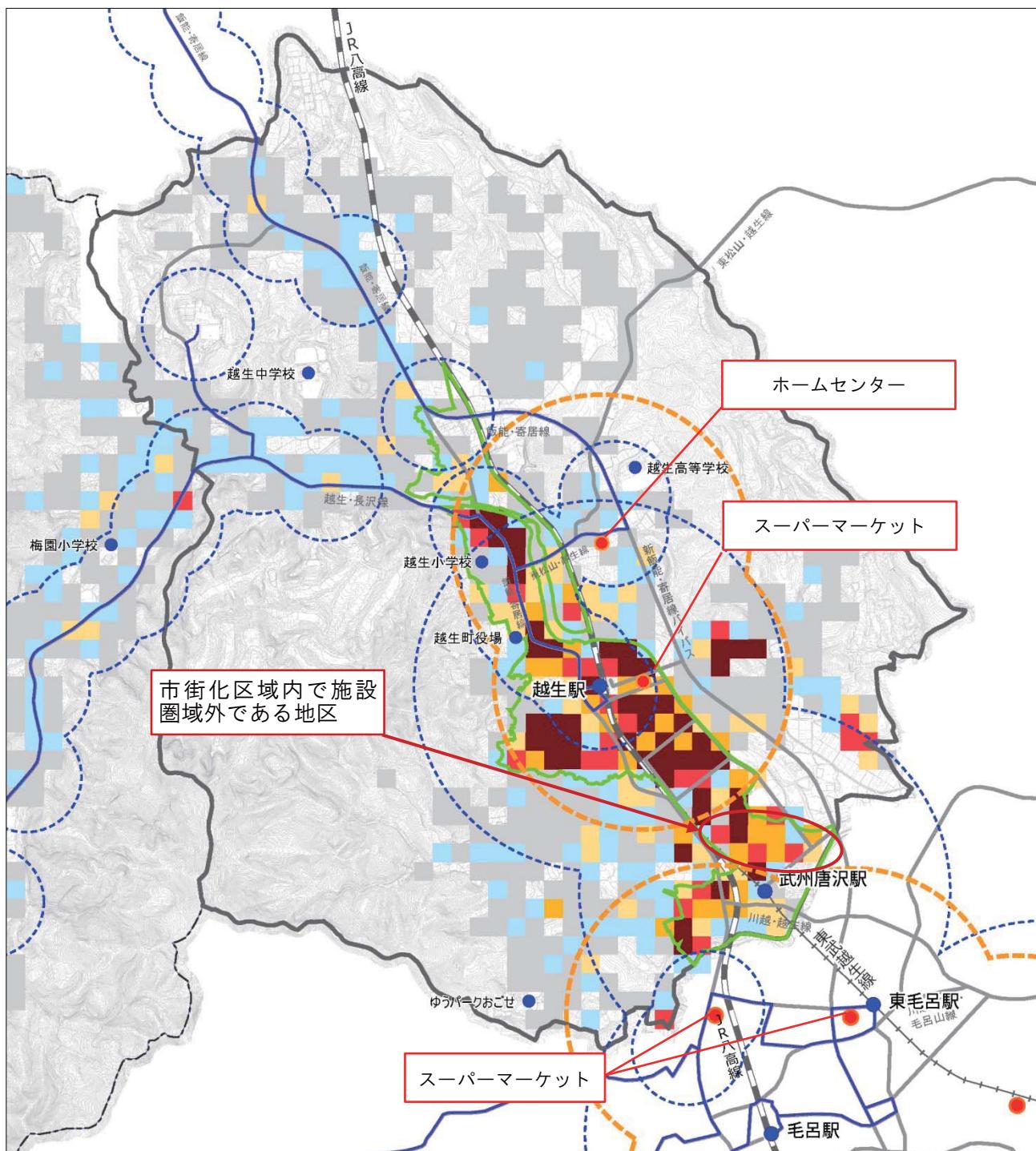
-
- ・近隣市町村及び埼玉県における大規模小売店舗の出店状況は下表のとおりです。
 - ・越生町の人口 1,000 人当たりの店舗面積は 369 m²で埼玉県全体と比べて約半分となって います。また、主な消費先である毛呂山町は越生町の約 1.5 倍の 578 m²です。

表 大規模小売店舗の出店状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

市町村名	推計人口 (人)	店舗数 (件)	面積 (m ²)	人口 1,000 人 あたり面積 (m ²)
埼玉県	7,268,405	1,116	5,774,733	794
越生町	11,586	2	4,280	369
毛呂山町	37,109	5	21,440	578
鳩山町	14,270	2	3,892	273
ときがわ町	11,372	1	1,382	122

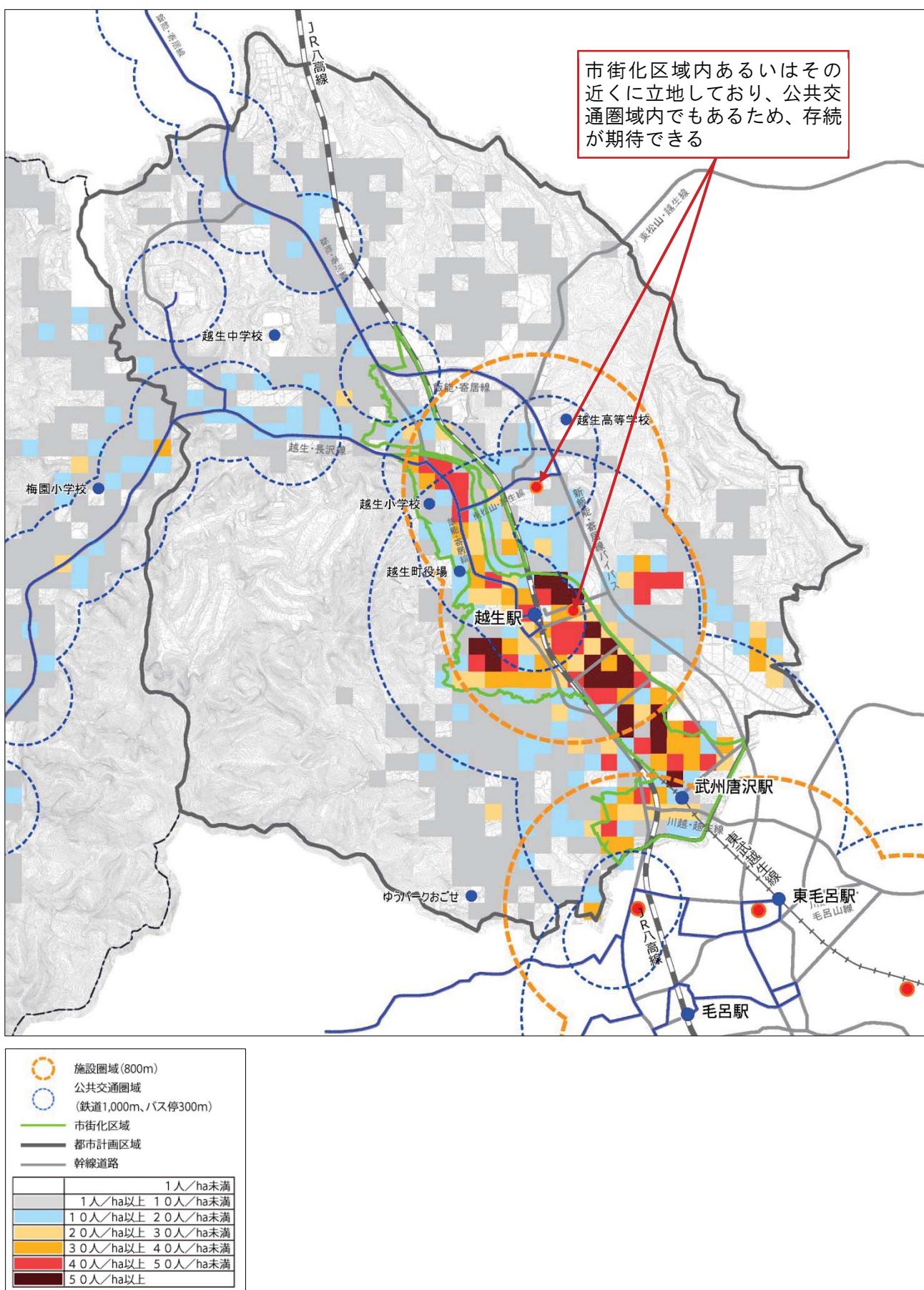
資料：埼玉県「大規模小売店舗市町村別出店状況」

図 商業施設（大規模小売店舗）の圏域（平成 27 年）



	1人／ha未満
1人／ha以上	10人／ha未満
10人／ha以上	20人／ha未満
20人／ha以上	30人／ha未満
30人／ha以上	40人／ha未満
40人／ha以上	50人／ha未満
	50人／ha以上

図 商業施設（大規模小売店舗）の圏域（平成 47 年）



商業施設 （1）大規模小売店舗における問題・課題

- ・大規模小売店舗は、越生駅の東側に1店舗（スーパーマーケット）、県道東松山・越生線と新飯能・寄居線バイパスの交差部付近に1店舗（ホームセンター）が立地しています。
- ・越生町に立地する大規模小売店舗の圏域人口のカバー率（平成27年）は、町全体で54.8%、都市計画区域内で66.2%となっています。
*越生町に立地する施設を対象にカバー率を算出しているため、毛呂山町に立地する大規模小売店舗の圏域に含まれる武州唐沢駅周辺のカバー率は対象外としています。
- ・市街化区域内で大規模小売店舗の圏域外となっているエリアは、武州唐沢駅北側の一部の地区のみとなっています。
- ・いずれの施設も中心市街地に近く、鉄道とバスの公共交通圏域内で利便性の高い場所に立地していることから、公共交通の維持・継続により、施設が存続できるものと想定されます。
- ・大規模小売店舗は2店舗立地しているものの、食料品を取り扱っている大規模小売店舗は越生駅東側に立地する1店舗のみであることから、今後の超高齢社会の到来によって、圏域外で買い物難民が増加することが懸念されます。

(2) 商業施設全般

- ・大規模小売店舗やスーパー、コンビニエンスストア、食料品・日用品を取り扱う店舗は、都市計画区域内には合計で 17 施設、都市計画区域外には食料品店が 3 店舗立地しています。また、町外（毛呂山町）では 6 施設が立地しています。

表 近隣市町村における消費行動

	食料品・ 日用品* (%)	寝具・ 衣料品 (%)	飲食 (外食) (%)
毛呂山町	52.8	13.2	11.4
越生町	32.4	24.6	2.9
嵐山町	5.6	3.0	0.0
鶴ヶ島市	3.5	3.6	31.4
坂戸市	2.1	18.0	37.1
東松山市	0.7	22.2	8.6
川越市	0.0	4.2	2.9
滑川町	0.0	0.0	0.0

* 食料品・日用品：同調査における『A 群』にあたる生鮮食料品、惣菜等の調理済み食料品、その他の食料品・飲料、日用・家庭雑貨が該当

資料：埼玉県広域消費者動向調査（平成 27 年）

- ・埼玉県広域消費者動向調査によると、越生町民の食料品・日用品の主な購入市町村は上表のとおりです。
- ・越生町は、町内での購入は 32.4% となっており、埼玉県内の各市町村における自市町村での購入率の平均が 73.6% であることからも、かなり低い値となっています。
- ・越生町民が町外で食料品・日用品を購入する場所は、隣接する毛呂山町が最も多く（52.8%）、これは毛呂山町内の越生町に比較的近い場所に大型の商業施設が立地していることが一つの要因と考えられます。
- ・町内のほとんどの施設（17 施設）は鉄道及びバスの公共交通圏域に含まれており、都市計画区域内の人口カバー率は平成 27 年の 92.4%、平成 47 年ともに 92.8% と、都市計画区域内のほとんどの人口をカバーしています。
- ・鉄道及びバスの公共交通圏域内の利便性の高い場所に立地していることから、公共交通の維持・継続により、施設立地が存続できるものと想定されます。

表 施設圏域人口とカバー率の推移（金融機関及び郵便局を除く）

		平成27年	平成47年	増減	増減率
町全域	圏域人口	9,763	8,275	-1,488	-15.2%
	カバー率	83.3%	84.2%	0.8%	—
市街化区域	圏域人口	5,468	4,724	-744	-13.6%
	カバー率	100.0%	100.0%	0.0%	—
都市計画区域内	圏域人口	8,964	7,607	-1,357	-15.1%
	カバー率	92.4%	92.8%	0.4%	—
都市計画区域外	圏域人口	799	668	-130	-16.3%
	カバー率	39.6%	40.8%	1.3%	—

図 商業施設（全般）の圏域（平成 27 年）

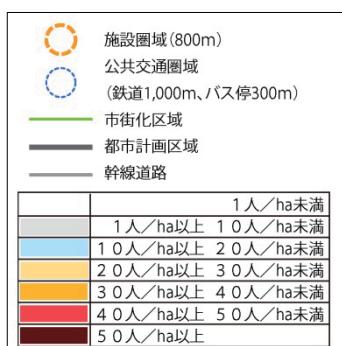
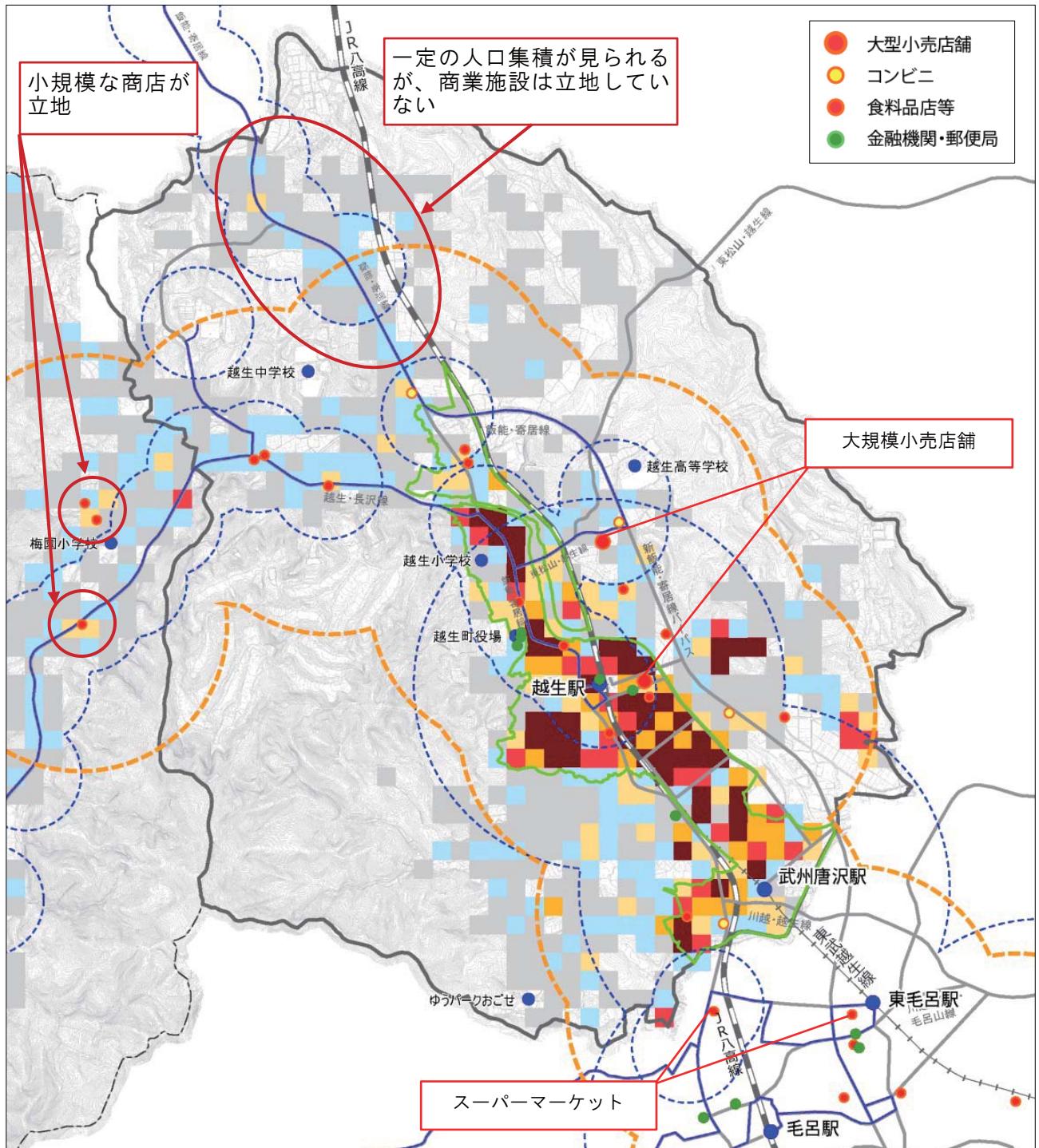
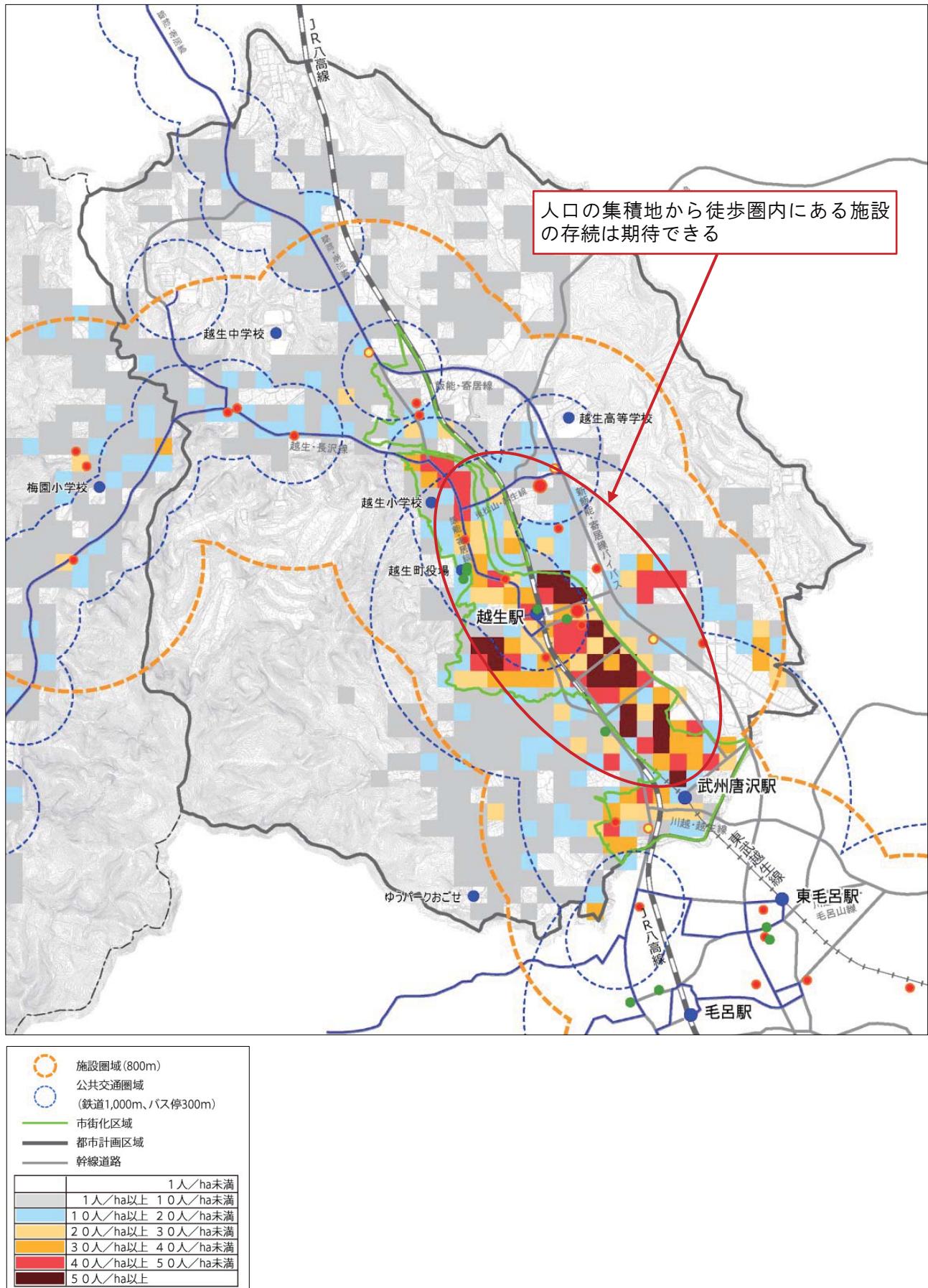


図 商業施設（全般）の圏域（平成 47 年）



商業施設 （2）商業施設全般における問題・課題

- ・町内に立地する食料品や日用品を取り扱う商業施設は、大規模小売店舗（2施設）のほか、都市計画区域内に17施設、都市計画区域外に3施設（食料品店及び日用品店）となっています。コンビニエンスストアは主要地方道飯能・寄居線沿道及び新飯能・寄居線バイパスに集中しており、食料品店も主に幹線道路沿いに立地しています。また、毛呂山町では6施設が越生町寄りに立地しています。
- ・町内の商業施設の大部分（17施設）は、鉄道またはバスの公共交通圏域に含まれており、都市計画区域内の人口カバー率は平成27年で92.4%、平成47年で92.8%と微増となっています。
- ・既存商店街における後継者不足等により、食料品・日用品店を扱う個人商店の減少傾向が続いており、また、スーパーマーケットにあたる大規模小売店舗の立地は1店舗となっています。そのため、食料品・日用品の地元購入率は埼玉県の平均（73.6%）を大幅に下回って32.4%となっており、他市町に依存している状況となっています。
- ・既成市街地では高齢者の占める割合が高く、今後、さらに高齢化が進行することが予測されています。自由に外出や移動ができない高齢者にとっては、自宅付近の日常生活品を取り扱う店舗は身近な存在であることから、空店舗や空地などの未利用地の活用による商店街の存続・活性化が課題となります。
- ・都市計画区域外の越生自然休養村センター付近には、商業施設が立地しているものの、小規模な商店であることや、バス停圏域外に立地していることなどから、既存集落・地域コミュニティの存続が懸念されており、「小さな拠点」としての地域活性化に向けた対応が課題となります。
- ・金融機関は町内に信用金庫が2店舗とJAが1店舗、郵便局が2店舗、その他ATMが役場近くに立地しています。これらの施設は町のほぼ中心部に集約されているため圏域は小さく、越生町役場や越生駅東口周辺へのアクセス手段を確保する必要があります。

4) 医療施設

医療については、内科もしくは外科を有する施設を対象とし、病院及び内科もしくは外科を有する診療所について検討します。

(1) 病院

- ・越生町には病院（病床が20床以上の規模を持つ医療施設）が立地しておらず、町から最も近い病院である毛呂山町の埼玉医科大学病院は800m圏域には含まれていないため、施設圏域人口は0人となっています。

図 埼玉医科大学病院等の位置



- ・近隣市町村に立地し、公共交通でアクセス可能な病院で最も近いのは、救急医療を備えた大型の総合病院である埼玉医科大学病院です。毛呂駅から徒歩3分の場所に立地しており、越生駅まで公共交通でアクセスが可能な住民にとっては病院に対する需要は満足していると言えます。一方で、それ以外の地域の住民のアクセス手段の確保のためには、公共交通手段の整備を検討する必要があります。
- ・越生町の1人当たりの医療費は、県や近隣市町村と同様に増加傾向にあります。

表 人口1人当たりの医療費*

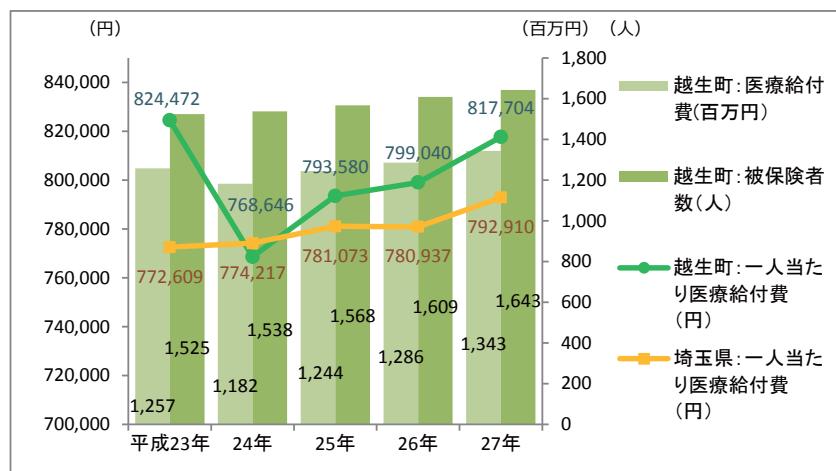
	人口1人当たり医療費（円）		
	平成24年	25年	26年
埼玉県	277,959	286,557	294,745
越生町	316,240	324,294	324,224
毛呂山町	306,267	320,591	353,054
鳩山町	291,713	305,149	317,850
ときがわ町	303,950	319,466	337,153

* 国民健康保険制度における医療費（診療諸費及び医療諸費）を年間平均被保険者数で割った金額。

資料：統計からみた埼玉県市町村のすがた 2017

- ・越生町の後期高齢者の医療給付費は高齢者人口の増加に伴って増え続けています。平成27年は約13億4,300万円で、後期高齢者1人あたり817,704円となっており、前年と比べて2.3%増加し、県平均と比較して約25,000円高くなっています。

図 後期高齢者の医療給付費*等



* 医療給付費：医療費のうち広域連合が負担する医科、歯科、調剤、食事療養・生活療養、訪問看護及び療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の合計。被保険者の一部負担金及び公費負担の金額は含まない。

資料：埼玉県後期高齢者医療広域連合

- ・下表のとおり、埼玉県全体や主な近隣市町村と比較して人口当たりの医師数が少ないため、近隣市町の施設との連携を視野に入れながら機能の充実を図ることが望ましい状況です。

表 医療施設及び医師数の比較

	埼玉県	越生町	毛呂山町	鳩山町	ときがわ町
病院数	342	0	3	0	0
一般診療所数	4,149	8	12	5	7
人口千人当たり病院・一般診療所数	0.63	0.64	0.42		0.57
病床数（病院+一般診療所）	65,169	0	1,943	310	0
人口千人当たり病院・一般診療所病床数	9.11	0	55.04	20.96	0
人口千人当たり医師数（人）	1.56	0.55	12.59	0.66	0.40
外科内科医師数（人）	2,968	2	28	9	0

資料：『2016 地域経済総覧』東洋経済新報社

(2) 内科もしくは外科を有する診療所

- 内科もしくは外科を有する診療所は町内に4施設、町外（毛呂山町）の圏域内に1施設あります。
- 都市計画区域内の人口カバー率は平成27年が77.5%、平成47年が78.4%となっています。
- 市外化調整区域内の公共交通圏域外に住む住民が、病院及び診療所にアクセスするための手段を考慮する必要があります。
- 町内に小児科を有する施設は1施設ありますが、産婦人科はありません。

表 施設圏域人口とカバー率の推移

		平成27年	平成47年	増減	増減率
町全域	圏域人口	7,515	6,427	-1,088	-14.5%
	カバー率	64.1%	65.4%	1.2%	-
市街化区域	圏域人口	5,446	4,705	-741	-13.6%
	カバー率	99.6%	99.6%	0.0%	-
都市計画区域内	圏域人口	7,515	6,427	-1,088	-14.5%
	カバー率	77.5%	78.4%	0.9%	-
都市計画区域外	圏域人口	0	0	-	-
	カバー率	0.0%	0.0%	-	-

(3) 要支援及び要介護認定者

- 要支援及び要介護認定者は、平成27年は合計で507人でした。町の人口が減少している中で、要支援及び要介護認定者は年々増加傾向にあることから、町の人口に対する認定者数の割合は増加し続けていることになります。

表 要支援及び要介護認定者数

	平成19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
要支援	74	67	71	81	84	93	109	104	97
要介護	337	354	349	372	378	375	370	396	410
計	411	421	420	453	462	468	479	500	507

資料：統計おごせ

図 医療施設の圏域（平成 27 年）

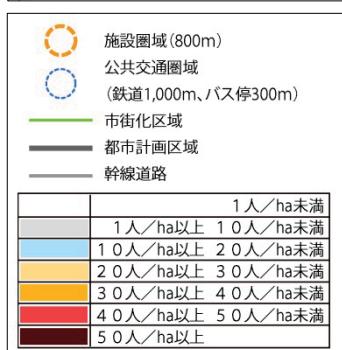
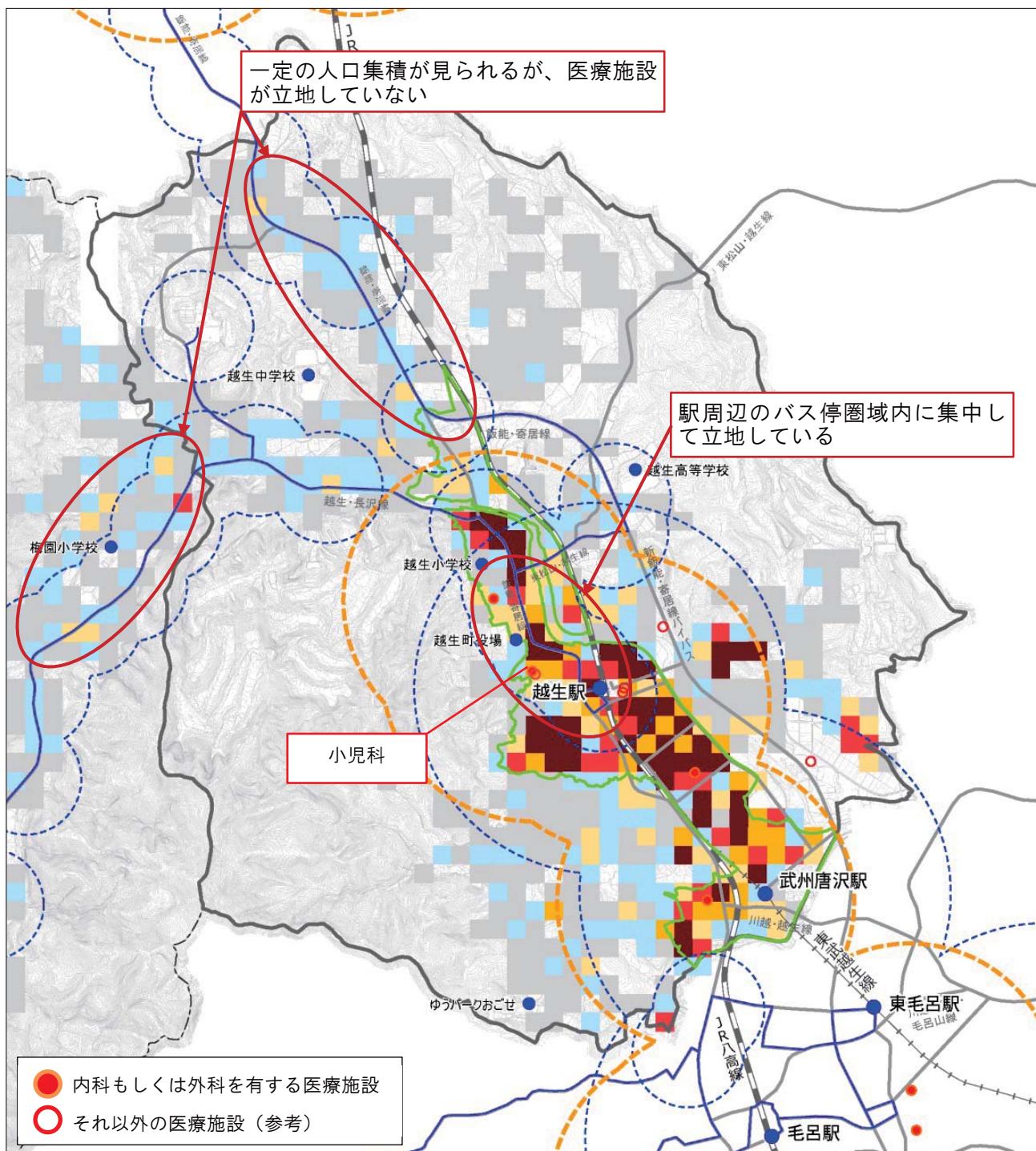
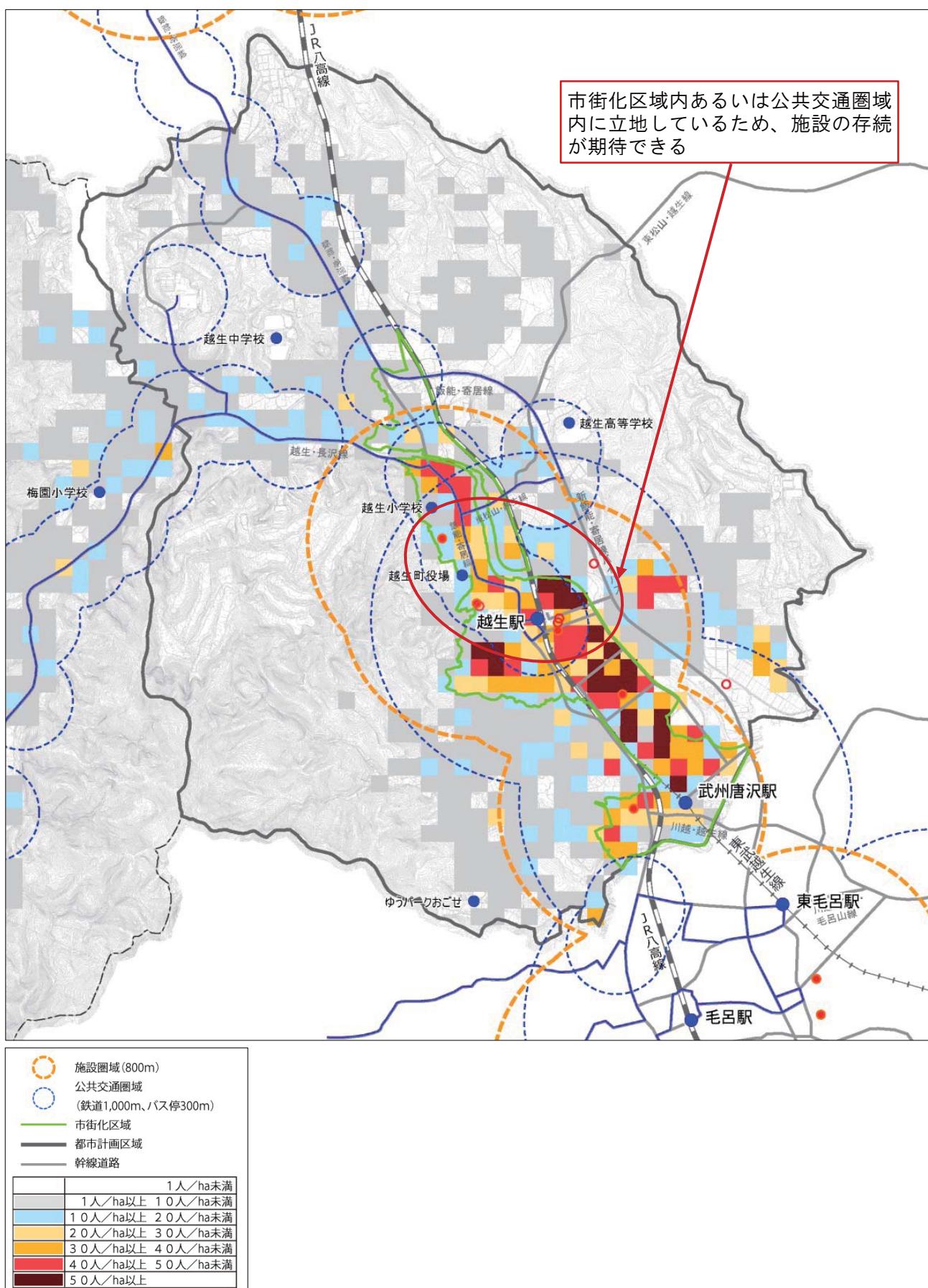


図 医療施設の圏域（平成 47 年）



医療施設における問題・課題

- ・越生町には一般外来を受け付けている医療施設について、病院（病床が 20 床以上の規模を持つ医療施設）はなく、内科もしくは外科の診療所は 4 施設立地しています。その大部分が市街化区域に立地しており、都市計画区域外には医療施設が立地していません。その他の医療施設として、小児科のある診療所が越生駅西側に 1 施設あるものの、産婦人科は町内に立地していません。
- ・内科もしくは外科を有する医療施設の都市計画区域内の人口カバー率は、平成 27 年が 77.5%、平成 47 年が 78.4% となっており、市街化区域は概ね施設圏域に含まれています。よって、市街化調整区域及び都市計画区域外の集落や公共交通圏外のエリアに対し、最寄り駅や埼玉医科大学病院へのアクセス手段となる公共交通の維持確保が重要となります。
- ・越生町の人口千人当たりの医師数は 0.55 人であり、県平均の 1.56 人を下回っていますが、救急医療機能を備えた総合病院である埼玉医科大学病院が毛呂山町に立地しています。また、「坂戸飯能地区病院群輪番制^①」や毛呂山越生医師会と連携した「在宅当番医制度^②」の導入により、医療体制の充実が図られています。
- ・平成 26 年の越生町の人口 1 人当りの医療費は、約 324,224 円（県平均約 294,745 円）と県平均より約 3 万円高い状況であり、今後、超高齢社会を迎えることから、1 人当りの医療費は今後も増加するものと予想されます。このため、病気の治療を行うだけでなく、その地域住民の健康を維持していくために「かかりつけ医」が重要な役割を担うことから、診療所の充実が求められます。
- ・越生町の後期高齢者の医療給付費は高齢者人口の増加に伴って増え続けています。平成 27 年では約 13 億 4,300 万円で後期高齢者 1 人あたり 817,704 円となっており、前年と比べて 2.3% 増加し、県平均と比較して約 25,000 円高くなっています。

* 1 坂戸飯能地区病院群輪番制：越生町を含む坂戸・飯能地区の住民の休日、夜間における入院治療を要する程度の重症患者の医療を確保するため、地区医師会が輪番制方式により実施する入院患者受入体制

* 2 在宅当番医制度：初期救急医療の確保を目的として、祝日、年末年始の医療業務を毛呂山越生医師会が当番制で行う制度

5) 高齢者福祉施設

高齢者福祉施設の立地状況について、高齢者の分布状況と併せて以下に示します。

高齢者福祉施設としては、介護保険サービスを行っている施設を検討対象とします。なお、福祉施設の圏域については前述のとおり、厚生労働省の「地域包括ケアシステム」の日常生活圏域である1,000mを基準としています。

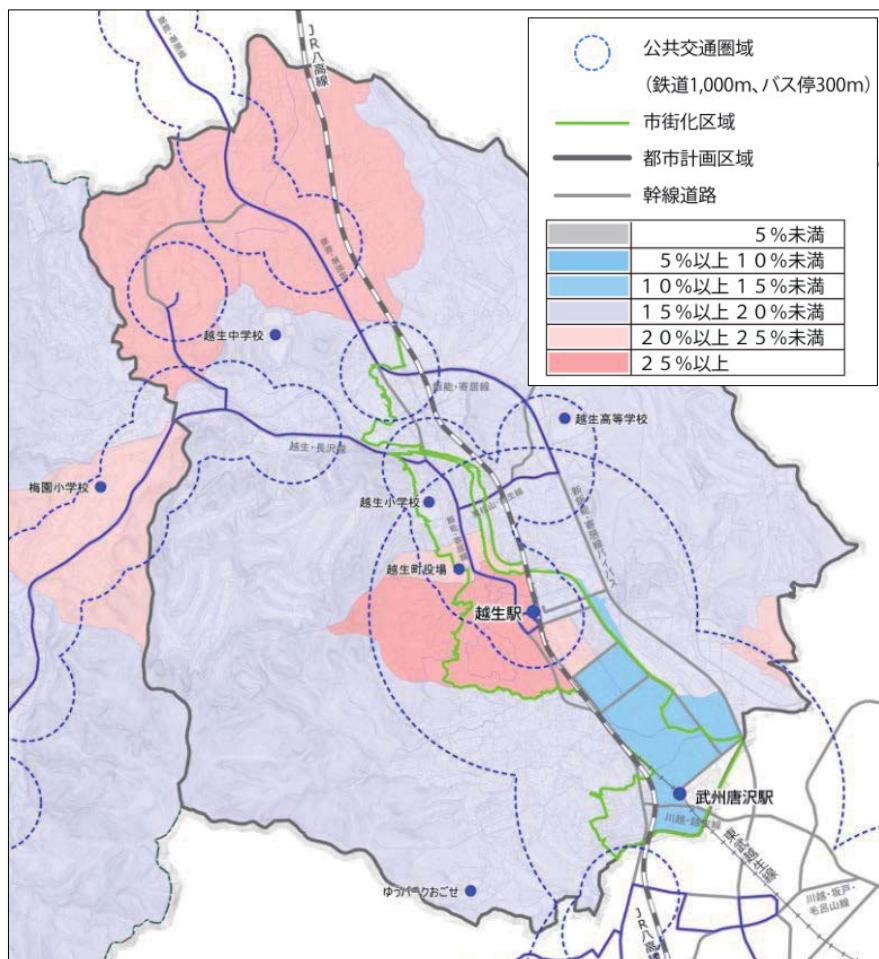
表 高齢者のみ夫婦世帯及び高齢者単独世帯

		高齢者夫婦のみの世帯				高齢者単独世帯			
		平成17	平成22	平成17	平成22	平成17	平成22	平成17	平成22
都 市 計 画 区 域 内	大字越生河原	6	9	9.1%	14.3%	4	4	6.1%	6.3%
	大字越生新宿	11	12	11.1%	11.2%	9	20	9.1%	18.7%
	大字越生上町	2	4	8.0%	14.8%	5	5	20.0%	18.5%
	大字越生仲町	3	6	10.7%	21.4%	2	2	7.1%	7.1%
	大字越生本町	29	35	10.6%	12.5%	35	39	12.8%	13.9%
	大字越生上台	26	30	10.3%	12.7%	22	36	8.7%	15.3%
	越生東1丁目	4	8	5.0%	8.8%	8	10	10.0%	11.0%
	越生東2丁目	5	8	7.5%	7.9%	6	9	9.0%	8.9%
	越生東3丁目	6	12	3.3%	7.4%	12	19	6.6%	11.7%
	越生東4丁目	4	8	4.0%	8.3%	3	8	3.0%	8.3%
	越生東5丁目	4	7	3.8%	6.6%	4	3	3.8%	2.8%
	越生東6丁目	5	7	4.4%	5.8%	2	4	1.8%	3.3%
	越生東7丁目	-	-			-	-		
	大字上野上野一	27	25	6.6%	6.1%	24	40	5.8%	9.8%
	大字上野上野二	28	38	5.4%	6.5%	18	30	3.5%	5.1%
	大字如意	5	9	4.5%	7.8%	9	13	8.2%	11.3%
	大字如意如意東	9	9	8.2%	8.4%	10	14	9.1%	13.1%
	大字如意しらさぎ	10	14	7.6%	10.9%	7	6	5.3%	4.7%
都 市 計 画 区 域 外	大字西和田	12	25	6.0%	10.9%	16	16	8.0%	7.0%
	大字大谷	5	4	6.3%	5.1%	7	8	8.8%	10.1%
	大字鹿下	18	20	13.8%	15.9%	9	13	6.9%	10.3%
	大字古池	8	11	9.1%	12.5%	6	11	6.8%	12.5%
	大字成瀬	10	13	6.8%	8.7%	15	12	10.2%	8.0%
	大字黒岩	18	25	7.5%	10.6%	15	18	6.2%	7.7%
	大字津久根	9	10	7.7%	9.3%	5	8	4.3%	7.5%
	大字小杉	14	20	7.1%	10.3%	11	16	5.6%	8.2%
都 市 計 画 区 域 外	大字大満	11	16	6.4%	9.6%	14	11	8.2%	6.6%
	大字黒山	8	7	5.7%	5.3%	13	20	9.2%	15.3%
	大字龍ヶ谷	8	7	12.1%	10.1%	7	14	10.6%	20.3%
	大字麦原	5	8	10.9%	17.4%	3	2	6.5%	4.3%
	大字上谷	7	8	7.1%	7.7%	8	11	8.1%	10.6%
	大字堂山	4	7	5.3%	9.7%	1	5	1.3%	6.9%

資料：平成22年国勢調査

- 町内の「高齢者のみ世帯」の分布状況をみると、25%以上のエリアが越生駅西側市街地や町北部地域に広がっています。
- 越生自然休養村センター周辺も「20%以上 25%未満」と比較的高い数値となっています。
- 武州唐沢駅東側市街地では、「高齢者のみ世帯」の占める割合は低くなっています。

図 小地域別高齢者のみ世帯の分布状況（平成 22 年）



資料：平成 22 年国勢調査

-
- ・都市計画区域内高齢者の人口カバー率は平成 27 年では 73.9%、平成 47 年では 74.0% となっています。

表 施設圏域人口（高齢者）とカバー率の推移

		平成27年	平成47年	増減	増減率
町全域	圏域人口	2,149	2,417	268	12.5%
	カバー率	60.9%	60.6%	-0.3%	-
市街化区域	圏域人口	1,346	1,562	216	16.0%
	カバー率	88.7%	87.5%	-1.2%	-
都市計画区域内	圏域人口	2,128	2,392	264	12.4%
	カバー率	73.9%	74.0%	0.1%	-
都市計画区域外	圏域人口	20	25	4	20.4%
	カバー率	3.2%	3.3%	0.1%	-

図 高齢者福祉施設の圏域（高齢者人口ベース、平成 27 年）

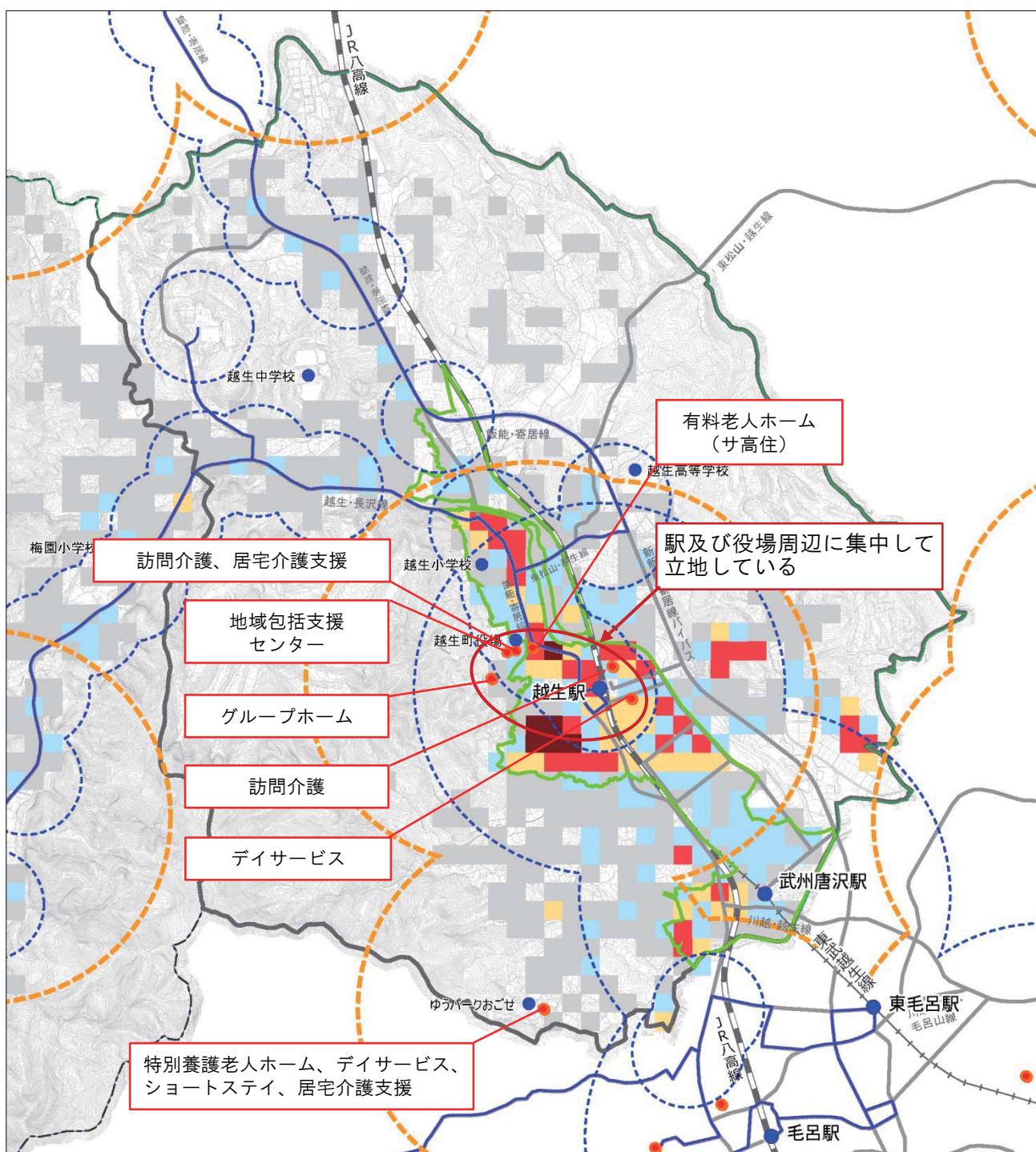
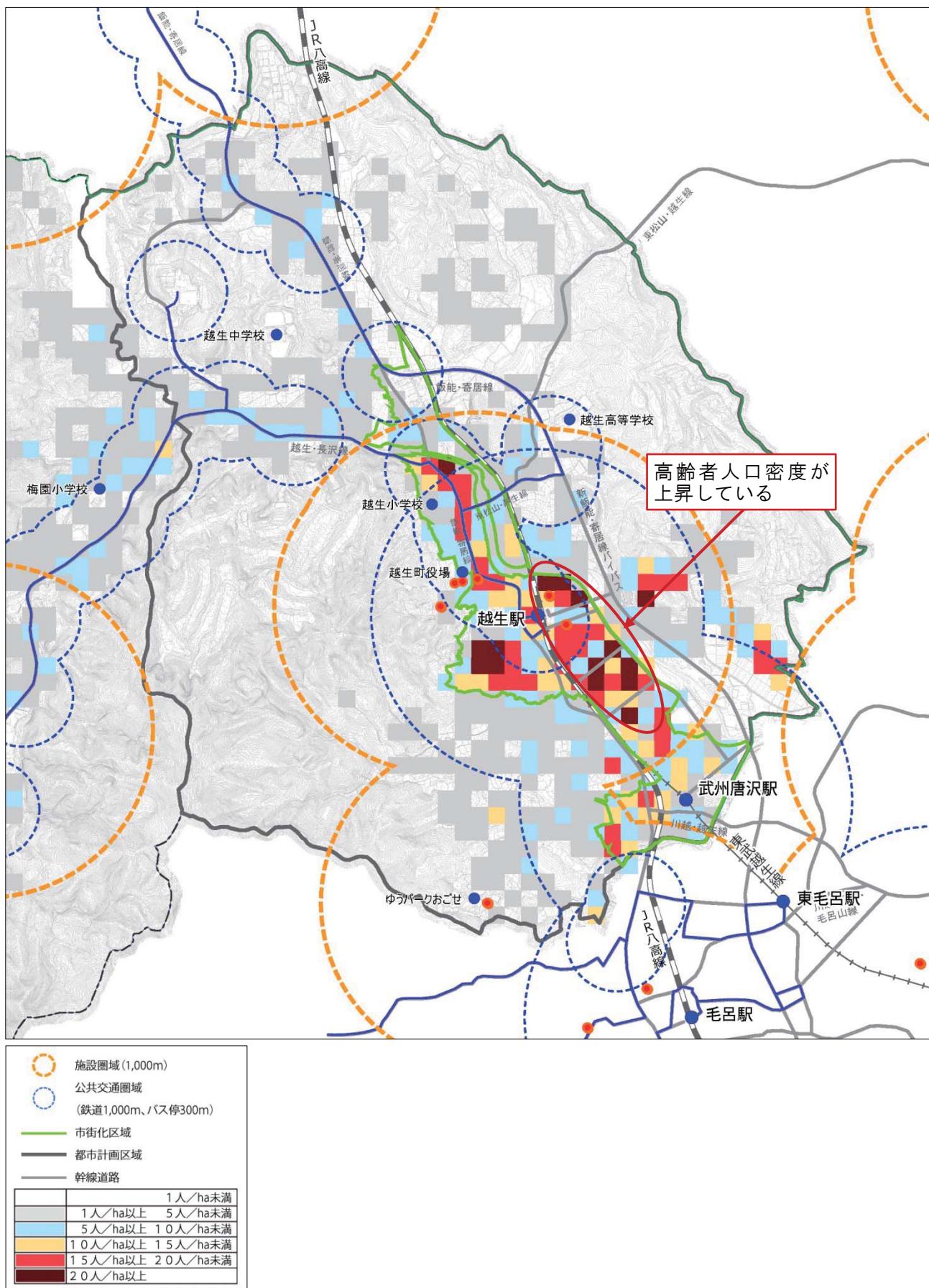


図 高齢者福祉施設の圏域（高齢者人口ベース、平成 47 年）



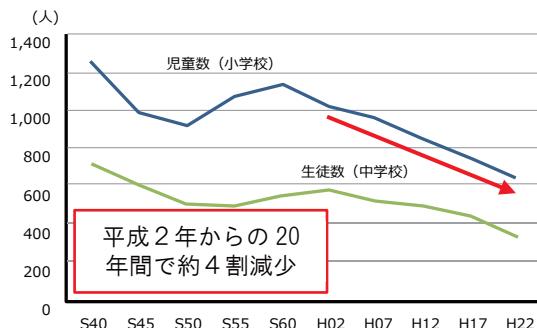
高齢者福祉施設における問題・課題

- ・越生町には高齢者福祉に係る事業所が7施設と越生町地域包括支援センターが立地しています。事業所のうち5施設は越生駅の公共交通圏域内、1施設は毛呂山町との境界付近、1施設は都市計画区域外に立地しています。内訳は、特別養護老人ホームが1施設、有料老人ホーム（サ高住）が1施設、グループホームが1施設、ショートステイが1施設、デイサービスが3施設、訪問介護が3施設、居宅介護支援が2施設となっています（併設を含む）。
- ・市街化区域内には3施設が立地しています。
- ・通所型の施設（デイサービス、訪問介護、居宅介護支援）を対象とした都市計画区域内の高齢者人口カバー率は平成27年では73.9%、平成47年では74.0%となっています。
- ・高齢化の進行により買い物、通院や金融機関までの外出が困難な高齢者が増えることが懸念されることから、公共交通でアクセスできる利便性の高い駅周辺などにサービス付き高齢者向け住宅の立地誘導を図るなど、健康で安心して暮らせる生活環境づくりが求められます。

6) 保育所及び幼稚園

- ・越生町では、公立の保育所（定員 90 名）と私立の保育所（定員 70 名）が各 1 施設、私立の幼稚園が 1 施設（定員 140 名）立地しています。
- ・越生町周辺では公立の保育所（定員 75 名）が 1 施設、私立の幼保連携型認定こども園が 1 施設（定員計 171 名）、町指定の家庭保育室が 1 施設（定員 18 名）あります。

図 児童数・生徒数の推移



資料：彩の国統計情報館（埼玉県 HP）

表 子育てに係る施設及びサービスの利用者数等

		平成 21 年度	22 年	23 年	24 年	25 年
保育所	2 施設合計	193	194	202	196	176
幼稚園	1 施設	118	109	95	103	86
学童保育室	越生小学校	502	560	550	647	619
	梅園小学校 ^{*1}	207	152	171	52	0
子育て支援センター		5,620	5,023	5,069	5,310	4,545
子どもの医療費	件数	15,154	15,117	16,219	17,272	20,476
支給事業 ^{*2}	支給額 (千円)	24,673	26,037	28,167	29,506	35,036
ファミリーサポート事業 ^{*3}		-	-	76	90	216

資料：越生町子ども・子育て支援事業計画

* 1 梅園小学校は平成 24 年 9 月から定員に達していないことから休室とし、越生小学校を利用。26 年度から再開。

* 2 平成 24 年度から対象を高校生以下に拡大。平成 25 年度から窓口支払い廃止、現物給付を実施。

* 3 子ども一時預かり・送迎等サポートサービス

- ・埼玉県の公表によると、平成 28 年 4 月現在、越生町の保育所等待機児童数は 0 人となっており、保育所については需要が満足していると考えられます。
- ・施設の都市計画区域内の圏域人口は、平成 27 年の 208 人から平成 47 年には 147 人に減少しており、施設圏域のカバー率は約 5 割となっています。

表 施設圏域人口（5 歳以下）とカバー率の推移

		平成 27 年	平成 47 年	増減	増減率
町全域	圏域人口	208	147	-61	-29.2%
	カバー率	53.1%	51.1%	-2.0%	-
市街化区域	圏域人口	167	117	-50	-29.8%
	カバー率	81.7%	81.1%	-0.6%	-
都市計画区域内	圏域人口	208	147	-61	-29.2%
	カバー率	61.7%	60.0%	-1.7%	-
都市計画区域外	圏域人口	0	0	-	-
	カバー率	0.0%	0.0%	-	-

図 保育所及び幼稚園の圏域（5歳以下人口ベース、平成 27 年）

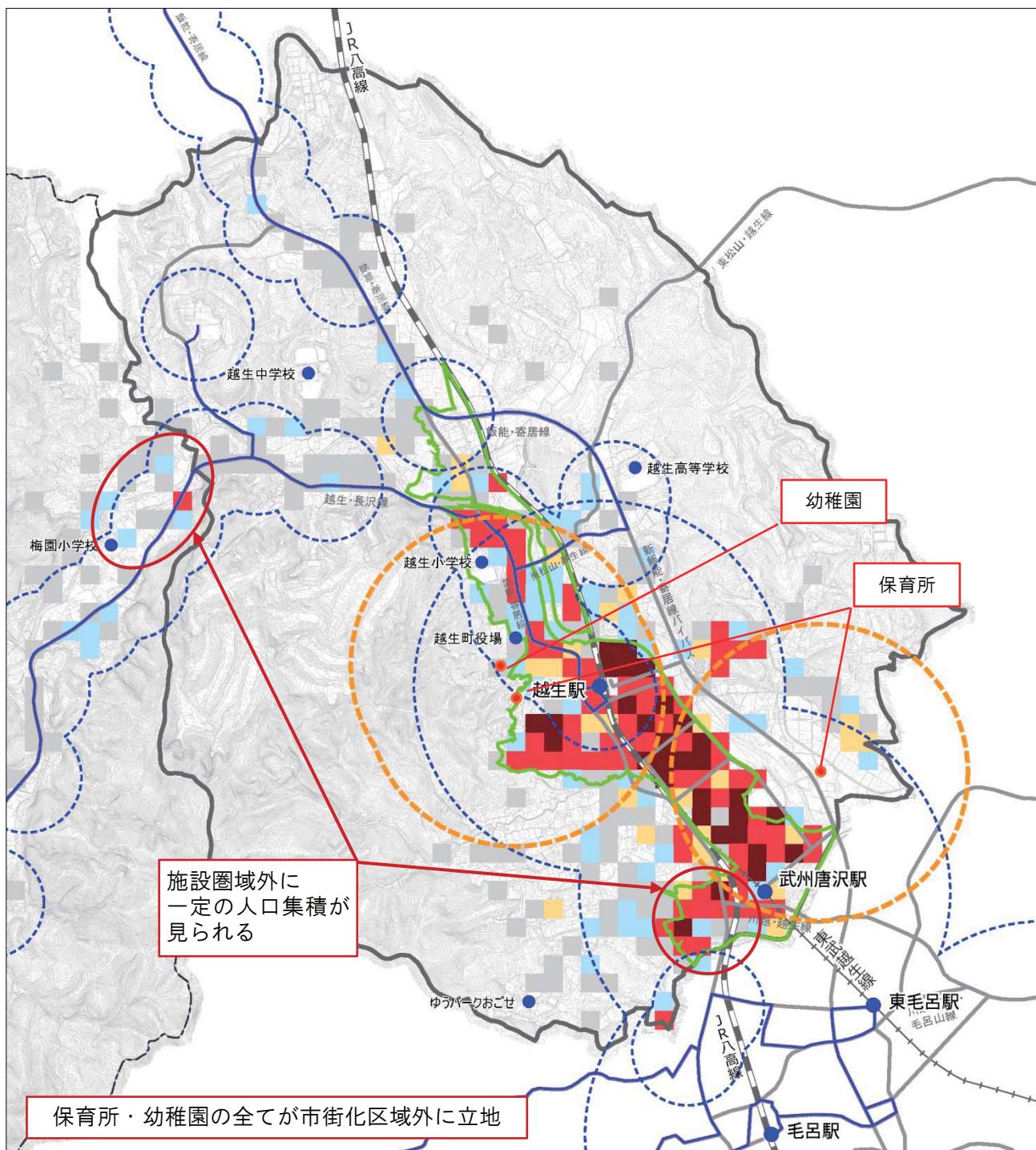
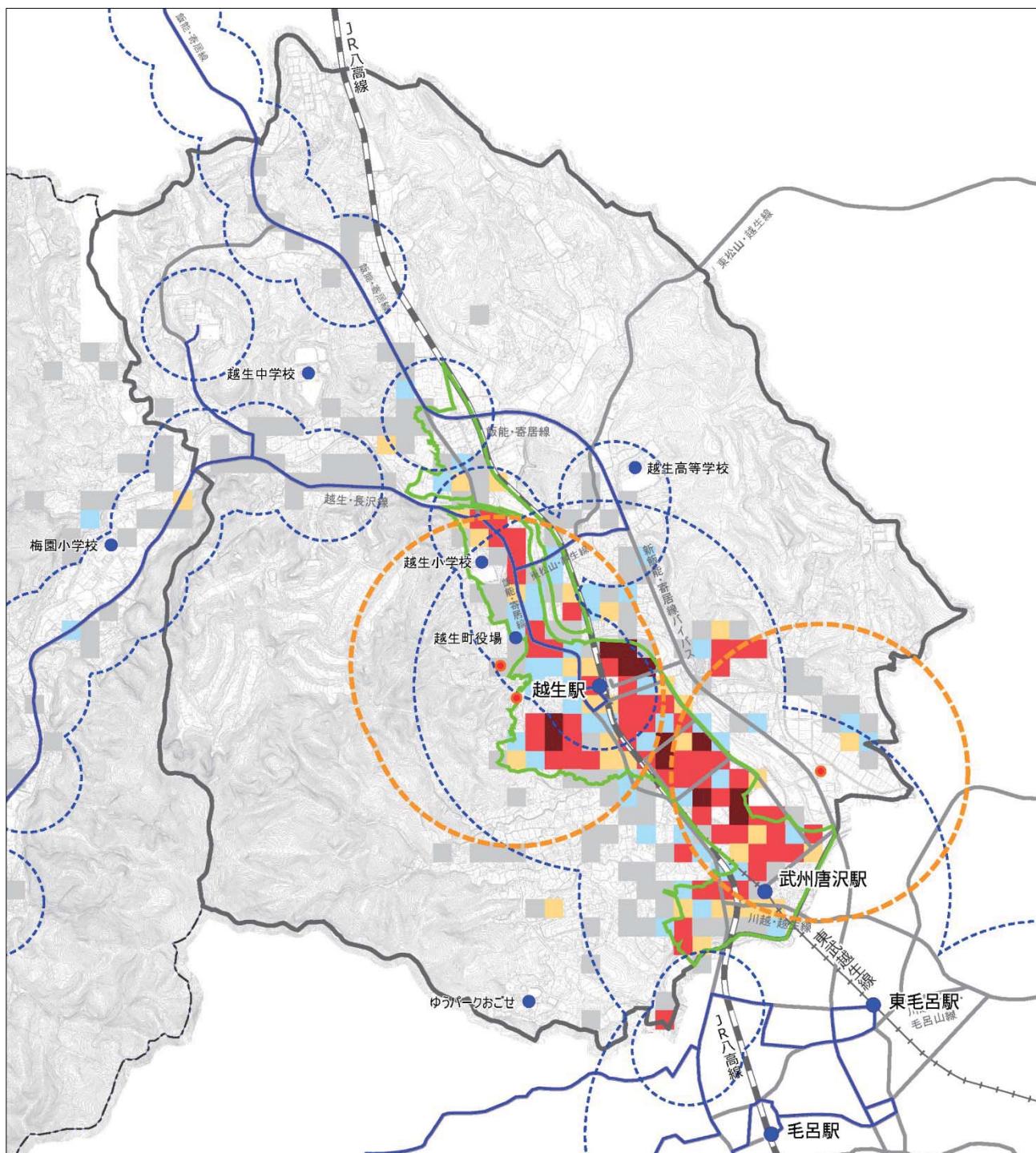


図 保育所及び幼稚園の圏域（5歳以下人口ベース、平成47年）



保育所及び幼稚園における問題・課題

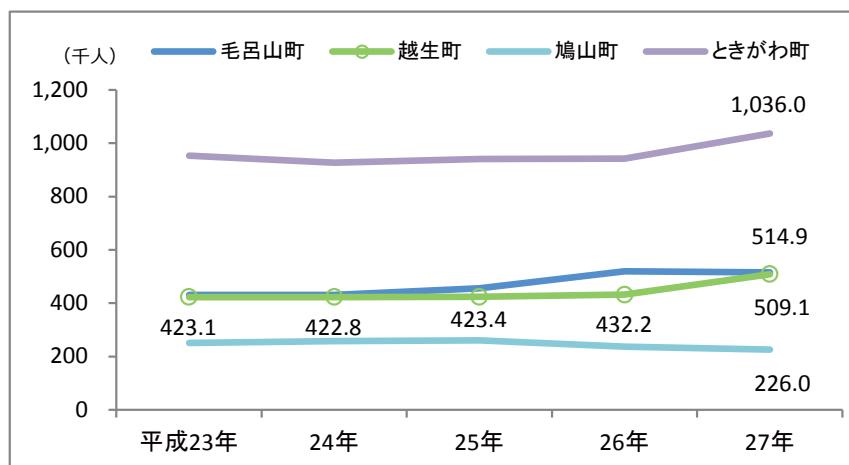
- ・越生町には、公立保育所（定員 90 名）と私立保育所（定員 70 名）が各 1 施設、私立幼稚園が 1 施設（定員 140 名）の計 3 施設が市街化調整区域に立地しています。
- ・保育所及び幼稚園の利用者となる 5 歳以下の人口は、平成 27 年から 47 年にかけて約 3 割減少し、288 人となる見込みです。
- ・町全体の施設圏域人口は、平成 27 年の 208 人から平成 47 年には 147 人に減少し、平成 47 年の施設圏域のカバー率は 51.1% となります。
- ・越生町の保育所及び幼稚園の平成 25 年の利用率は 87%（定員 300 人に対し園児及び児童 262 人）で保育所等待機児童数は 0 人（平成 28 年 4 月現在）となっています。
- ・町の合計特殊出生率は 0.93（平成 27 年）と県平均を下回っているとともに、15 歳～24 歳の若者世代の進学・就職による転出増加などにより、人口減少及び少子化が急速に進行することが懸念されます。このため、「子育てと教育のまち」としての子育て支援と教育等の関連施設のさらなる充実が求められるとともに、町に住む若者への出会い及び結婚支援、定住促進策など、若者世代の転出抑制策が重要になると考えられます。

6. 観光

1) 観光

- ・越生町では、観光客入込客数が増加傾向にあり平成27年に50万人を超えていました。
- ・県外からの入込客数は約25%となっており、ハイキングなどの日帰りが多くなっています。
- ・利用交通機関別で見ると、自家用車が約6割となっていますが、鉄道による入込も3割を上回っています。

図 観光入込客数比較



資料：埼玉県観光入込客統計

表 形態別入込客数

観光客数 (千人)	年	県 内			県 外			合計
		日帰り	宿泊	計	日帰り	宿泊	計	
観光客数 (千人)	平成20年	744.2	15.9	760.1	327.1	20.4	347.5	1,107.6
	21年	748.1	15.5	763.6	251.2	18.9	270.1	1,033.7
	22年	747.1	15.2	762.3	244.1	18.6	262.7	1,025.0
割合	平成22年	72.9%	1.5%	74.4%	23.8%	1.8%	25.6%	100.0%

資料：埼玉県観光入込客統計

表 利用交通機関別入込客数

観光客数 (千人)	年	利 用 交 通 機 関				合計
		鉄道	バス	自家用車	その他	
観光客数 (千人)	平成20年	394.2	73.5	630.6	9.3	1,107.6
	21年	328.9	50.8	618.4	35.6	1,033.7
	22年	328.8	52.0	608.1	36.1	1,025.0
割合	平成22年	32.1%	5.1%	59.3%	3.5%	100.0%

資料：埼玉県観光入込客統計

観光における問題・課題

- 越生町には、関東三大梅林の一つに数えられる「越生梅林」があるほか、数多くの名勝地や歴史文化遺産などの観光資源に恵まれている環境を有しており、名所などを巡るハイキングコースを設定し、町をあげてにぎわいのあるハイキングのまちづくりを推進しています。
- 越生町の観光入込客数は年々増加傾向にあり、平成27年には前年に比べて約7万7千人(17.8%)の増加となりました。特に観光地点では26.5%の高い増加となっています。また、利用交通機関別では鉄道が32.1%と、比較的高い割合となっています。
- 越生駅前は多くの人が来訪する町の玄関口であり、観光案内機能を持つ「越生インフォメーションセンター(OTIC)」を整備していることから、駅を中心とした「ハイキング、おもてなしのまちづくり」を展開し、観光客などの交流人口の増加によるにぎわいある駅前空間の形成、まちの活性化を図ることが求められています。
- 人口減少に歯止めをかけることは容易ではないことから、町外からの若い世代や子育て世代などの来訪者の中から、移住・定住へのきっかけとなる「越生町を訪れてみたい」という人が増えるよう、観光資源の魅力向上やまちのPRを積極的に進め、人を呼び込む観光・交流の活性化を進めていくことが重要であると考えられます。

図 越生町ハイキングマップ（抜粋）



資料：越生町ハイキングガイドマップ

第IV章 将来都市構造

1. 将来都市構造

1) 将来都市構造の考え方

越生町では、越生駅及び武州唐沢駅を中心として、鉄道沿線に市街地が形成されているほか、旧梅園村の中心集落であった越生自然休養村センター周辺地区は、現在も様々な都市機能が集積しています。また、国の立地適正化計画作成の手引における拠点のイメージは以下のとおりです。

表 拠点のイメージ

拠点類型	地区の特性	設定すべき場所の例	地区例
中心拠点	・市域各所からの公共交通アクセス性に優れ、市民に、行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業集積などの高次の都市機能を提供する拠点	・特に人口が集積する地区 ・各種の都市機能が集積する地区 ・サービス水準の高い基幹的な公共交通の結節点として市内各所から基幹的公共交通等を介して容易にアクセス可能な地区	○中心市街地活性化基本計画の中心市街地 ○市役所や市の中心となる鉄軌道駅の周辺 ○業務・商業機能等が集積している地区等
地域／生活拠点	・地域の中心として、地域住民に、行政支所機能、診療所、食品スーパーなど、主として日常的な生活サービス機能を提供する拠点	・周辺地区に比して人口の集積度が高い地区 ・日常的な生活サービス施設等が集積する地区 ・徒歩、自転車又は端末交通手段を介して、周辺地域から容易にアクセス可能な地区 ・周辺地域に比して都市基盤の整備が進んでいる地区	○行政支所や地域の中心となる駅、バス停の周辺 ○近隣商業地域など小売機能等が一定程度集積している地区 ○合併町村の旧庁舎周辺地区等

これらの考え方と、都市計画マスターplanにおける将来都市構造等を踏まえ、越生町立地適正化計画では拠点を次のように位置づけます。

2) 将来都市構造の設定

■ 中心拠点：越生駅周辺

○越生駅の東西自由通路の整備や東口の開設、観光関連施設の整備検討など、町全域の住民生活や観光等の中心としての機能向上を図っている越生駅周辺を中心拠点として位置づけ、鉄道、バス、タクシーなどの交通利便性の高さを活かして、商業・福祉・教育・交流機能などを集約して適切に配置し、町民の生活の安心、安全、快適さの向上や経済活動の活性化を促します。

○町民や訪問者が公共交通によってアクセスできるよう、公共交通ネットワークの拡充を図り、利便性向上に向けた取り組みを行っていきます。

■ 生活拠点：武州唐沢駅周辺

○土地区画整理事業等による良好な居住環境が形成されている武州唐沢駅周辺を生活拠点として位置づけ、中心拠点と連携しながら、周辺地域において必要となる公共施設や生活利便施設の集約と拡充により、地域住民の日常生活を支えるサービス拠点を形成し、地域の中心的な役割を担っていきます。

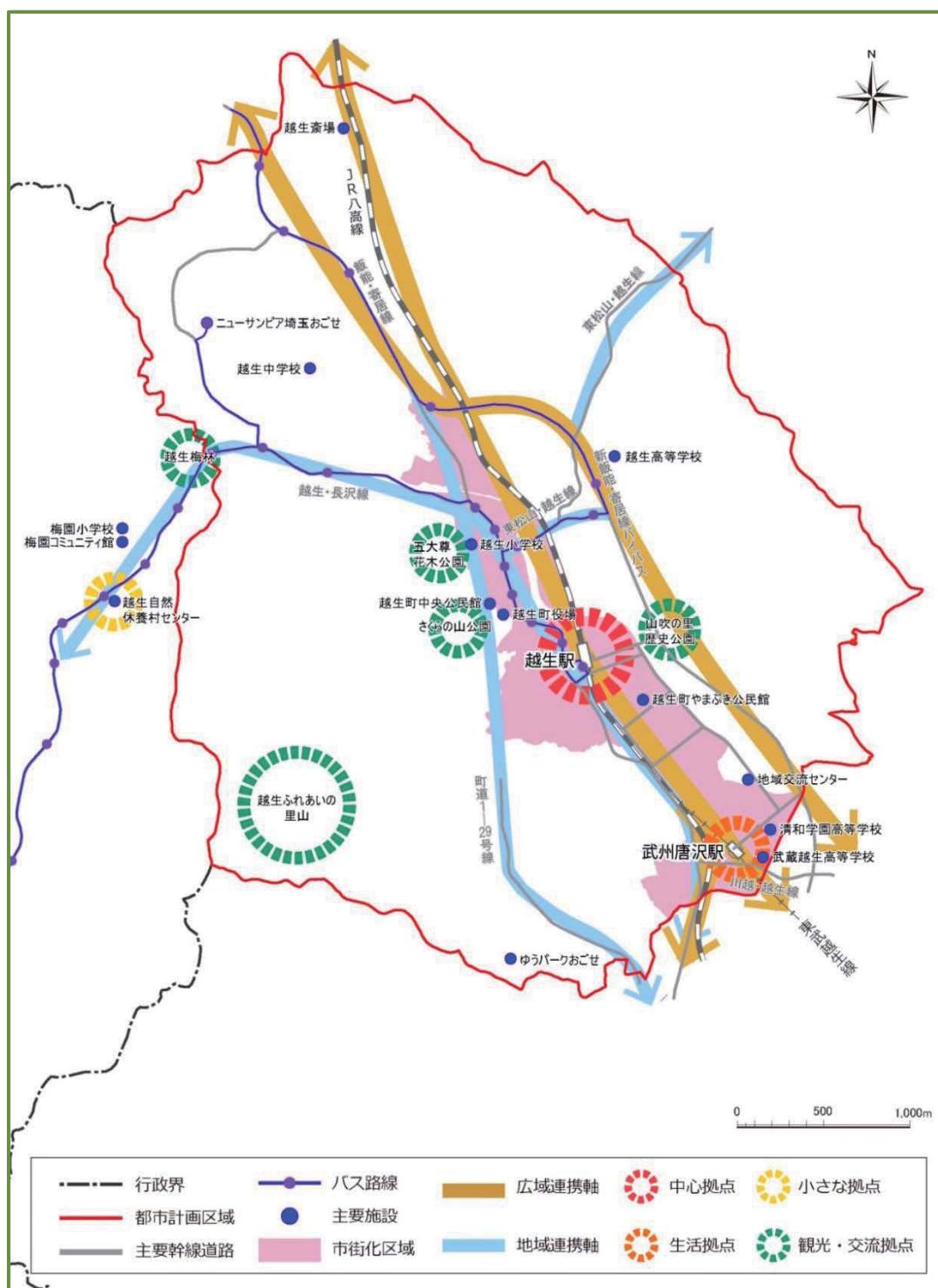
■観光・交流拠点：越生梅林、山吹の里歴史公園、五大尊花木公園、さくらの山公園、越生ふれあいの里山

○関東随一の梅林である越生梅林をはじめとして、越生町の豊かな自然や主要な歴史・文化資源を観光・交流拠点として位置づけ、来訪者の増加や市民の交流・憩いの場としての機能を向上させるため、利用しやすい施設づくりやアクセス整備を図ります。

⇒広域連携軸：本町と周辺市町村やICを結ぶ広域幹線道路や鉄道を広域連携軸と位置づけます。

⇒地域連携軸：広域連携軸と連携し、町内各地域間や拠点を相互に結び、都市計画区域外の集落へアクセスする道路等を地域連携軸に位置づけます。

図 将来都市構造



2. 小さな拠点

1) 越生自然休養村センター周辺地区について

旧梅園村の中心部である越生自然休養村センター周辺地区は、都市計画区域外にあたるため、越生町立地適正化計画の計画対象区域外となります。

ただし、本地区は現在も梅園地域の中心集落となっており、小学校やコミュニティ館、商店等が立地しているほか、現在、農業と観光振興の連携を目指した都市農村交流の拠点として活用される越生自然休養村センターのリノベーションが進められているなど、今後も町における重要な拠点の一つとなります。

また、現在、内閣府では中間地域等の集落（複数の集落を含む集落生活圏）において、安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくために、全国の集落に対し「小さな拠点」づくりを推進しており、2020年までに全国で1,000ヶ所の形成を目指しています。

そこで、本地区をこの「小さな拠点」として位置づけ、立地適正化計画の対象区域外における集落生活圏の維持を図ります。

2) 「小さな拠点」づくりとは

「小さな拠点」づくりは、中山間地域における商店や診療所の撤退やバスの減便等の厳しい現状を踏まえ、基幹となる集落に機能・サービスや地域活動の場等を集約化し、周辺集落とのネットワークを持つ小さな拠点をつくることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みの構築を目指す取り組みです。この「小さな拠点」と周辺集落をバス路線等の移動手段で結ぶことによって、生活の足に困る高齢者等も安心して暮らし続けられる生活圏＝「ふるさと集落生活圏」が形成されます。

越生町では、越生自然休養村センター周辺地区を小さな拠点、梅園地域全体をふるさと集落生活圏と捉え、地域交流・地域支え合いの拠点としての機能を強化し、必要な生活サービス機能を維持するとともに、地域の活性化を図っていきます。

図 「小さな拠点」づくりの取組みのイメージ



※「小さな拠点」は で囲んだエリア、「ふるさと集落生活圏」は のエリアです。

資料：国土交通省 実践編「小さな拠点」づくりガイドブック

第V章 まちづくりの目標

1. まちづくり目標

「歩」を軸に 健やかな暮らし

多様な交流を通して つながり続けるまち

「歩くこと」からはじまる日常生活における世代間の交流や、観光・産業の交流、子どもたちの健やかな成長の「歩」が、永きにわたりつながり続けるまちづくりを目指します。

特に、越生駅周辺が都市や生活、観光等の中心拠点として機能するための施設整備と機能の拡充を目指します。

2. 方針と施策

まちづくり目標を達成するために、以下の3つの方針と、それに対応する施策を掲げます。

方針1. 「歩く」「暮らす」「訪れる」が交差する活気に満ちた駅があるまち

越生駅は町のメイン玄関口であるとともに、町民、来訪者の多くの人々が集散する場であることから、にぎわいと交流のある駅前空間づくりによる拠点機能の向上を目指します。

「歩く」「暮らす」「訪れる」の中心にある駅とその周辺施設が、誰にとっても利用しやすくなるよう整備を進めていきます。

また、越生駅及び武州唐沢駅の周辺には日々の生活に必要な施設やサービス、そして交流の場が、コンパクトにまとめられた拠点の形成を目指し、それらにアクセスするための公共交通のネットワーク強化と利用促進を図ります。

[施策]

- 越生駅の利便性向上や新たなバス路線の乗り入れなどに対応するため、越生駅東口駅前広場の改修による公共交通網の強化を図ります。
- おもてなし拠点を越生駅西口に整備することにより、町や産業の魅力を向上し、交流人口の拡大を目指します。
- 越生駅の東西自由通路の整備により、利用者の利便性や安全性、回遊性を高め、地域の一体化と中心市街地の活性化を図ります。
- 越生駅及び武州唐沢駅を拠点とした公共交通ネットワークの強化と、バスやタクシーの利用促進を図ります。

方針2. 「健康」「生きがい」「にぎわい」が歩いて繋がるまち

歩くことは、身心の健康に寄与し、様々な交流・にぎわいを生み出します。

まちなかの歩行空間の整備を重点的に進め、日常生活における徒歩移動を誰もが楽しめるまちづくりを目指します。

また、ハイキングのまち越生として、ハイキングコースや関連施設について、来訪者が訪れやすく、利用しやすい環境を整えるほか、歩いて巡ることのできる四季折々の豊かな自然や歴史・文化の魅力を、積極的に発信し、何度でも訪れたくなるまちを目指します。

[施策]

- ▶ 高齢者にとっても徒歩移動がしやすい、安全でバリアフリーな歩行空間の整備を継続的に行い、日常的に歩く楽しみが見い出せるまちづくりに努めます。
- ▶ 日常生活における散歩やウォーキングは、健康づくりや健康寿命の延伸に寄与することから、歩くきっかけづくり（外出機会の増加）や、町民の自主的な健康づくりを支援します。
- ▶ ハイキングコースや観光資源を中心に、来訪者が訪れやすい、利用しやすい環境及び施設の整備と維持・管理を進め、交流人口の増加と消費拡大を目指します。
- ▶ 町の観光情報の積極的な発信やイベント開催により、移住や定住のきっかけとなる「何度でも訪れたくなるまち」を目指すとともに、空き家バンク・雇用・子育て等の生活情報を積極的に発信し、町の魅力を活かした定住促進を進めます。

方針3. 親と子が のびのびと未来まで歩めるまち

親が安心して子育てを楽しめる、また、子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを目指し、妊娠・出産期から子育て期にわたる様々な支援を充実させ、次世代も越生町に住み続けたいと思えるまちづくりに努めます。

[施策]

- ▶ 中心部の徒步圏に日常生活サービス施設の誘導を推進するとともに、若い世代に向けて、出会いや結婚、移住・定住のサポートを行い、若者人口の流出抑制と流入促進を図ることによる出生率の回復と人口減少の抑制に努めます。
- ▶ 妊娠・出産期から子育て期の家庭に向けた、切れ目ない様々な支援を行う体制を整えるとともに、分かりやすい情報提供に努めます。特に、多子家庭に対しては手厚い支援を行います。
- ▶ 家庭・地域・学校が連携して、子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整え、次世代も越生町に住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。

第VI章 誘導区域及び誘導施設の設定

1. 居住誘導区域の設定

1) 居住誘導区域設定の基本的な考え方

都市計画運用指針（国土交通省）における居住誘導区域の設定にあたって、以下の事に留意することとなっています。

■ 基本的な考え方

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住誘導すべき区域である。このため、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきである。

■ 居住誘導区域の設定

1) 居住誘導区域を定めることが考えられる区域

- ① 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- ② 都市の中心拠点及び生活拠点に、公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ③ 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

2) 居住誘導区域に含めない区域

- ① 市街化調整区域
- ② 災害危険区域で住宅の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
- ③ 農用地区域、採草放牧地
- ④ 土砂災害特別警戒区域
- ⑤ 土石流崩壊危険区域
- ⑥ 浸水想定区域、過去洪水区域
- ⑦ 一団の非可住地（公共用地、教習所など）

3) 居住誘導区域に含めることについて慎重に判断すべき区域

- ① 工業専用地域、流通業務地区など住宅の建築が制限されている区域
- ② 特別用途地区、地区計画など住宅の建築が制限されている区域
- ③ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空き地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
- ④ 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空き地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

■ 留意すべき事項

- ① 現在の市街化区域全域をそのまま居住誘導区域として設定するべきではなく、また、原則として新たな開発予定地を居住誘導区域として設定すべきではない。
- ② 都市機能誘導区域へ誘導することが求められる医療、福祉、商業等の身近な生活に必要な都市機能は、各機能の特性に応じた一定の利用圏人口によってそれらが持続的に維持されることを踏まえ、当該人口を勘案しつつ居住誘導区域を定めることが望ましい。

2) 居住誘導区域の設定条件

居住誘導区域は、低密度な居住地の拡大を抑止し、人口の維持を図りながら、公共投資や公共施設の維持・運営など、都市経営を効率的に行うことの目的に定める区域です。

そこで、既に道路や公園、下水道等の生活基盤が整備されている土地区画整理事業区域や、生活に必要な機能や居住が一定程度集積している中心拠点、生活拠点を含むエリアを中心に、人口密度、将来見通し、公共交通利用圏、可住地の分布状況を勘案して居住誘導区域を設定します。

ただし、既成の住宅市街地を形成している地域であっても、土砂災害などの危険が想定される区域は、居住誘導区域に含めないこととします。

なお、居住誘導区域の設定にあたっては、以下の条件を満たすエリアとします。

■居住誘導区域に含めるエリア

- 土地区画整理事業区域
- 下水道事業区域
- 平成27年及び平成47年の人口密度が20人／ha以上の区域
- 公共交通（鉄道、バス）の利用が可能な区域（徒歩圏）
 - ・バス停から 半径 300m以内
 - ・鉄道駅から 半径 1,000m以内
- 可住地（住宅地、商業地、農地）

■居住誘導区域に含めないエリア

- 土砂災害特別警戒区域
- 土石流崩壊危険区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 浸水想定区域、過去洪水区域
- 一団の非可住地（学校等の公共用地、水面、山林、傾斜地、墓地、教習所など）
- 居住を誘導することが困難な工業地域、住宅を制限している地区計画区域

3) 居住誘導区域の設定

(1) 土地区画整理事業区域及び下水道事業区域

表 土地区画整理事業区域及び下水道事業区域

	事業名称	施行年度	施行面積
a	越生駅東特定土地区画整理事業	昭和55年～平成元年	29.5ha
b	上野東特定土地区画整理事業	昭和62年～平成22年	30.1ha
c	西和田・河原山土地区画整理事業	平成4年～平成33年 (施行中)	6.3ha

(2) 人口密度

- 人口密度維持の視点から、現在（平成27年）及び将来（平成47年）の人口密度が20人／ha以上の区域を対象とします。

(3) 公共交通利用可能区域

- コンパクトシティ・プラス・ネットワークの視点から、鉄道（1,000m圏域）及びバス（300m圏域）の公共交通の利便性が高い地域を対象とします。

(4) 非可住地（学校、水面、傾斜地、墓地、教習所、工業地域）

- 小中学校及び高校等の学校用地、教習所及び一団の墓地については、今後も教育施設用地、墓地として継続していくことが想定されることから、居住誘導区域に含めないこととします。
- 工業地域については、越生町の唯一の工業市街地であるとともに、地域経済の活性化、雇用の創出、税収確保を図る必要があることから、居住誘導区域に含めないこととします。また、越辺川北部の準工業地域が指定されている区域については、土地区画整理事業等の市街地整備が行われておらず、生活道路も脆弱であるとともに、スプロール的に宅地化が進んでおり、有効的な土地利用が困難、かつ、住工混在を抑制するため居住誘導区域に含めないこととします。
- 越生駅西側の傾斜地については、今後も良好な斜面緑地として維持・保全して行くことから、居住誘導区域に含めないこととします。

(5) 災害危険区域

- 市街化区域内の災害危険区域は、越生小学校周辺に土砂災害特別警戒区域が指定されていることから、災害危険区域は居住誘導区域に含めないこととします。

図 土地区画整理事業区域及び公共下水道許可区域

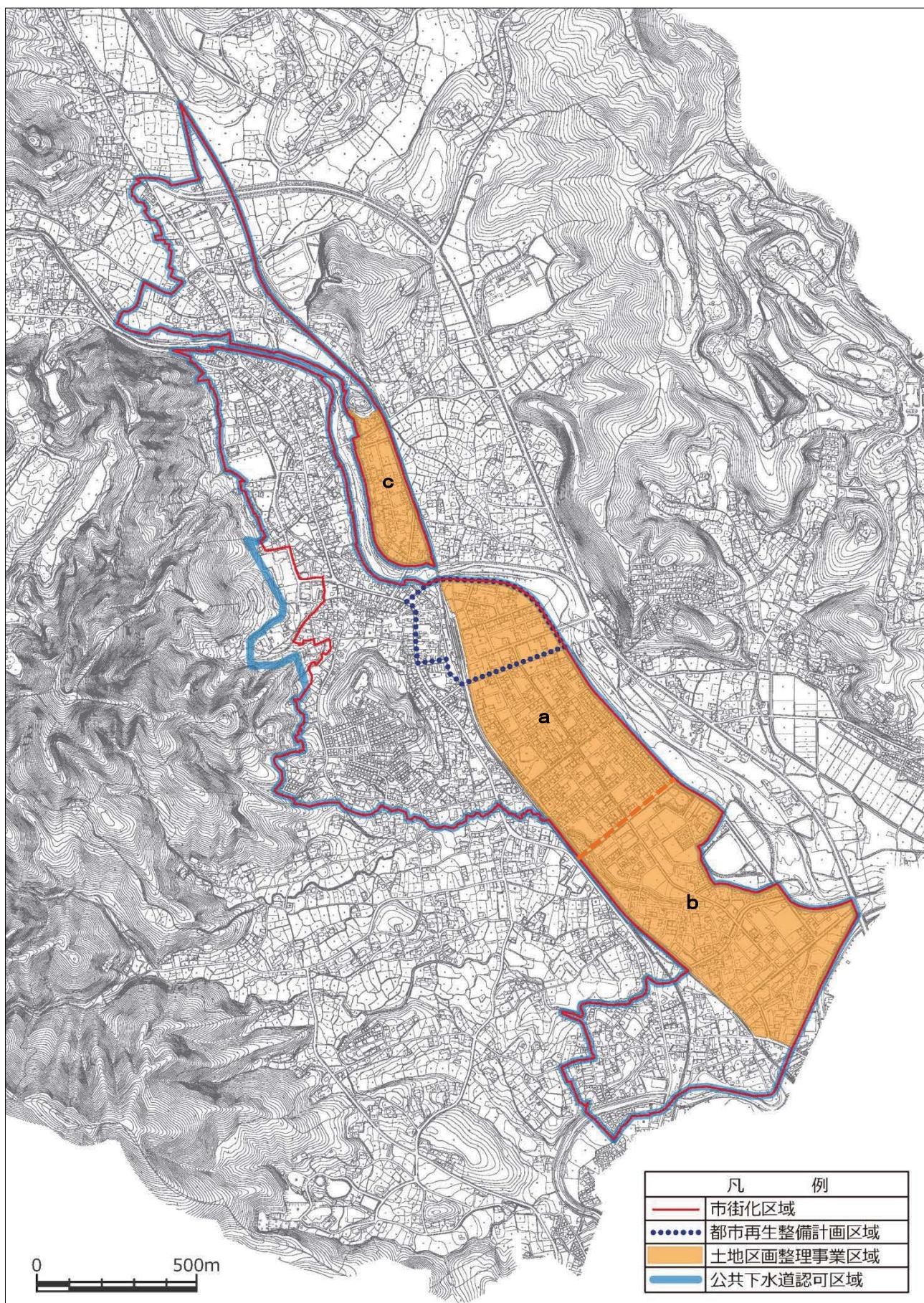


図 人口密度 (平成 27 年、100m メッシュ)

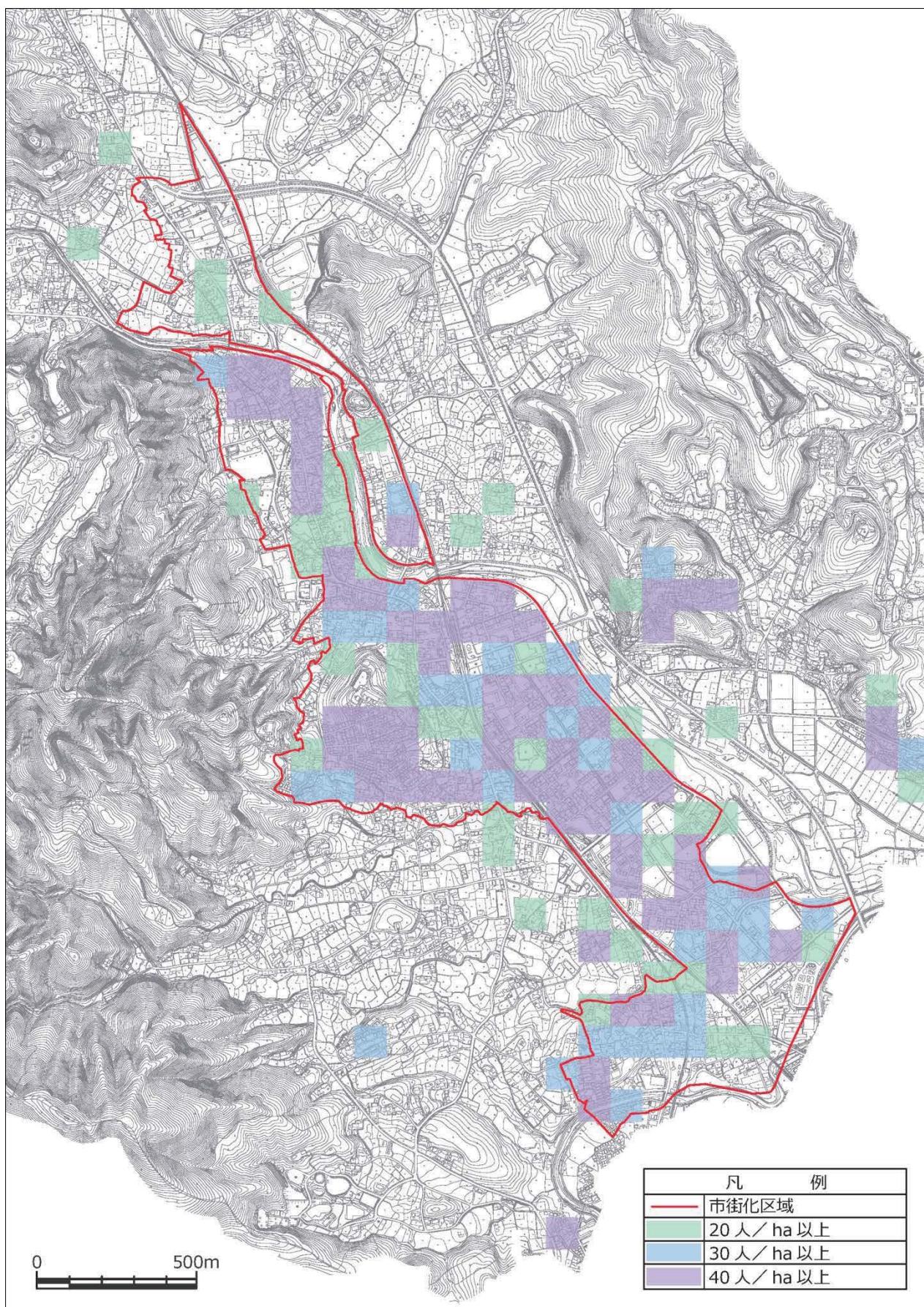


図 人口密度 (平成 47 年、100m メッシュ)

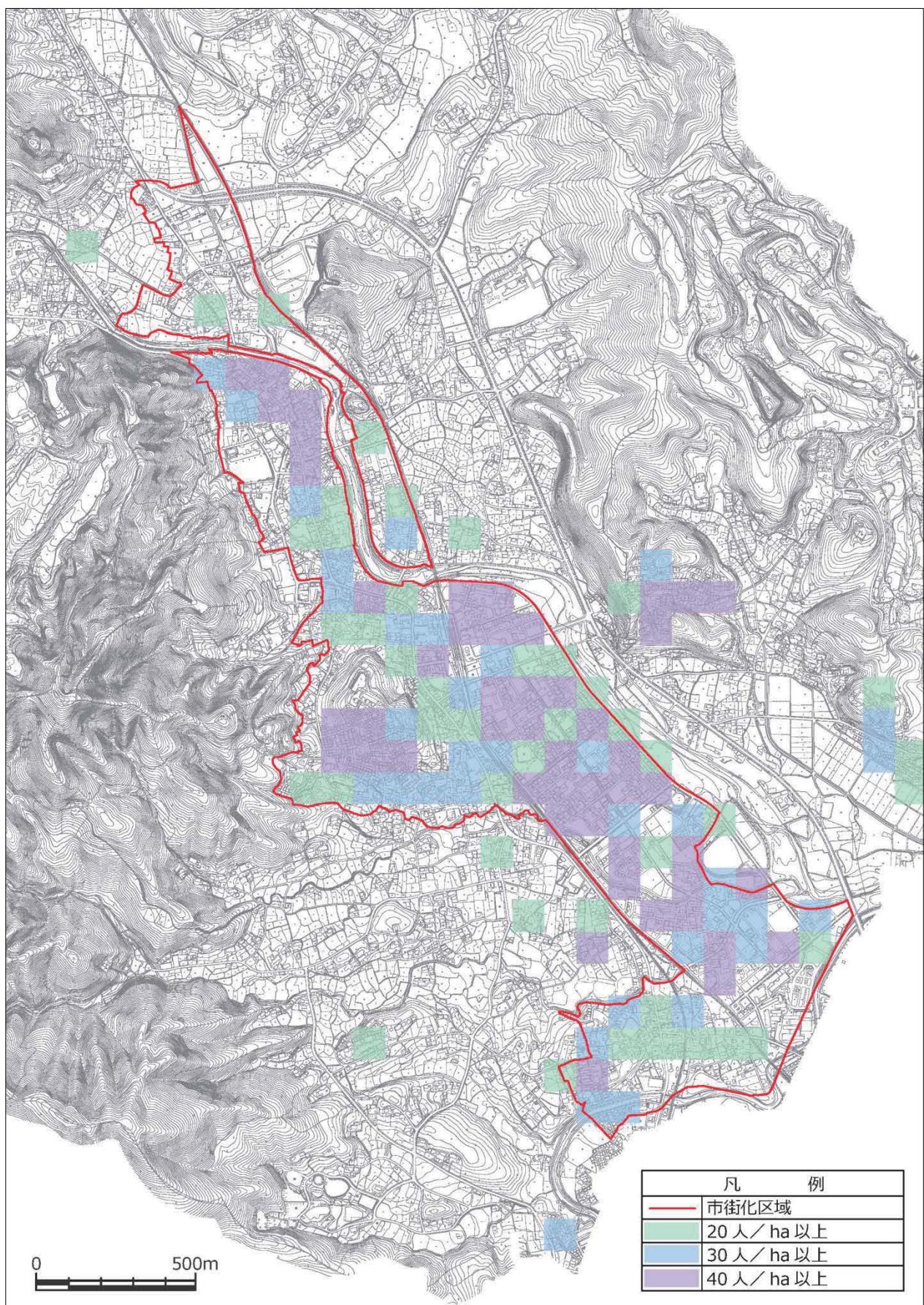


図 公共交通利用可能区域

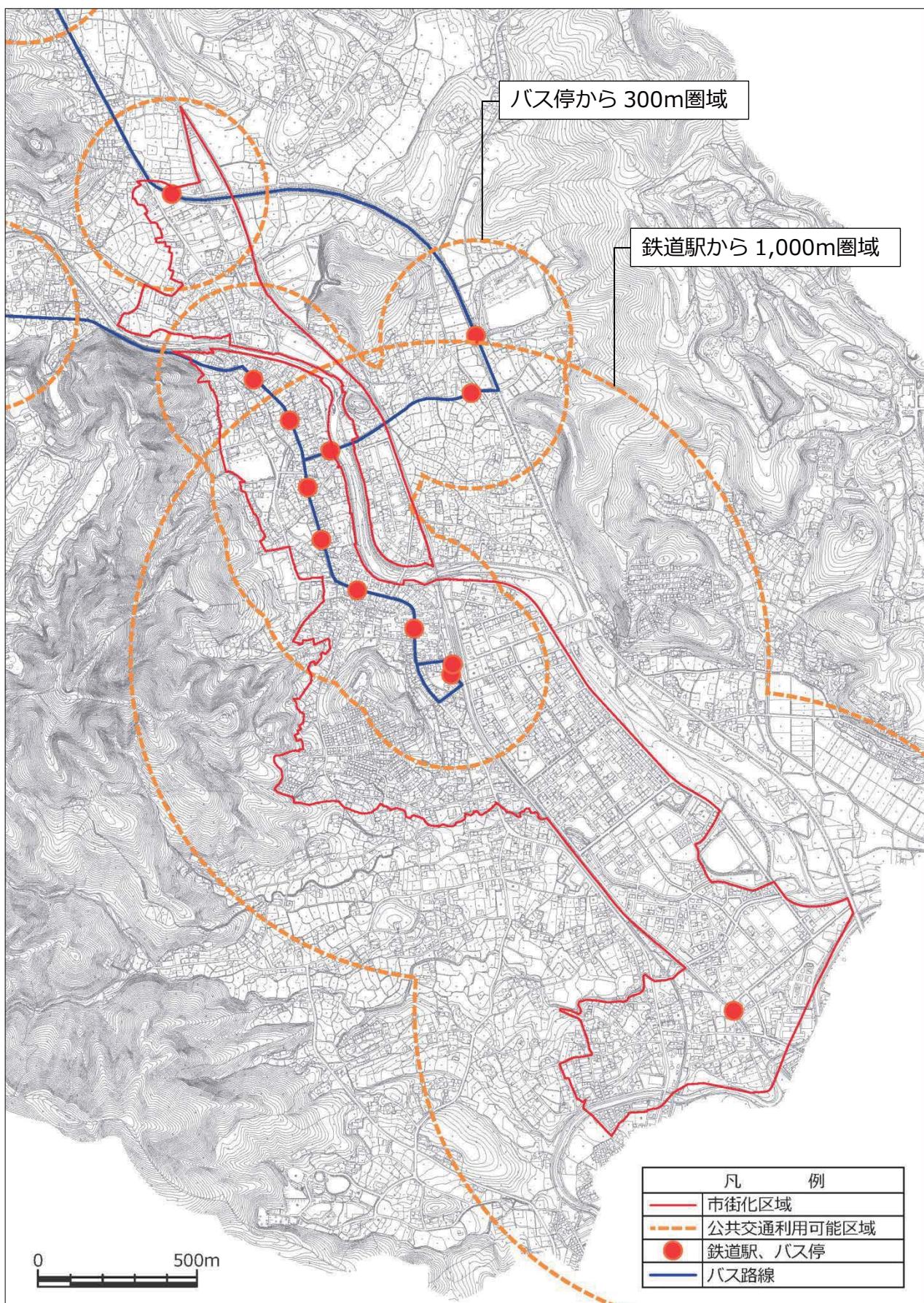


図 非可住地及び災害危険区域

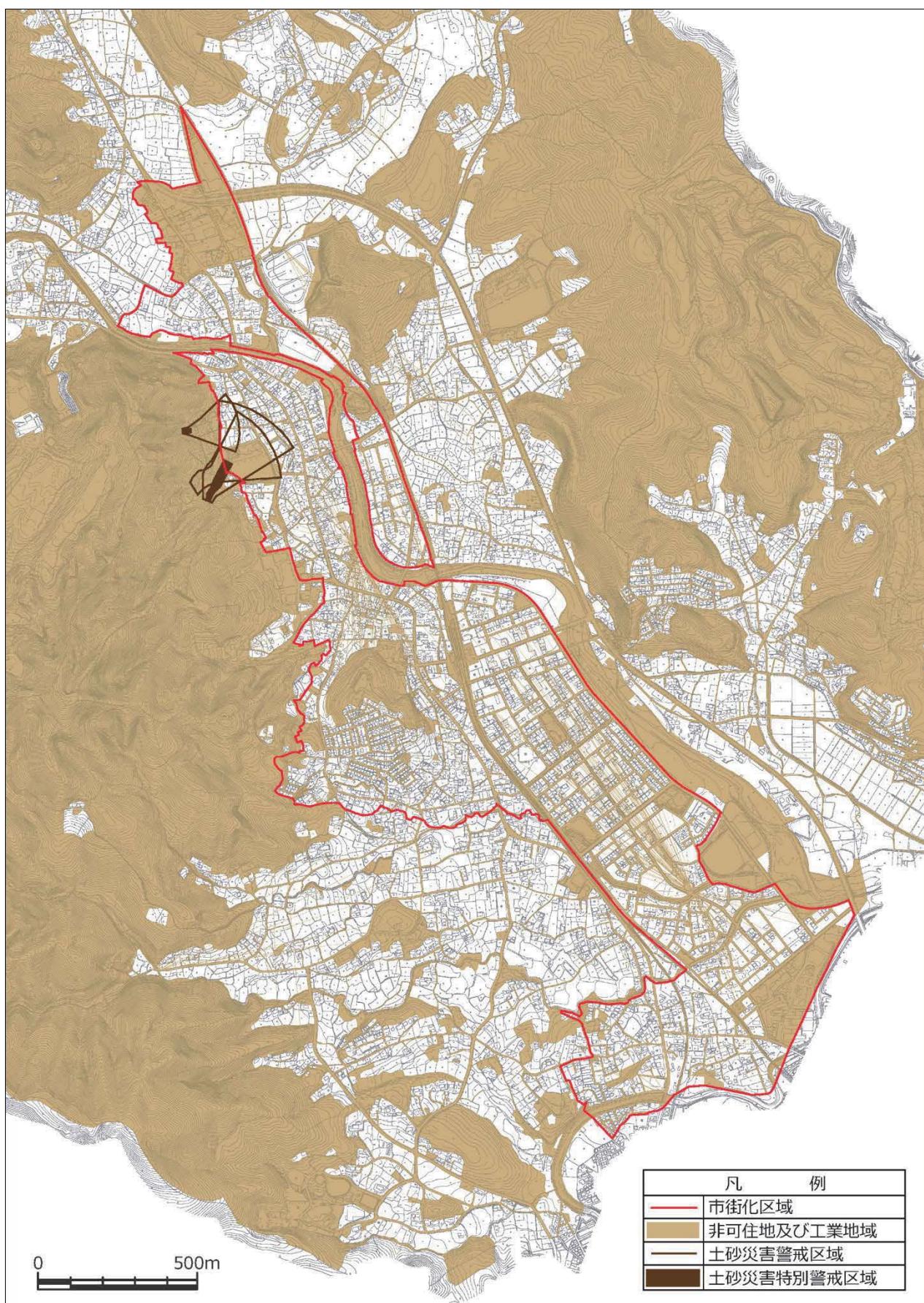
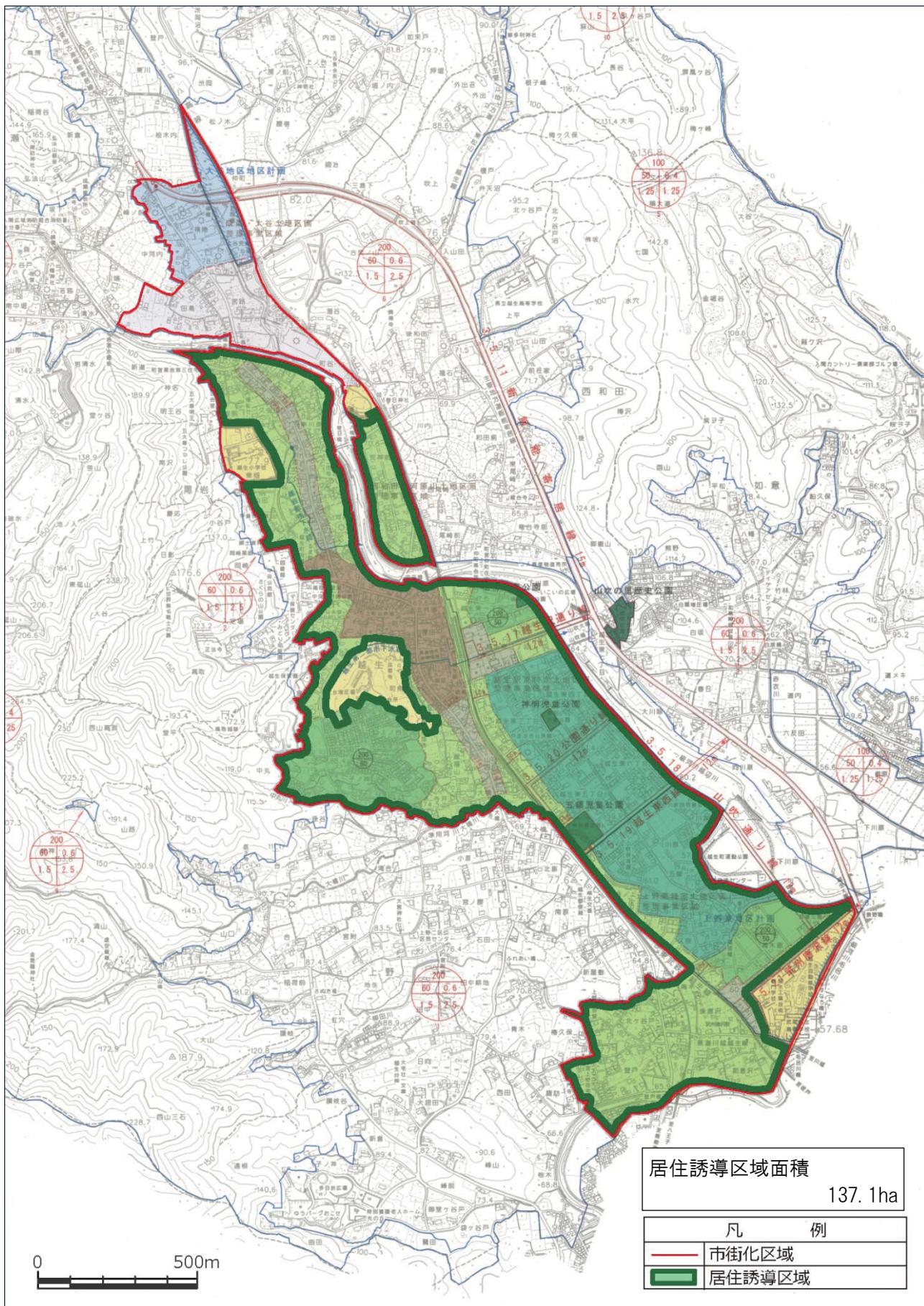


図 居住誘導区域



2. 都市機能誘導区域の設定

1) 都市機能誘導区域設定の基本的な考え方

都市計画運用指針（国土交通省）における都市機能誘導区域の設定では、以下の事に留意することとなっています。

■ 基本的な考え方

医療・福祉・子育て支援・商業といった民間の生活サービス施設の立地に焦点が当たられる中では、これらの施設を如何に誘導するかが重要となる。このような観点から新たに設けられた都市機能誘導区域の制度は、一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、当該エリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るものであり、都市計画法に基づく市町村マスター プランや土地利用規制等とは異なる全く新しい仕組みである。

原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきである。

■ 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は、例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられる。

また、都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられる。

■ 留意すべき事項

○都市機能誘導区域は、区域内の人口や経済活動のほか、公共交通へのアクセス等を勘案して、市町村の主要な中心部のみならず、例えば合併前旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定め、それぞれの都市機能誘導区域に必要な誘導施設を定めることが望ましい。

○都市機能の充足による居住誘導区域への居住の誘導、人口密度の維持による都市機能の持続性の向上等、住宅及び都市機能の立地の適正化を効果的に図るという観点から、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めることとされている。

○都市機能誘導区域は居住誘導区域内に重複して設定されるものであり、都市機能と併せて居住を誘導することが基本となる。ただし、都市の中心拠点等において、特に商業等の都市機能の集積を図る必要から住宅の立地を制限している場合等には、居住誘導区域を設定しないことも考えられる。

上記の都市機能誘導区域の留意事項等を踏まえた区域としては、行政、商業、金融、医療・福祉、文化などの都市機能の集積により、町全体の活力や町民の生活利便性を持続するためには必要な拠点を形成し、各種サービスを効率的に提供できる区域とし、次のような条件を満たすエリアに設定します。

2) 都市機能誘導区域の設定条件

都市機能誘導区域の設定にあたっては、以下の条件を満たすエリアを設定します。

■都市機能誘導区域に含めるエリア

- 鉄道駅に近い業務、商業施設等が集積する地域（近隣商業地域・商業地域）、都市機能が一定程度充実している区域
- 鉄道やバス等の公共交通によるアクセスの利便性が高い地域（鉄道駅から1,000m）、中心・生活拠点となるべき区域（越生駅周辺、武州唐沢駅周辺）
- 都市機能誘導区域のエリアは、一定程度の都市機能（商業、医療・福祉、教育・文化、行政などの生活サービス施設）が充実しているエリアで、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できるエリア
- 上記エリア周辺部に位置する町有地等は、将来的な公共施設等の再配置や跡地活用などを見据えて、誘導区域に追加
- 土砂災害特別警戒区域や急傾斜地などの災害危険度の高い区域や工場の操業等が優先される区域（工業地域）、低層住宅の良好な住環境が優先される区域（低層住居専用地域）などは、原則として区域から除外

■都市機能誘導区域界

- 地形地物や用途地域境界など、長期にわたって存在し得るものを区域界として設定
- 将来的な土地利用の変化や都市機能の集約状況等を評価しながら見直す

3) 都市機能誘導区域の設定

(1) 越生駅・武州唐沢駅周辺における施設立地状況

本町の中心拠点である越生駅周辺及び生活拠点である武州唐沢駅周辺において、既に立地している施設・機能は、以下のとおりであり、施設立地状況及び今後求められる機能・施設を誘導する都市的未利用地を考慮して、都市機能誘導区域を設定します。

表 各拠点における施設立地状況

機能分類	越生駅周辺 (1,000m圏)		武州唐沢駅周辺 (1,000m圏)	
	市街化区域	市街化調整区域	市街化区域	市街化調整区域
行政機能	町役場(1)	地域包括支援センター(1)	なし	なし
医療機能	病院(0)、診療所(5)	診療所(1)	病院(0)、診療所(1)	診療所(1)
高齢者福祉機能	デイサービス(1)、訪問介護(1)、サ高住(1)	訪問・居宅介護(1)、グループホーム(1)	なし	なし
子育て支援機能	なし	保育所(1)、幼稚園(1)、子育て世代包括支援センター(1)	なし	保育所(1)、子育て支援センター(1)
教育・文化機能	小学校(1)、公民館(1)	公民館(2)、図書館(1)	高校(2)、大学校(1)	地域交流センター(1)
観光情報発信機能	観光案内所(1)、町情報センター(1)	なし	なし	なし
商業機能	大規模小売店舗(1)	大規模小売店舗(2)	なし	なし
金融機能	信用金庫(2)、JA(1)、ATM(1)	郵便局(2)	なし	郵便局(1)
健康増進機能*	なし	保健センター(1)	なし	なし

*屋外のゴルフ場、野球場、学校体育館等を除く施設

(2) 都市機能誘導区域の設定

図 都市機能の集積状況と公共交通の徒歩圏域

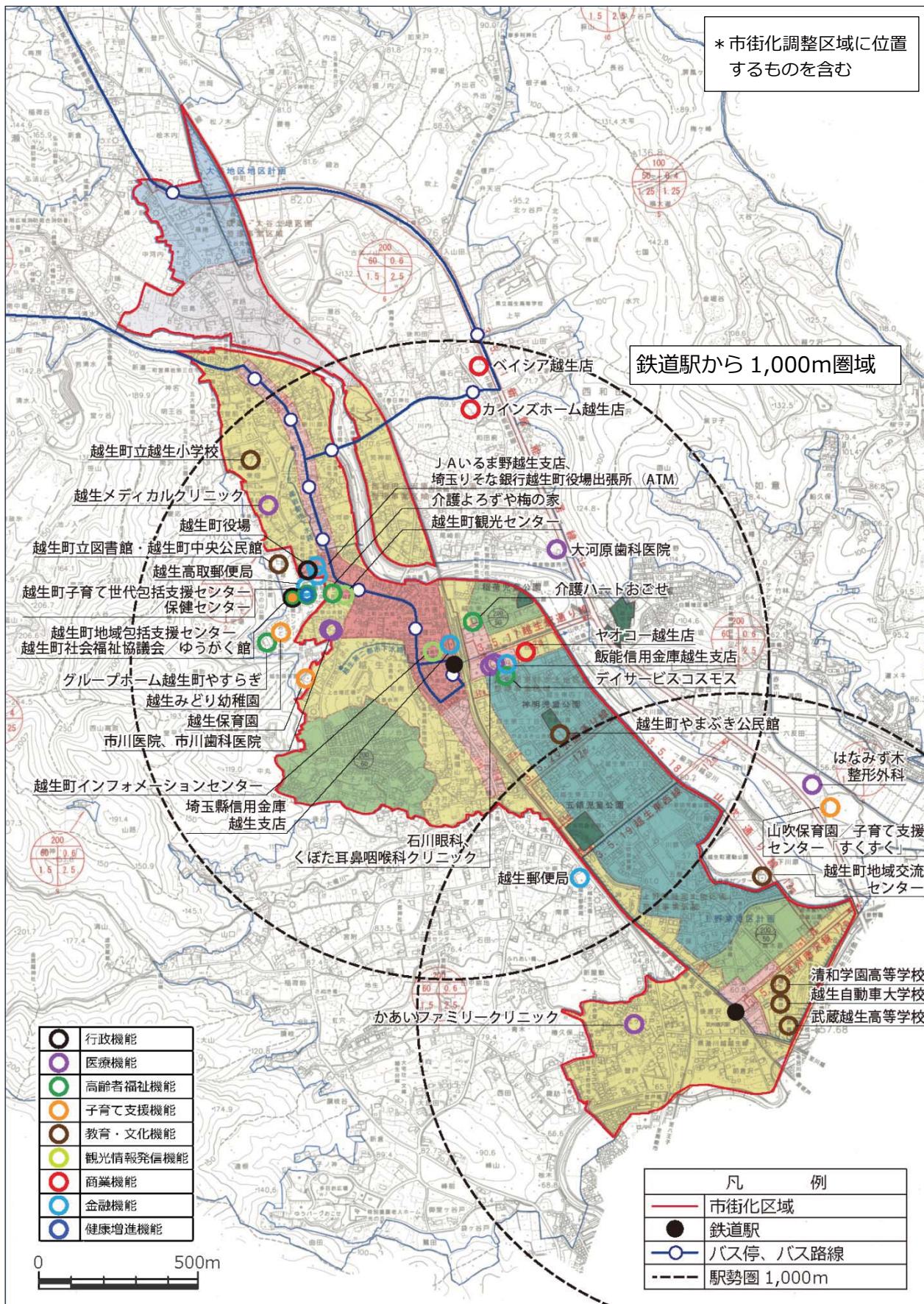
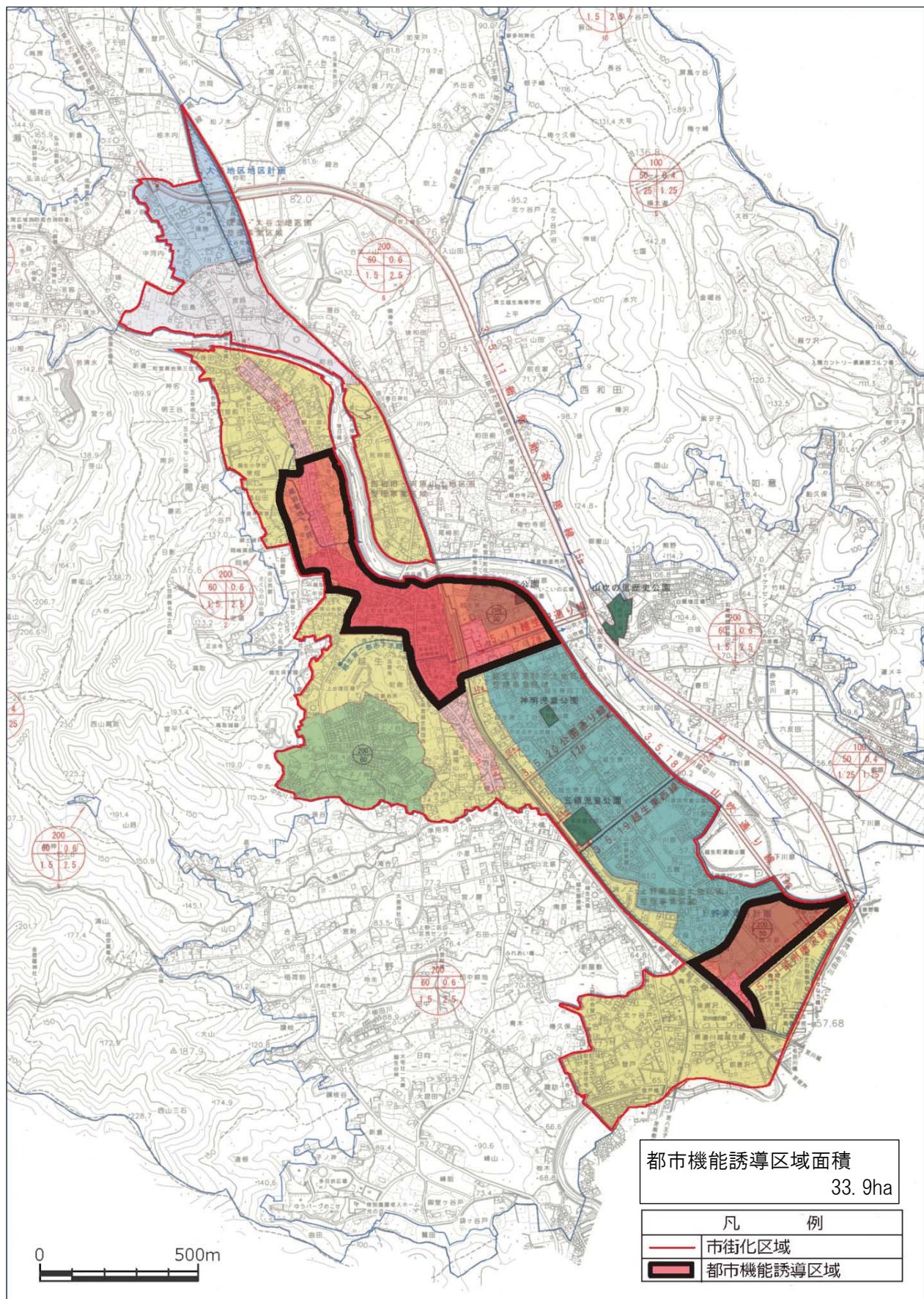


図 災害危険区域及び非可住地状況



図 都市機能誘導区域



4) 誘導施設の設定

(1) 想定される誘導施設

都市機能誘導区域へ立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下、「誘導施設」）は、人口減少・少子化の進行を抑制し、将来にわたって持続可能な都市を形成する上で必要な施設という視点から、以下の誘導施設が想定されます。

■想定される誘導施設

- 日常生活利便施設であるスーパーマーケット等の小売店舗や銀行等のサービス業を営む商業施設、博物館等の文化施設や集会施設
- 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、老人福祉施設、地域包括支援センターその他の高齢・福祉施設
- 子育て世代が居住する場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- 行政サービスの窓口機能を有する町役場等の行政施設

(2) 誘導施設の基本的な考え方

- JR八高線と東武越生線が乗り入れている越生駅、武州唐沢駅は、鉄道・バスなどの公共交通結節点であり、人が集まる拠点であることから、第五次越生町長期総合計画では、商業系ゾーンとして、新たな商業施設の立地を促進する区域として位置づけています。
- 中心拠点及び生活拠点である鉄道駅周辺には、生活サービス施設の確保・充実と拠点ごとの個性を活かした魅力の向上により、日常生活における利便性の維持・向上や賑わいの創出を図る必要があります。
- 現在の施設立地状況や地域特性などを踏まえ、想定される主な都市機能としては、「商業機能」「子育て支援機能（幼稚園、保育園、子育て支援センター等）」「医療機能」「高齢者福祉機能」などが想定されます。
- 想定される都市機能としての誘導施設の設定にあたっては、「中心市街地への立地が望まれる施設（中心市街地外に立地してほしくない施設、大きな影響を及ぼす可能性のある施設）」「賑わいの創出、機能の維持・増進される施設」「誘導施設として設定すべき施設」としての視点から、「医療機能（その他病院、診療所）」「高齢者福祉機能（サービス付き高齢者向け住宅）」「子育て支援機能（認定こども園）」「教育・文化機能（博物館、美術館、集会場^{*1}）」「観光情報発信機能（観光案内所、観光センター）」「商業機能（金融機関、飲食店^{*2}、大規模小売店舗^{*3}）」「健康増進機能（フィットネスクラブ、温浴施設等）^{*4}」を誘導施設として設定します。
- 施設の分布状況等を踏まえ、現時点で誘導施設として定めた施設については、今後の本計画の見直し段階で、その時点の施設の立地動向を検証した上で必要に応じて都市機能への追加（又は削除）を検討します。

* 1 : 床面積の合計が200m²を超える冠婚葬祭施設、中央公民館等の集会場

* 2 : 飲食店その他これに類する部分の床面積の合計が500m²以上の飲食店

* 3 : 店舗その他これに類する用途（飲食店を除く）に供する部分の床面積の合計が3,000m²を超える商業施設（共同店舗・複合施設等を含む）

* 4 : 床面積の合計が500m²以内のフィットネスクラブ、スポーツジム等の健康増進施設

表 誘導施設

	想定される誘導施設	中心市街地への立地が望まれる施設	賑わいの創出、機能を維持・増進させる施設	誘導施設	規模要件
医療機能	特定機能病院		<input type="radio"/>		
	地域医療支援病院		<input type="radio"/>		
	その他病院、診療所（クリニック、歯科等）		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
高齢者福祉機能	老人福祉センター				
	老人介護支援センター				
	老人デイサービスセンター				
	地域包括支援センター	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	サービス付き高齢者向け住宅	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	その他福祉関連法に定める施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
子育て支援機能	保育所	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	幼稚園		<input type="radio"/>		
	認定こども園		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	認定定員が6～19人
	子育て支援センター		<input type="radio"/>		
教育・文化機能	小学校、中学校		<input type="radio"/>		
	高等学校		<input type="radio"/>		
	中等教育学校		<input type="radio"/>		
	特別支援学校		<input type="radio"/>		
	大学又は高等専門学校	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	専修学校	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	各種学校				
	図書館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	博物館、美術館	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
観光情報発信機能	集会場（冠婚葬祭場、公民館）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	床面積の合計が200 m ² 超
	観光案内所	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
商業機能	観光センター	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	金融機関（A T Mを除く）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	飲食店（キャバレー、料理店等を除く）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	床面積の合計が500 m ² 超
	大規模小売店舗	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	店舗の用に供する床面積の合計が3,000 m ² 超
	食料品スーパー、食料品専門店		<input type="radio"/>		
	コンビニエンス・ストア		<input type="radio"/>		
健康増進機能	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	フィットネスクラブ等		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	床面積の合計が500 m ² 以内
	温浴施設		<input type="radio"/>		

第VII章 誘導施策

本計画には、居住誘導区域内の居住環境の向上、公共交通の確保等、居住の誘導を図るために、財政上、金融上、税制上の支援施策等を記載することができます。これらの施策については、国等が直接行う施策、国の支援を受けて市町村が行う施策、市町村が独自に講じる施策に大別することができます。

また、都市機能誘導区域においては、国等が直接行う施策としては、例えば、誘導施設に対する税制上の特例措置や、都市再生法において規定されている民間都市開発推進機構による金融上の支援措置があります。

本町では、人口減少及び超高齢社会の進展が見込まれるなか、「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」においては、将来に渡り誰もが快適に安心して暮らせる都市環境を確保していく必要があり、財政状況を踏まえつつ、各区域において、以下の「視点」に基づき、都市機能の維持、集約と更新を促す施策展開を図ることとします。

■誘導施策の視点

- ① 子育てしやすい生活環境づくり（都市機能誘導区域、居住誘導区域）
- ② 都市機能誘導区域内における生活サービス施設の拡充及び利便性向上（都市機能誘導区域）
- ③ 居住誘導区域内の人口密度の維持（居住誘導区域）
- ④ 歩いてつながるまちづくり（都市機能誘導区域、居住誘導区域）
- ⑤ 地域コミュニティの維持（小さな拠点）

1. 居住誘導区域における誘導施策

■ 子育てしやすい生活環境づくり

- 道路や下水道などの都市基盤が整備されている市街地内において、若い夫婦や子育て世帯に対し、持家や借り上げ住宅にかかる費用の一部助成などの支援を行います。（若者定住フォローアップ作戦、若者定住促進住宅整備事業）
- 改修費用の一部を助成し、空き家や低未利用地を有効活用して利便性の高いエリアへの居住誘導を図ります。（若者定住フォローアップ作戦、空き家バンクリフォーム助成事業）
- 子育ての経済負担を軽減し、「越生町で子どもを育てたい、育ててよかった」と感じる若者世帯の定住促進を図ります。（18歳までの子ども医療費助成）

■ 居住誘導区域内の人口密度の維持

- 少子高齢化や人口減少が進行している状況が続いているため、居住誘導区域内への若年世帯や子育て世帯等の定住を促進するために、隣接の空き家・空地を有効活用したリノベーションの取り組みを、不動産業界、住宅業界等と連携して検討します。
- 高齢者をはじめ、誰もが生活しやすい、安全・安心できる都市環境の形成に取り組みます。
- 管理不全状態の家屋等に対して適正な管理を行うよう所有者等への指導に努めるとともに、空き家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項に基づく勧告により、不良住宅等の解消による良好な居住環境の維持・確保を目指します。
- 居住誘導区域内の人口密度を維持するための空き家、低未利用地の活用に向けた居住促進や、土地の流動化に向け、不動産業界、住宅業界等と連携した取り組みを検討します。（空き家バンクリフォーム助成事業、空き家バンク登録推進事業）
- 居住誘導区域への居住誘導を効果的に進めるため、国や町が支援する制度に関する情報発信・提供等の周知活動に取り組みます。
- 居住誘導区域外における一定規模以上の住宅開発は、都市再生特別措置法第88条第1項に基づき、届出を行うことを義務付け、居住誘導区域外での住宅開発の動きを把握します。居住誘導区域外での住宅開発に対し、居住誘導区域内への土地の取得のあっせん等を行います。

■ 歩いてつながるまちづくり

- 駅やバス停などの乗り継ぎの改善により、公共交通を利用し、歩いて暮らしやすい利便性の高い移動環境づくりを関係事業者と連携しながら検討します。
- 「ハイキングのまち越生」として、四季を通じて楽しめる豊かな自然を活かしたハイキングルートを設定するとともに、来訪者が利用しやすい観光施設（案内看板、トイレ、歩道）を整備・維持・管理し、来訪者が何度も楽しめるハイキングのまちを目指します。
- 日常生活の散歩やウォーキングは、健康づくりや健康寿命の延伸に寄与することから、来訪者だけでなく、町民にとっても安全・安心で快適な歩行者空間の整備を推進します。

2. 都市機能誘導区域における誘導施策

■ 子育てしやすい生活環境づくり

- 若い共働き夫婦や子育て世代の転入・定住促進の一環として、通勤の行き帰りなどに駅周辺で用事を済ませることができる日常生活サービス機能（商業施設、認定こども園）の誘導を図り、相乗効果による居住誘導区域への居住誘導を図ります。
- 道路や下水道などの都市基盤が整備されている市街地内において、若い夫婦や子育て世帯に対し、持家や借り上げ住宅にかかる費用の一部助成などの支援を行います。（若者定住フォローアップ作戦、若者定住促進住宅整備事業）
- 改修費用の一部を助成し、空き家や低未利用地を有効活用して利便性の高いエリアへの居住誘導を図ります。（若者定住フォローアップ作戦、空き家バンクリフォーム助成事業）
- 子育ての経済負担軽減し、「越生町で子どもを育てたい、育ててよかった」と感じる若者世帯定住促進を図ります。（18歳までの子ども医療費助成）

■ 都市機能誘導区域内における生活サービス施設の拡充及び利便性向上

- 既存の日常生活サービス施設を確保し、不足する機能を誘導し、都市機能の維持・拡充・集約化し、にぎわいのある駅前空間の創出に取り組みます。
- 県道飯能・寄居線沿道の商店街をはじめ、都市機能誘導区域内の空き店舗については、起業を考えている方に対して、空き店舗の有効活用を推奨し、中心市街地のにぎわい創出を図ります。（空き店舗バンク制度事業）
- 超高齢化の進行により買い物や通院、金融機関への外出が困難な高齢者が増えることが懸念されることから、利便性の高い駅周辺などにサービス付き高齢者向け住宅を立地誘導し、健康で安心して暮らせる生活環境づくりを目指します。
- 誘導施設の立地誘導にあたって、施設の建築・建替えに際し、必要に応じて用途地域等の変更を行います。
- 公共施設総合管理計画に基づく公共施設の再配置（集約、転用、統合）にあたっては、都市機能誘導区域内への立地を念頭に検討します。また、町有地の跡地（公的不動産）については、不足する都市機能等の誘導地（都市的未利用地）としての有効活用や民間利用の可能性等の検討を行います。
- 都市機能誘導区域への生活サービス施設の誘導を効果的に進めるため、国や町が支援する制度に関する情報発信・提供等の周知活動に取り組みます。
- 都市機能誘導区域外における誘導施設の開発は、都市再生特別措置法第108条第1項に基づき、届出を行うことを義務付け、都市機能誘導区域外での誘導施設開発の動きを把握します。また、都市機能誘導区域外での誘導施設開発に対し、都市機能誘導区域内への土地の取得のあっせん等を行います。

○現在、都市機能誘導区域内の越生駅周辺において、東西市街地一体化、駅利用者の利便性向上等を目的に都市再生整備計画事業を行っており、中心拠点にふさわしい、にぎわいと交流のある駅前空間の創出、公共交通の利便性向上に取り組みます。

【都市再生整備計画事業】

○基幹事業：越生駅東口駅前広場改修事業、越生駅自由通路整備事業、越生駅東口駅前トイレ整備事業

○関連事業：都市計画道路越生駅前通り線改修事業、おもてなし拠点整備事業

■ 歩いてつながるまちづくり

○駅やバス停などの乗り継ぎ等の改善により、公共交通を利用し、歩いて暮らしやすい利便性の高い移動環境づくりを関係事業者と連携しながら検討します。

○越生駅東西自由通路の整備により、鉄道利用者等の利便性・安全性の向上を図るとともに、東西市街地が一体となった回遊性の高い駅前空間づくりを行います。

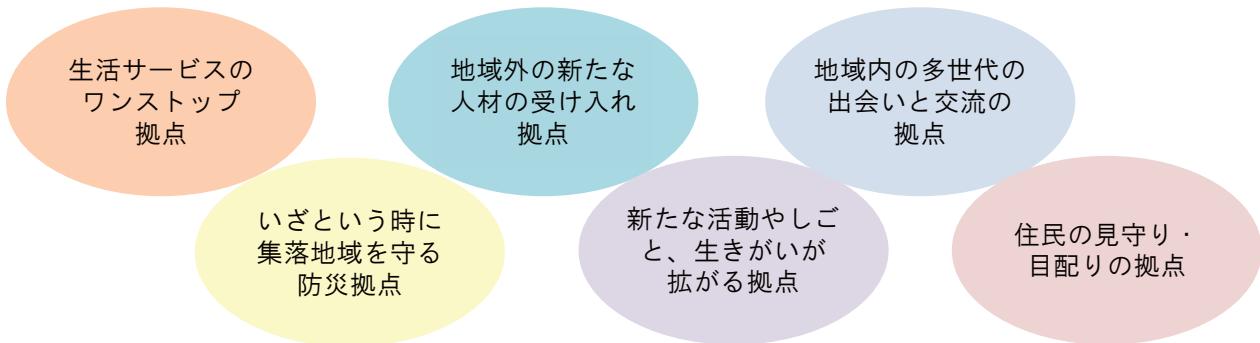
3. 小さな拠点の形成に向けた取り組み

《地域コミュニティの維持》

小さな拠点づくりの目的は、集落の維持と地域住民の安心・安全な暮らしを支えることがあります。越生自然休養村センター周辺地区は、町西部全体の住民の生活を支える拠点となることから、下図に示すような、様々な機能が効率的に集約されることが期待されます。

現在、同地区では地方創生拠点整備交流事業として、越生自然休養村センターのリノベーションを実施しており、この施設と越生町コミュニティ館を中心に、集落拠点機能を担っていくこととなります。今後は、相乗効果として「生活サービスのワンストップ機能」等を備えた施設としての「よろずや」づくりが想定されます。

図 「小さな拠点」への集約が望ましい機能



資料：国土交通省「小さな拠点」づくりガイドブック

1) 都市 ⇄ 農業 ⇄ 観光の連携（越生自然休養村センター）

越生町は、古くから農業が盛んな土地であり、現在も、梅や柚子は県内随一の生産量を誇っています。越生自然休養村センター周辺地区は、それらの生産が特に盛んな土地です。

また、町には越生梅林や黒山三滝をはじめとする豊かな観光資源を擁することや、都心から50km圏という地の利を活かし、「ハイキングのまち」として、ハイカーの利用促進を進めています。

このような背景から、リノベーションを行った越生自然休養村センターを、都市と農業、そして農業と観光の連携拠点として位置づけ、農業の振興や新規就農者の確保・育成などに取り組んでいます。

地域外の新たな人材の受け入れ拠点
新たな活動やしごと、生きがいが拡がる拠点

■施策

○地元農産物や郷土料理の販売

梅をはじめとした農産物やそれらの加工品、郷土料理の販売・提供を行う場としての機能を高め、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す農業の6次産業化の進展による農業の活性化や来訪者の増加を目指します。

○観光農業・体験農業の推進

梅や柚子のオーナー制度の支援、農産物の収穫体験などの体験農業を推進し、農業振興を図ります。

○ハイカーの利用促進

本施設を拠点として、ハイカー利用促進と「ハイキングのまち」としての観光振興を目指します。

2) 子育て支援と地域内交流（梅園コミュニティ館）

本町は「子育てと教育のまち」として、子育て支援と教育の充実に注力しており、地域の特性を活かした魅力ある事業を行っています。梅園小学校は梅園地域における唯一の教育機関であり、それに近接する梅園コミュニティ館は、地域住民のコミュニティ形成の場となっているほか、子どもの教育の場としても活用されています。

少子化が進むなかで、学校や学童保育、そして地域住民が協働を図ることで、人口の少ない地域においても、子どもが質の高い教育を受けられる環境を整備することが望されます。

地域内の多世代の
出会いと交流の
拠点

住民の見守り・
目配りの拠点

■施策

○地域住民の交流

ふれあい祭等、地域住民によるイベントを行い、住民交流の場として活用していきます。

○子どもの教育

夏休み等に教員や地域住民による小学生のための補習教室を開放し、教育環境の充実に向けた取り組みを推進します。

3) 地域住民の生活基盤の確保

本地区は、商業・医療・福祉施設や行政施設等の生活サービス施設が揃う市街地まで、公共交通により10分ほどでアクセスできる利便性の高い場所に位置しているものの、高齢者を中心とした、移動に制約がある住民にとっては、自宅から徒歩でアクセスでき、食料品や日用品が揃う商業施設が必要となります。そこで、食料品や日用品をはじめとした、生活に必要な様々な商品を取り扱う小規模な「よろずや」づくりを想定します。

「よろずや」は、地域住民の買物の場として暮らしを支えるだけではなく、毎日通える場所にあることで、住民同士の日常的なコミュニケーションの場としての役割や、高齢者に外出機会を提供する役割も担っています。

設置に際しては、既存の店舗を活用するほか、越生自然休養村センターや梅園コミュニティ館に付設することが考えられます。

生活サービスの
ワンストップ拠点

住民の見守り・
目配りの拠点

新たな活動やしご
と、生きがいが
拡がる拠点

■施策

○持続可能な「よろずや」づくり

「よろずや」は、地域住民自身が守るべき施設として認識し、持続的に運営していくために、運営主体設立への出資や実際の販売活動などを行うことから、地域住民が運営に積極的に関わる仕組みづくり・可能性について検討します。

4. 公共交通網の形成

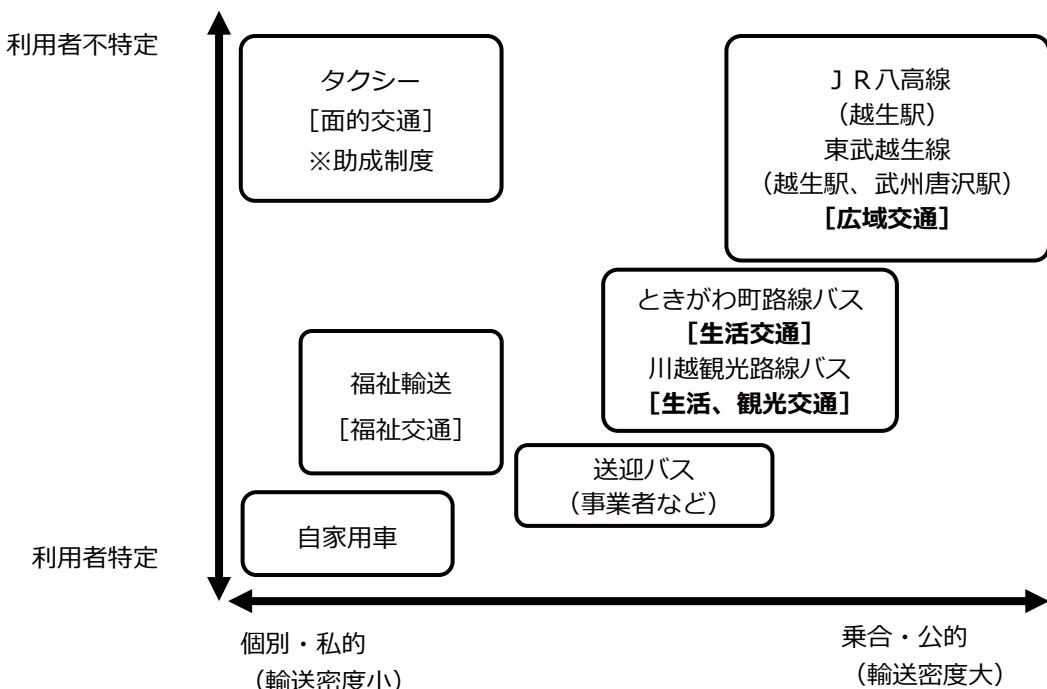
1) 公共交通の現状

本町の公共交通は、下図に示すように、広域交通であるJR八高線、東武越生線の越生駅、武州唐沢駅を中心に形成され、路線バスは越生駅を起終点としています。越生駅は都市再生整備計画事業における東西自由通路の整備、東口駅前広場の改修により、利便性、拠点性の向上が期待されます。

町内の生活交通として、「越生駅～県立越生高校～ときがわ町を結ぶときがわ町路線バス」と「越生駅～黒山を結ぶ川越観光自動車による路線バス」が運行されており、越生駅～鳩山町～高坂駅の新規バス路線も予定されています。

現在、地元企業である越生タクシーが公共交通の一翼を担っており、町では高齢者や運転免許証返納者、妊婦の方などの交通弱者を対象にタクシー利用料金の助成を行っています。

図 越生町の公共交通



2) 公共交通網の形成の基本方針

(1) 公共交通網

公共交通は、町民にとって通勤・通学、買物、通院など、日常生活を営むための移動手段であることから、今後も町民の足として鉄道・バス交通の運行本数を確保するとともに、観光客などの交流人口の増加に寄与する公共交通網の形成を目指します。

現在、商業施設、医療施設（診療所）、社会福祉施設、子育て支援施設などの生活サービス施設の大半は、市街化区域かつ公共交通圏域内に立地しているとともに、都市機能誘導区域内にサービス付き高齢者向け住宅を誘導していくことから、越生駅へのアクセスを中心とした公共交通網を維持・確保していくことを目指します。

(2) 各公共交通サービス

バス交通については、町内に病院や産婦人科が立地していないことから、越生駅を起点とした埼玉医科大学病院への移動手段を確保するほか、通勤・通学の町外依存率が高いことから、鉄道駅への移動手段の維持・確保を図りつつ、都市再生整備計画事業で越生駅の利便性を向上し、中心市街地としての拠点性を高め、観光客などの交流人口を含めた鉄道利用者の維持を図ります。

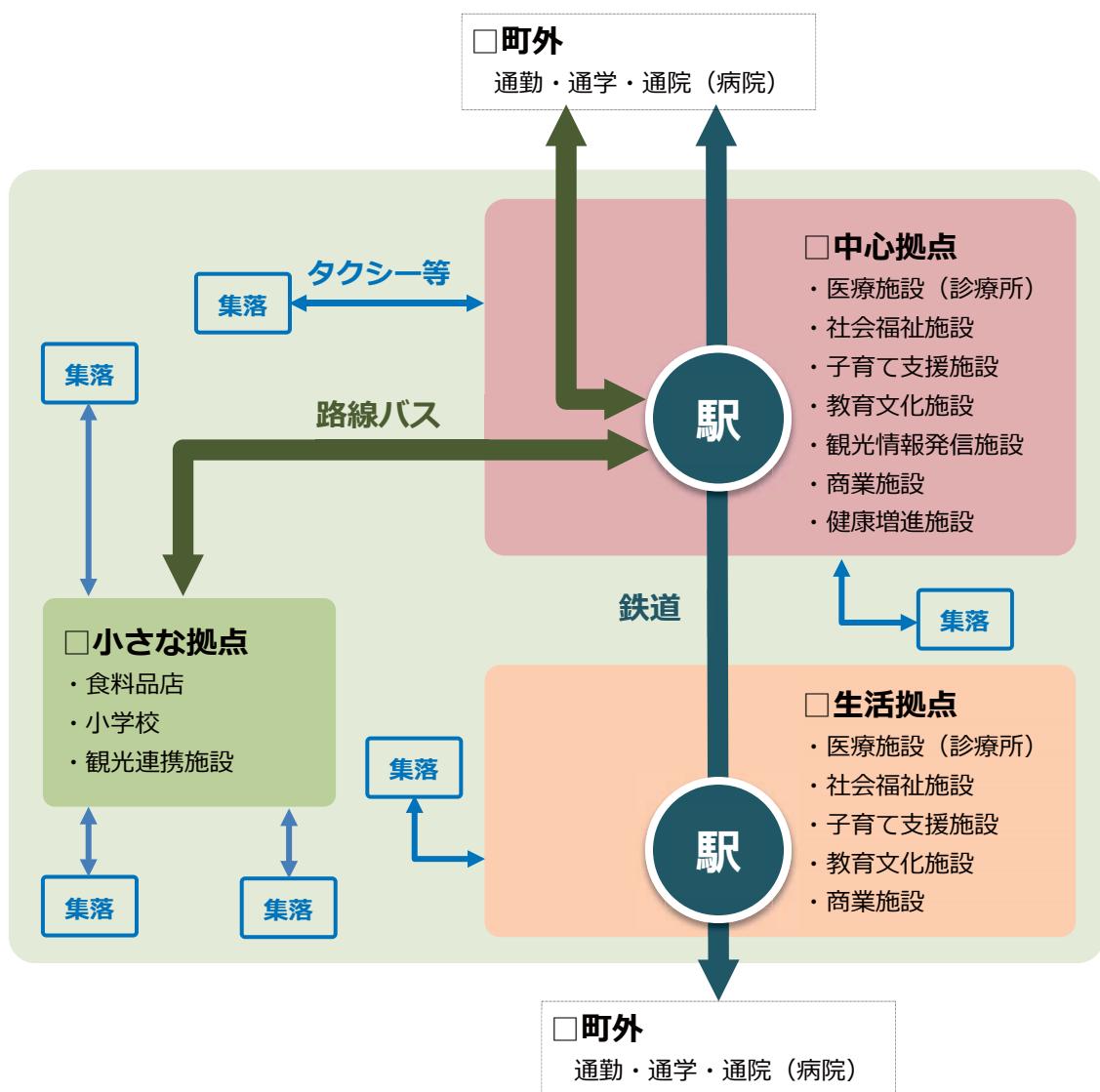
高齢化が進み、主に町内移動を支えている路線バスの定期利用者の減少が見込まれることから、都市機能誘導区域内への生活サービス施設の立地誘導により魅力的な駅前空間を創出し、その相乗効果も併せて居住誘導区域内への居住誘導を図ることにより、利用者を確保し、現在の路線バスの運行本数の維持・確保に努めます。

鉄道交通については、運行本数の増便や乗換接続の円滑化などを、沿線市町と連携し、引き続き関係事業者に要望していきます。

また、高齢者や運転免許証返納者、妊婦の方をはじめとする交通弱者に対し、今後もタクシー利用料金の助成を行い、外出機会の確保を行っていきます。

以下に、拠点と軸の概念図に公共交通サービスを示します。

図 拠点と軸の概念



第Ⅳ章 計画の推進及び目標値の設定

1. 計画の推進

1) 計画の評価の基本的な考え方

本計画は概ね 20 年後の平成 47 年を目標としたものであり、長期的な視野に立って継続的に取り組むものであるため、その間には、施策・事業の進捗状況や社会経済状況の変化も予想されます。

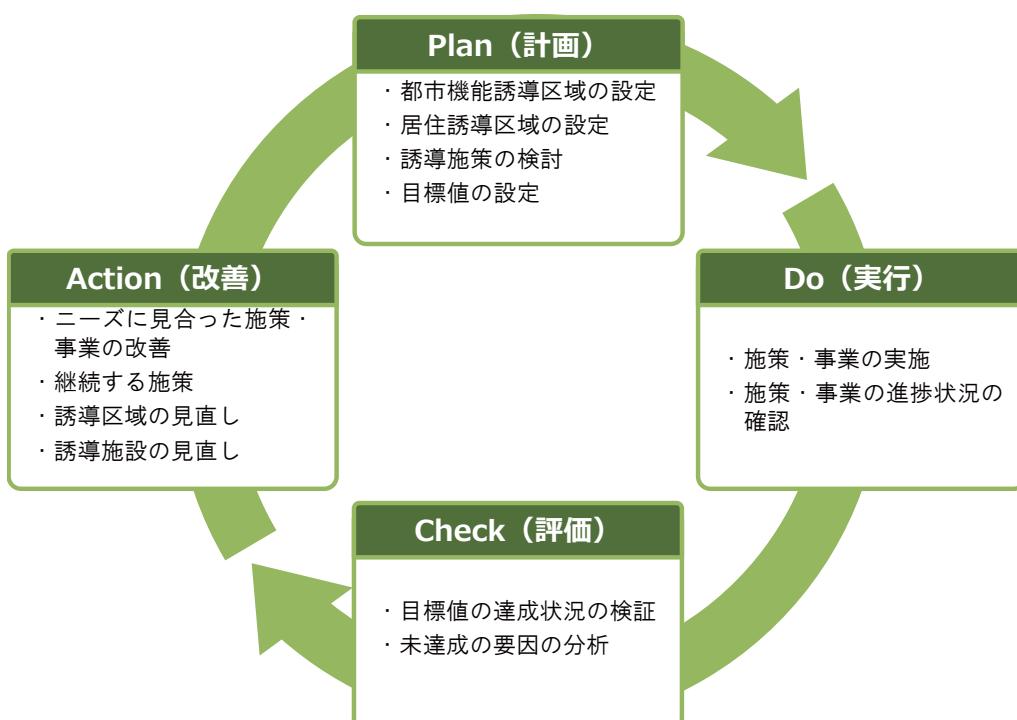
このため、概ね 5 年ごとに本計画に記載された施策・事業の実施状況について、調査、分析、評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等の精査、検討を行います。また、その結果や都市計画審議会における意見を踏まえ、施策の充実、強化等について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を検討します。

立地適正化計画の見直しにあたっては、計画の必要性や妥当性を町民及び関係者に客観的かつ定量的に提示する観点から、目標値の達成状況等を評価し、未達成要因の分析を行うことが考えられます。

2) 施策・事業の評価

本計画の推進にあたっては、「Plan（計画）」—「Do（実施）」—「Check（評価）」—「Action（改善）」の P D C A サイクルの考え方に基づき、毎年度の施策の進捗状況の評価と、計画で設定した目標値などを基にした計画の評価を行います。また、評価結果は越生町都市計画審議会へ隨時報告・意見聴取を行うとともに、社会環境の変化、国等の動向などを踏まえながら、必要に応じて計画や施策の見直しを行い、将来にわたり持続可能な『「歩」を軸に 健やかな暮らしが 多様な交流を通じて つながり続けるまち』の実現を目指します。

図 計画推進（P D C A）のイメージ



3) 計画推進に向けて

厳しい財政事情の中、今後は居住や都市機能を集約した拠点の整備や、各々の拠点及び集落を公共交通で繋ぐ『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』を推進するため、社会情勢の変化や地域住民のニーズに柔軟に対応しながら、住民・企業（事業者）・行政が適切な役割と責任を果たしながらも、互いに協力し、力を合わせてまちづくりを進めていく、協働によるまちづくりが重要となります。

そこで、計画推進にあたっては、行政のみならず町民や事業者NPO等との連携・協力が必要となることから、民間活力の導入を図りながら、多様な機関との協働によるまちづくりを展開していきます。

また、効率的で効果的なまちづくりを実現することが期待されていることから、PPP／PFIといった民間企業が有している専門的な知識や経験、資本を活かしたまちづくりを今後の整備目的・内容に応じて検討していきます。

2. 目標値の設定

本計画における目標及び成果については、「越生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」などで示された評価指標を参考に、都市の持続可能性をどのように維持していくのかという観点から、以下の4つの目標値を設定します。

1) 居住誘導区域内の人口密度

越生町人口ビジョンにおいて、平成47年の将来推計人口は9,832人となっており、平成27年の11,389人から約1,500人減少する見込となっています。都市再生整備計画事業の越生駅東西自由通路の整備や越生駅東口改修などにより越生駅の利便性、拠点性を高め、まちなかへの居住誘導施策を講じながら、現在の居住誘導区域内人口密度である37人/ha(≈37.7人/ha)の維持を目指します。

項目	平成27年	平成47年
居住誘導区域内の人口密度	37.7人/ha	37人/ha

■効果

目標人口密度に対する成果は設けませんが、人口密度が維持されることにより税収額、商業活動など町の活力が維持されることが期待できます。

2) 交流人口

越生町の観光入込客数は増加傾向にあり、特に観光地点での増加がその要因となっています。観光客の鉄道利用者も3割を超えており、都市機能誘導区域における生活サービス施設の立地誘導による町の玄関口にふさわしい、にぎわいと活力のある駅前空間の創出を図ります。

また、今後、西口の「おもてなし拠点整備事業」などにより、来訪者をはじめ、公共交通利用者にとって、利便性の高い駅前空間づくりにより、交流人口の増加を目指します。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、5年間で交流人口（観光客入込客数）の10%増加を目標としていることから、本計画においては、20年後（1.14≈1.5）に交流人口が現在の1.5倍になることを目指します。

項目	平成27年	平成47年
交流人口（観光入込客数）	509,104人	750,000人

■効果

目標に対する効果として、以下の算定式を用いて消費額を算定します。

$$\text{○単年消費額（円）} = \text{増加人数（人）} \times \text{宿泊割合（%）} \times \text{消費単価（円／人）} \\ + \text{増加人数（人）} \times \text{日帰り割合（%）} \times \text{消費単価（円／人）}$$

$$\text{○平成47年の単年消費額} = 240,896(\text{人}) \times 3.3(\%) \times 11,216(\text{円}) * \\ + 240,896(\text{人}) \times 96.7(\%) \times 3,082(\text{円}) * = \text{約} 800,000(\text{千円})$$

*消費単価は「第2期埼玉県観光づくり基本計画」における消費単価（平成27年宿泊11,216円、日帰り3,082円）

○20年目の消費額が800,000（千円）であることから、1年目では1/20（年）の40,000（千円）、2年目は40,000（千円）増加し80,000（千円）と続き、20年間での消費額は以下のように算定されます。

$$\text{消費総額} = \text{1年目} (40,000 \times 1) + \text{2年目} (40,000 \times 2) + \cdots + \text{20年目} (40,000 \times 20) = 84\text{億円}$$

3) 越生町健康づくりマイレージ事業における 100 ポイント達成者数

越生町の一人あたりの医療費は、現状で県平均より約 3 万円高くなっています。超高齢社会への移行にともなって、今後もさらに増加するものと予想されます。

町では、「ハイキングのまち」越生として、ハイキングコースや関連施設の整備、バリアフリー化を含めたまちなかの歩行空間の整備を進めています。また、町民が自主的、継続的に楽しみながら健康づくりを実践できるよう、越生町健康づくりマイレージ事業を推進しています。日常生活における散歩やウォーキングは、健康づくりや健康寿命の延伸に寄与することから、越生町健康づくりマイレージ事業の関連事業（歩数 1 日 +1,000 歩など）などを通じて、町民の健康増進に努め、医療費の削減を目指します。

平成 27 年の 20 歳以上人口（9,989 人）に対する達成率は 4.9% であり、概ね 20 年後の平成 47 年（20 歳以上人口 8,667 人）の達成率を平成 27 年から倍増の 10%（1,000 人）を目標とします。

項目	平成 27 年	平成 47 年
越生町健康づくりマイレージ事業における 100 ポイント達成者数	491 人	1,000 人

■効 果

現在、越生町健康づくりマイレージ事業において 60 以上の事業が行われており、100 ポイント以上の獲得者は平成 27 年時点で 491 人となっています。目標に対する効果として、10 ポイントで 1 ヶ月 +1,000 歩を目安に 100 ポイント以上の獲得者を達成者と仮定して、医療費削減額を算定します。

○単年医療費削減額（円）= 人数（人）×0.0685（円／人）* ×1,000（歩）×365（日）

* 1 歩あたりの医療費抑制効果（0.0685 円：国土交通省「まちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行量（歩数）調査のガイドライン」）を単価として算定。また、1,000 歩は運動時間 10 分相当とされている。

○平成 47 年の単年医療費削減額 = 1,000（人）×0.0685（円／人）×1,000（歩）×365（日）
= 約 25,000（千円）

○20 年目の削減額が 25,000（千円）であることから、1 年目は 1/20（年）の 1,250（千円）、2 年目は 1,250（千円）増加し 2,500（千円）と続き、20 年間での医療費削減額は以下のように算定されます。

医療費削減総額 = 1 年目（1,250×1）+ 2 年目（1,250×2）+ … + 20 年目（1,250×20）≈2.6 億円

* 20 年後に 25,000（千円）に達するまでに、毎年均等に増加していくと想定

4) 合計特殊出生率

越生町の人口は平成 12 年をピークに自然・社会動態とともに減少が続いている。将来人口に直結する合計特殊出生率は平成 27 年で 0.93 と 1.0 を割り込んでおり、埼玉県の 1.39 に比べても低水準となっています。越生駅を中心に居住誘導区域内の人口密度を保ち、商業施設などの生活基盤施設を維持しつつ、若者世代に向けた流出抑制、流入促進を図り、結婚、妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援を行い、合計特殊出生率の回復に努めます。

目標値は「越生町人口ビジョン」で掲げている合計特殊出生率とします。

項目	平成 27 年	平成 47 年
合計特殊出生率	0.93	1.45

■効 果

本目標に対する成果は設けませんが、消滅可能性都市に含まれている本町において、合計特殊出生率の回復は人口減少の抑制に直結することから、将来的な人口維持が期待できます。

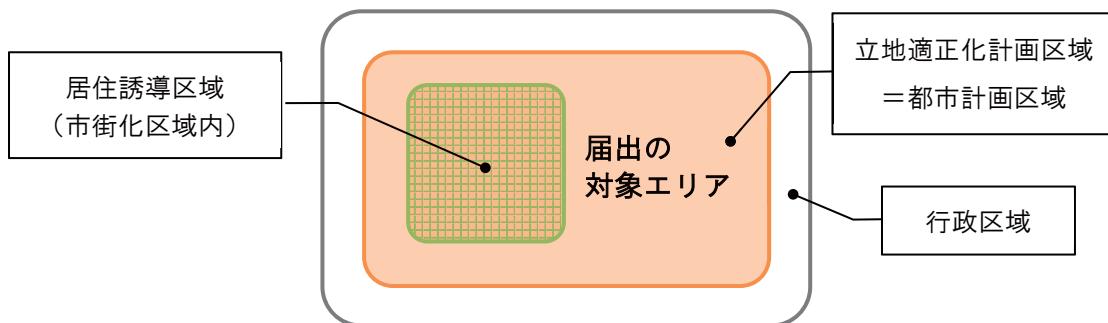
第IX章 届出制度

1. 居住誘導区域と事前届出

居住誘導区域は、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービス等が持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域です。

居住誘導区域外（都市計画区域内）における一定の住宅開発行為・建築等行為を行う場合には、開発行為等に着手する30日前までに町に届出が必要となります。

[居住誘導区域に係る届出対象エリア]



[届出の対象となる行為]

① 開発行為

- 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で $1,000\text{ m}^2$ 以上の規模のもの

② 建築等行為

- 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

図 届出の対象例



2. 都市機能誘導区域・誘導施設と事前届出

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導して集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図ることが可能となる区域であるとともに、規定された誘導施設の誘導や抑制等を図る区域です。

都市機能誘導区域外（都市計画区域内）における誘導施設に係る開発行為、建築等行為を行う場合には、開発等に着手する 30 日前までに町に届出が必要となります。

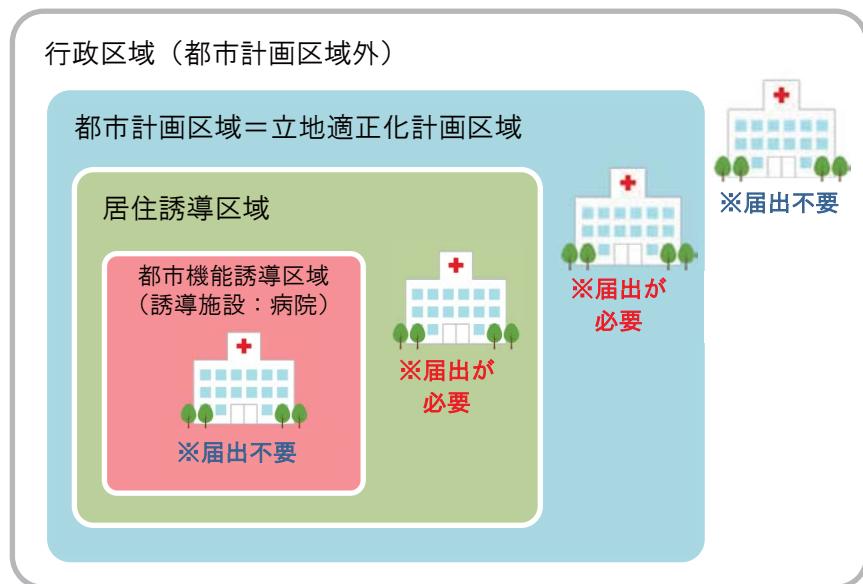
[都市機能誘導区域に係る届出対象エリア]



[誘導施設]

医療機能	病院、診療所（クリニック、歯科等）
高齢者福祉機能	サービス付き高齢者向け住宅
子育て支援機能	認定こども園（認定定員 6 人から 19 人）
教育・文化機能	博物館、美術館 集会場（床面積の合計が 200 m ² 超の冠婚葬祭場、公民館）
観光情報発信機能	観光案内所、観光センター
商業機能	金融機関（ATMを除く） 飲食店（床面積の合計が 500 m ² 超。キャバレー等を除く） 大規模小売店舗（店舗の用に供する床面積の合計が 3,000 m ² 超）
健康増進機能	フィットネスクラブ等（床面積の合計が 500 m ² 以内）

図 届出の対象となる施設のイメージ



越生町立地適正化計画

発 行 平成 30 年 3 月

発 行 者 越生町

〒350-0494

埼玉県入間郡越生町大字越生900-2

編 集 越生町まちづくり整備課

電 話 049-292-3121 (代表)

F A X 049-292-5400

<http://www.town.ogose.saitama.jp/>



越生町のマスコット「うめりん」